

廣島市報

No. 73

發行
昭和27年5月20日
(火曜日)

電話

- 中三五(一) 市會事務局長(代表)
- 中一五(一) 建設局總務課
- 中一六(一) 秘書課
- 中一七(一) 商工課
- 中一八(一) 衛生課
- 中一九(一) 労働課
- 中二〇(一) 教育委員
- 中二一(一) 警察課
- 中二二(一) 消防課
- 中二三(一) 消防課
- 中二四(一) 消防課
- 中二五(一) 消防課
- 中二六(一) 消防課
- 中二七(一) 消防課
- 中二八(一) 消防課
- 中二九(一) 消防課
- 中三〇(一) 消防課
- 中三一(一) 消防課
- 中三二(一) 消防課
- 中三三(一) 消防課
- 中三四(一) 消防課
- 中三五(一) 消防課
- 中三六(一) 消防課
- 中三七(一) 消防課
- 中三八(一) 消防課
- 中三九(一) 消防課
- 中四〇(一) 消防課
- 中四一(一) 消防課
- 中四二(一) 消防課
- 中四三(一) 消防課
- 中四四(一) 消防課
- 中四五(一) 消防課
- 中四六(一) 消防課
- 中四七(一) 消防課
- 中四八(一) 消防課
- 中四九(一) 消防課
- 中五〇(一) 消防課

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

目次

- 規則 三三二
- 告示 三三三
- 教育委員規則 三三三
- 命令 三三三
- 雜報 三三三

規則

廣島市公印保管使用規則の全文改正
廣島市收入証紙規則の一部改正
廣島市々管住宅使用條例施行細則の一部改正
廣島市公印保管使用規則の全文改正
農林水産業統計調査員の任命について
漂流物拾得について
不動産公賣公告について
公賣公告について
百日せき及びシフテリアの予防接種について
五月臨時議會召集について
五月臨時議會付議事件について
建築に関する公開聽聞について
建築に関する公開聽聞の訂正について
固定資産税徵收令違送不能について
耕地整理法第三十五條に基、換地予定地指定について

告示

廣島市立學校給食供事給付手當支給規則

命令

廣島市立學校給食供事給付手當支給規則

規則

廣島市公印保管使用規則をここに公布する。
昭和二十七年五月一日
廣島市長 濱井 信三

廣島市規則第三十九号

廣島市公印保管使用規則(昭和二十三年五月十七日廣島市規則第十三號)の全部を次のように改正する。

(目的)
第一條 廣島市における公印の保管及び使用その他公印に關し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公印の種類等)
第二條 公印の種類、ひな形、寸法、保管課及び使用区分等は、別表の通りとする。

(公印の保管及び使用の責任)
第三條 公印の保管及び使用については、公印を保管する課長(出張所長を含む。以下同じ。)が、その責に任ずる。

(總務課長の任務)
第四條 總務局總務課長(以下總務課長という。)は、公

印保管簿(別記第一號様式)を備え、各課(出張所を含む。以下同じ。)保管の公印に關し、必要な事項を一括整理しなければならない。

2 總務課長は、期間を定め、各課の公印の保管及び使用その他公印に關し、必要な事項を調査し、その状況を市長に報告しなければならない。

3 總務課長は、前項の調査について必要があるときは、公印を保管する課長をして、事務の報告をさせ、書類又は公印使用簿を提出させることができる。

(退總時限後の保管及び使用)
第五條 退總時限後は、總務局總務課保管の公印は、宿直室に置くものとする。

2 前項の公印の保管及び使用については、宿(當)直の上席の職員がその責に任ずる。

(公印の使用簿)
第六條 第二條別表に定める各課は、公印使用簿(別記第二號様式)を備え付けなければならない。

(公印の使用)
第七條 公印を使用するときは、押なつたしよとする文書に決裁済の原簿書添え、當該公印を保管する課長又は宿(當)直員に提示し、原簿書と契印し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。但し、特別の用途に供する文書にあつては、この手續を省略することができる。

(公印の新調、再調整及び廃棄)

第八條 公印の新調及び磨滅して使用に耐えないための再調整並びに廃棄処分は、総務課長に届けなければならない

附則 この規則は、公布の日から施行する。

Table with columns: 公印の種類 (Type of Seal), ひな形 (Design), 寸法 (Dimensions), 保管所 (Storage), 使用 (Usage), 区分 (Division), 印材 (Material), 個数 (Quantity). Lists various official seals like '市長印' (Mayor Seal) and '市役所印' (City Office Seal).

Table with columns: 公印のひな形 (Design of Seal), 廣島市 (Hiroshima City), 廣島縣 (Hiroshima Prefecture). Lists seal designs for different departments like '市長印' and '市役所印'.

Table for '別記第一號様式 公印保管簿' (Form 1: Seal Storage Ledger). Columns include '公印の種類' (Seal Type), '使用区分' (Usage Division), '再調整' (Re-adjustment), '廃棄' (Disposal).

Table for '別記第二號様式 公印使用簿' (Form 2: Seal Usage Ledger). Columns include '使用公文日番號' (Document Number), '件名' (Subject), '提出先' (Recipient), '主務課' (Main Department), '授者印' (Grantor Seal).

廣島市収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。 昭和二十七年五月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十號 廣島市収入証紙規則(昭和二十五年八月十四日廣島市規則第三十九號)の一部を次のように改正する。

廣島市管住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則。 昭和二十七年五月十日 廣島市長 濱井信三

Table for '若草町乙住宅' (Yakakusa-cho E Residential). Lists house numbers and colors: 自一二號 (Purple), 自一五號 (Orange), 自一六號 (Yellow), 至一八號 (Tea).

廣島市規則第四十二號 廣島市公開聴聞規則をここに公布する。 昭和二十七年五月二十日 廣島市長 濱井信三

職員の色被服及び収入税等の納付の責任に基き債務の免除に關し必要事項を定めることを目的と

(書面による聴聞)
 第九條 被聴聞者又は第六條の代理人が出席できない場合には、公聴會の前日までに、申請に附帶する各種事項に關する被聴聞者の供述書又は陳述書を提出することができ、
 第十條 聴聞關係者は、議長の許可を受けなければ公聴會において發言できない。
 第十一條 議長は、發言者が前項の範圍をこえたときは、その發言を制止することができ、
 第十二條 議長又は第五條に規定する者が、次の各號に該當する場合は、發言することができない。
 一 被聴聞者の親族であるとき。
 二 被聴聞者の法定代理人、後見人、又は保佐人であるとき。
 第十三條 議長は、その命に従わない者又は聴聞を妨害する者に對し、退場を命ずることができ、
 第十四條 附則

この規則は、公布の日から施行する。

◎告示

廣島縣農林水産業統計調査規則に基く農林水産業統計調査員の担当區域、及び住所氏名を左記の通り告示する。
 昭和二十七年四月一日
 廣島市長 濱井信三

調査區	担當調査區域	住所	氏名
一 三條本町四丁目、新庄町	三條本町四丁目、新庄町	三條本町四丁目一七六三	小川龜三
二 三條本町一丁目、二丁目、三丁目、横川町一圓	三條本町一丁目、二丁目、三丁目、横川町一圓	三條本町三丁目一六二九	川原修
三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重

調査區	担當調査區域	住所	氏名
一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
一九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二六 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二七 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二八 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
二九 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三〇 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三一 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三二 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三三 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三四 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重
三五 三條本町一圓	三條本町一圓	三條本町一圓一三五九	川原重

廣島市告示第三十七号
 昭和二十七年四月二十二日
 廣島市長 濱井信三
 酒流物拾得について
 左記のものについて、江田島町長より拾得の通知があつたから心當りの方は廣島市役所社会課迄申し出られたい。

記
 一、拾得年月日 昭和二十七年三月二十八日
 二、拾得の場所 江田島町秋月沖合
 三、拾得物 長さ一、五メートル、七センチのワイロー一巻
 四、拾得者 江田島町秋月 大宮逸夫
 廣島市告示第三十九号

昭和三十七年五月二十二日
 廣島市長 濱井信三
 公費公告
 左記のものは、市税等納付に因り差押財産入札の方法を以つて公費するから買受希望者は、入札心得書(徴収票備付)並びに現物承知の上記条件に依り當市徴収課に入札書を出されたい。

廣島市京橋町十三番地 滯納者 西川 強
 廣島市京橋町十三番地 滯納者 西川 強
 一 木造瓦葺平屋建店舖 壹棟
 建坪 十五坪二合五勺
 廣島市西観音町十一番地 滯納者 株式会社修文堂
 一 木造瓦葺二階建店舖 壹棟
 建坪 六坪二合五勺
 外二階 九坪二合五勺
 附屬 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 七坪五勺
 廣島市東魚屋町十九番地 滯納者 戸田屋食堂内 河原久雄
 一 木造瓦葺二階建店舖 壹棟
 建坪 二十五坪五合七勺
 外二階 十九坪二合二勺
 廣島市東魚屋町二十四番地 滯納者 深山 秀三
 一 木造粉葺平屋建居宅及寄宿舎 壹棟
 建坪 十六坪二合四勺
 附屬 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 三坪
 廣島市東魚屋町二十四番地 滯納者 田嶋 美
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十九坪二合五勺
 廣島市西観音町一丁目三八三番地ノ四 滯納者 笠原 里三
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 二十坪三合七勺
 別記
 條件
 一、入札及開札年月日 入札開札昭和二十七年五月二十六日午前十一時
 一、入札場所 廣島市役所徴收課
 一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積價格の百分の五以上(銀行保証小切手又は銀行發行小切手は可)
 一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部を公賣しない事がある
 一、契約保証金は、契約不履行のときは沒收する
 一、公賣代金は、現金を以つて五月三十日迄に納付する事
 (銀行保証小切手又は銀行發行小切手は、可)

廣島市告示第四十号
 昭和二十七年五月十二日
 廣島市長 濱井信三
 公賣公告
 左記の者は、市税滯納處分による差押財産入札の方法を以つて公賣するから、買受希望者は、入札心得書(徴收課備付)並びに現物承知の上、別記條件に依り當市徴收課に入札書を差し出されたい。

廣島市東觀音町二丁目 (2)ミシン 一 (3)ベルト 一	滯納者 菊川 隆一
廣島市平塚町 (4)柱時計 一	滯納者 秋中 平八郎
廣島市京橋町二丁目 (5)柱時計 一 (6)ラッパ 一 (7)水屋 一 (8)フスマ 二	滯納者 清水 健一郎
廣島市段原町 (10)電氣時計 一	滯納者 清水 勝治
廣島市大洲町四六 (11)電氣時計 一 (12)台秤 一 (13)ゴムホース 一 (14)エヤートランスキース 一	滯納者 大澤塗料有限公司
廣島市宇品町八幡通り七丁目 (16)下駄箱 一 (17)火鉢 一	滯納者 渡部 直温
廣島市竹屋町一七 (18)繪画 六	滯納者 柳谷 四郎
廣島市京橋町 (19)女下着 一	滯納者 米原 まさ子
廣島市京橋町 (21)柱時計 一	滯納者 新田 隆記
廣島市段原東浦町 (22)冷蔵庫 一 (23)蚊帳 一 (24)火鉢 六	滯納者 永野 静子
廣島市宇品町 (25)計器 一	滯納者 八木 繁樹

廣島市宇品町 (28)ラゲオ 一	滯納者 八木 榮助
廣島市掛軸 一 (31)柱時計 一 (32)鏡台 一	滯納者 佐藤 知大
廣島市土手町 (33)ミシン 一	滯納者 尾島 英正
廣島市下柳町二二 (34)乳母車 一 (35)ギター 一	滯納者 松本 ハツエ
廣島市廣瀬元町 (36)鏡台 一	滯納者 松本 謙
廣島市廣瀬元町四七 (37)タンス 一	滯納者 株式會社支武商會
廣島市中町二二四 (38)支武醍醐味 四箱 (39)支武D.K.S 一 (40)支武靴クリーム 一 (41)カ粉白粉 一 (42)ククリム 一	滯納者 洞山 五郎
廣島市舟入本町 (44)ラッパ 一	滯納者 櫻井 武二
廣島市東雲町 (45)ラッパ 一	滯納者 末元 アキヨ
廣島市袋町一二 (46)タンス 一 (50)水屋 一 (51)ラッパ 一 (52)衣袋箱 一 (53)食台 一	滯納者 松本 一
廣島市大須賀町 (55)九テーパー 一 (56)タンス 一	滯納者 沖崎 戒三
廣島市西観音町 (57)ラッパ 一	滯納者 米原 益雄
廣島市京橋町 (58)タンス 一 (59)ユカタ (60)柱時計 一	滯納者 菅 春樹
廣島市廣瀬橋町 (61)テーパー 一	滯納者 井上 照二
廣島市段原中町 (62)掛時計 一 (63)タンス 一	滯納者 宮本 邦雄
廣島市段原新町三二一 (66)ラッパ 一 (67)茶タンス 一 (68)掛時計 一	滯納者 宮本 邦雄

廣島市京橋町十三番地 滯納者 西川 強
 廣島市京橋町十三番地 滯納者 西川 強
 一 木造瓦葺平屋建店舖 壹棟
 建坪 十五坪二合五勺
 廣島市西観音町十一番地 滯納者 株式会社修文堂
 一 木造瓦葺二階建店舖 壹棟
 建坪 六坪二合五勺
 外二階 九坪二合五勺
 附屬 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 七坪五勺
 廣島市東魚屋町十九番地 滯納者 戸田屋食堂内 河原久雄
 一 木造瓦葺二階建店舖 壹棟
 建坪 二十五坪五合七勺
 外二階 十九坪二合二勺
 廣島市東魚屋町二十四番地 滯納者 深山 秀三
 一 木造粉葺平屋建居宅及寄宿舎 壹棟
 建坪 十六坪二合四勺
 附屬 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 三坪
 廣島市東魚屋町二十四番地 滯納者 田嶋 美
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十九坪二合五勺
 廣島市西観音町一丁目三八三番地ノ四 滯納者 笠原 里三
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 二十坪三合七勺
 別記
 條件
 一、入札及開札年月日 入札開札昭和二十七年五月二十六日午前十一時
 一、入札場所 廣島市役所徴收課
 一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積價格の百分の五以上(銀行保証小切手又は銀行發行小切手は可)
 一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部を公賣しない事がある
 一、契約保証金は、契約不履行のときは沒收する
 一、公賣代金は、現金を以つて五月三十日迄に納付する事
 (銀行保証小切手又は銀行發行小切手は、可)

廣島縣安佐郡祇園町一六四番地 滯納者 株式会社廣島英和商工社
 廣島市中町七番地 滯納者 西川 強
 一 木造瓦葺平屋建店舖 壹棟
 建坪 九坪五合
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十七坪七合五勺
 廣島市中町七番地ノ一 滯納者 西川 強
 一 宅地 十三坪四合八勺
 全町七番地ノ八
 一 宅地 四十二坪五合六勺
 廣島市中町七番地ノ十三 滯納者 西川 強
 一 宅地 十三坪五合二勺
 廣島市比治山本町一六二番地 滯納者 西川 強
 廣島市基町一番地 滯納者 西川 強
 一 木造瓦葺全町一五八〇番
 一 木造瓦葺二階建事務所 壹棟
 建坪 五十坪三合二勺
 外二階 四十九坪
 廣島市三條本町一丁目 滯納者 中山 三夫
 一 宅地 五十七坪
 廣島市猿猴橋町二十三番地五組 滯納者 廣田 トメ子
 一 木造粉葺平屋建別宅 壹棟
 建坪 六坪
 廣島市西地方町 滯納者 佐方 英太郎
 廣島市西地方町四番地 滯納者 佐方 英太郎

廣島市京橋町一〇五番地 滯納者 下河内 一人
 一 木造瓦葺二階建店舖 壹棟
 建坪 一階 十五坪七合五勺
 二階 六坪
 廣島市小網町一〇五番地 滯納者 下河内 一人
 一 木造瓦葺平屋建居宅店舖 壹棟
 建坪 十六坪
 一 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 四坪七合五勺
 廣島市小網町甲七番地ノ二九 滯納者 猫島 正幸
 一 宅地 九十四坪二合九勺
 全市全町甲七番地ノ三〇
 一 宅地 十七坪八合七勺
 廣島市西引御堂町七十二番地 滯納者 長谷川 正
 一 木造粉葺平屋建店舖 壹棟
 建坪 二十五坪五合
 廣島市中廣町九二五番地 滯納者 中村 ヒサ子
 一 木造粉葺二階建居宅及寄宿舎 壹棟
 建坪 五〇坪七合五勺
 外二階 十二坪七合五勺
 廣島市西観音町一丁目三八三番地ノ四 滯納者 中村 ヒサ子
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十九坪二合五勺

定に基き、職員の出発免除及び入役等の賠償の責任に

定に基き、職員の出発免除及び入役等の賠償の責任に

廣島市告示第四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第五十四條に基づき左記の通り公開による聽開を行う。

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

一、聽開期日 昭和二十七年五月二十三日午前十時
二、聽開場所 廣島市國壽寺町三九廣島市組合内社會黨議員控室
三、申請者住所 廣島縣佐伯郡五日市海老塩濱字大新開
四、申請者氏名 河合榮市
五、建築場所 廣島市千田町二丁目六五〇ノ一 六四八ノ一
六、用途概要 絨縫工場、木造二階建、延八六、三八二坪

廣島市告示第四十四号の二

建築基準法に基く公開による聽開の告示(昭和二十七年五月十九日廣島市告示第四十四號)の一部を左記のとおり訂正する。

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四十五号

廣島市松原町坂本秀吉外九七一名に對する昭和二十七年度第一期固定資産税徵稅令書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公告す。

昭和二十七年五月二十日

廣島市長 濱井信三

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區画整理施行地区内の別紙土地所有者佐伯卓造外一名に對する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否、その他のため送達不能につき、併地整理法第三十五條の規定により、公告する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區画整理施行地区内の貴府所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は、使用出来ない。

二、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になったもの、また道路、公園その他、公共用地になったものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

三、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、

土地所有		換地予定地	
氏名	面積	氏名	面積
佐伯卓造	152	佐伯卓造	152
...

廣島市告示第四十一号

今回予防接法(昭和二十三年法律第六十八號)の規定に基づき百日せき及びシフテリアの予防接種を左記の通り施行する。

昭和二十七年五月十五日

廣島市長 濱井信三

一、日時 自昭和二十七年五月十九日
至昭和二十七年八月三十日(診療時間中)
二、接種費 百日せき(一回接種)一回につき四十圓
シフテリア(一回接種)一回につき十圓
三、接種を受ける人
1. 生後三ヶ月から生後六ヶ月に至る期間。
2. 前週定期後十二ヶ月から十八ヶ月に至る期間。
3. 追加接種一回接種
4. 追加接種一回接種
5. 追加接種一回接種
6. 追加接種一回接種

廣島市告示第四十二号

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

左記の通り臨時廣島市議會を招集する

招集日時 昭和二十七年五月二十六日午後一時
招集場所 廣島市役所

廣島市告示第四十三号

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

五月二十六日招集の臨時廣島市議會に對する事件は左記の通り

一、廣島市議會定例會條例制定について
二、廣島市證明及び團體手数料條例の一部改正について
三、日本國との平和條約の効力發生に伴う職員懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く免除に關する條例制定について
四、廣島海員會館條例制定について
五、昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市市民病院費才入出予算

廣島市告示第四十四号

廣島市告示第四十四号の二

建築基準法に基く公開による聽開の告示(昭和二十七年五月十九日廣島市告示第四十四號)の一部を左記のとおり訂正する。

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

◎教育委員會規則

廣島市立學校給食炊事婦手當支給規則をここに公布する
昭和二十七年四月二十一日
廣島市教育委員會
委員長 吉本 壽一

廣島市教育委員會規則第一號

廣島市立學校給食炊事婦手當支給規則
第一條 廣島市立學校の給食に従事する炊事婦に對し、この規則により手當を支給する。
第二條 手當金は、月額三千五百圓とする。
第三條 手當金の支給方法に關しては、市立學校職員給與支給の例による。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
2 廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事婦手當支給規則(昭和二十三年四月二十日廣島市規則第十一號)は、廢止する。

◎辭令

地方公務員法第二十八條第二項第一號により昭和二十七年十月三十一日まで林職を命ずる
昭和二十七年五月一日
廣島市財務調査委員會委員を解く
永田 百太郎
秋田 正之
廣島市財政調査委員會委員を委嘱する
昭和二十七年五月一日
技術吏員 宗里 實

廣島市建築審査會幹事を命ずる

事務史員 森保 秀彦
高東 正義

廣島市建築審査會書記を命ずる

昭和二十七年五月十三日

◎雜報

出張所管區域別人口及び世帯状況について

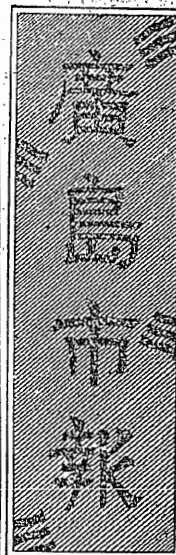
出張所別	人口	世帯	同上前月との比較
牛田	九、二七五	一、六三三	△
尾長	一三、六五五	一、八一	△
青崎	九、六八三	一、二五五	△
段原	二、四八一	七、七	△
比治山	一、七四三	一、一七	△
仁保	一、三五四	一、八二	△
大河	一、三五四	一、二二	△
皆賀	一、六六七	一、三	△
字品	二、四七六	一、三	△
似島	二、一〇五	一、五	△
基町	二、八八四	一、五	△
元中央	四、〇〇八	一、七	△
十日市	二、五四六	一、三	△
舟入	一、四四八	一、〇	△
觀音	一、九四九	一、〇	△
己斐	一、九〇七	一、三	△
三篠	一、七七一	一、〇	△
草津	一、三九三	一、〇	△
計	五、〇六三	二、九	△

戸籍上の市勢

(昭和二十七年四月分)

種別	件数	同上一日分		前年同月分	
		最大	最小	平均	増減
婚姻	二、〇四	二、一七	一、三	二、〇〇	二、〇〇
離婚	二、一	二、一	一、一	二、一	二、一
出生	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
死亡	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
寄留届	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
出寄留届	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
謄抄本請求	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
印鑑届	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
身分證明	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
戸籍閲覧	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
印鑑照	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分計算したもの



外 行
昭和27年5月31日
(土 曜 日)

發行人所 廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

電話 (代表)
 中三五六一三五
 中三五六一三五 (市會事務局) 中三五六一三五 (建設局) 中三五六一三五 (船務局) 中三五六一三五 (港務局) 中三五六一三五 (消防局) 中三五六一三五 (衛生局) 中三五六一三五 (警察部) 中三五六一三五 (教育委員会) 中三五六一三五 (中央卸賣市場)

◎財政事情公表

広島市告示第五十二号

地方自治法第二百四十四條の規定並びに「財政事情」の
 作製及び公表に關する條例により、本市の「財政事情」を
 次のように公表する。

昭和二十七年五月三十一日
 廣島市長 濱 井 信 三

ここに、昭和二十六年度財政の状況を公表し、市民各位
 の御批判と御理解をにより、本市財政確立のため、なお
 一層の御協力をお願いする次第である。

一 本市財政の歩み

- 昭和二十六年年度予算歳入出状況
- 二 公營企業歳入出状況
- 三 市税について
- 四 財産公積及び一時借入金金の現在高
- (一) 市有財産
- (二) 公 債
- (三) 一時借入金
- 五 じすび

一 本市財政の歩み
 前同公表の際、昭和二十四年度、昭和二十五年度及び昭

和二十六年度と、本市財政の推移について説明した通り、
 劃期的な規制の改革で、平衡交付金制度の新設等、自治体
 財政逐直の一大方針が講ぜられたが、その後激次になつた
 る國及び縣よりの委任事務、職員給与改訂、経済情勢の
 變動による諸物件費の増加等に加え、水害その他の災害に
 よる財政需要額の多額の増加を必要とし、獨自財源に限度
 のある本市としては、經常経費以外の、これら臨時の諸経費
 財源は大部分、國及び縣に依存するの外ない實情を含め
 て、昭和二十六年度を迎えたのである。

昭和二十六年年度予算の編成にあつては、經常経費の節
 減と、不急事業の徹底的整理を斷行し、生産事業の効果を
 擧げるべく、格段の努力を傾注し、都市建設の基本方針を
 堅持した次第である。
 その後の整理運営に當つては、従来の整理制度を改鑿し
 予算訓令制度に改め、極力経費の節約と追加予算の計上
 を、差し控える措置をとつた。社会状況の變動と臨時突
 發的経費の必要を生じた等の結果、左表に示す如く、

會計別	最終予算額	當初予算額	増	差引増減	減	備考
一 一般會計	1,234,567,890	1,000,000,000	234,567,890	234,567,890	—	
建設費	500,000,000	400,000,000	100,000,000	100,000,000	—	
公益費	300,000,000	250,000,000	50,000,000	50,000,000	—	
奨學費	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
天満町外部落着財源	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
用品調達費	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
水道事業費	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
小計	1,000,000,000	1,000,000,000	—	—	—	
合 計	1,234,567,890	1,000,000,000	234,567,890	234,567,890	—	

全會計を通じ當初予算額貳拾壹億九千四百八拾四万九千
 五億貳千六百九拾万九千餘圓の追加を生じ、最終予算額
 は貳拾七億貳千七百七拾四万九千餘圓となつてゐる。
 追加更正の措置をしたものは、一般會計において五億八
 千七百參拾六万參千餘圓で、公營企業水道事業費の五百八
 拾四万六千餘圓で、特別會計建設事業費については、事業
 認定の決定に伴う更正減額、六千六百參拾万餘圓となつて
 いる。

一般會計追加予算の主なるものは、諸支用金において、特別會計建設事業費(震災復興費)に對する繰入金と、第六回國民体育大會開催諸費その他を合わせ、壹億九千九拾六万參千餘圓を計上して追加総額の三三%、キヤ、ルース台風に對する災害復事業費壹億四千參百四拾貳万貳千餘圓で二四%、生活保護及び厚生援護等の諸計費を計上している。社會勞動施設費の七千參百四拾四万九千餘圓で一三%、保健衛生費五千貳百六拾九万餘圓で九%、土木費參千貳百九拾參万餘圓で六%、産業經營費參千八百五拾貳万五千餘圓で五%、教育費千五百六拾四万六千餘圓の三%等で、このうち、給與改訂により新たに人件費として追加した額は、四千七百拾五万貳千餘圓である。

なお、これが追加更正予算に伴う財源措置は、左記の通りである。

一般會計

區分	昭和二十六年 當初予算額	總額に對する 百分比	追加更正 予算額	總額に對する 百分比	最終予 算額	總額に對する 百分比	備考
市獨自財源	六七,四四六,六六六	六三	一三,八四六,六六六	二二	八一,二九三,三三二	八二	
國縣依存分	三六,九七三,七三三	三三	四,八二二,二二二	三	三九,七九五,九五五	四〇	
その他	一八,一〇〇,〇〇〇	一七	三三,三三三,三三三	三	五一,四三三,三三三	五二	
計	一二二,五二〇,四〇〇	一〇〇	五二,〇〇二,二二二	四二	一七四,五二二,六二二	一〇〇	

建設費

區分	昭和二十六年 當初予算額	總額に對する 百分比	追加更正 予算額	總額に對する 百分比	最終予 算額	總額に對する 百分比	備考
市獨自財源	一五,一〇七,〇〇〇	一五	一五,三三三,〇〇〇	三三	三〇,四四〇,〇〇〇	三三	
國縣依存分	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇	
その他	一,〇〇〇,〇〇〇	一	一,〇〇〇,〇〇〇	一	二,〇〇〇,〇〇〇	一	
計	二六,一〇七,〇〇〇	一〇〇	二六,三四三,〇〇〇	一〇〇	五二,四四三,〇〇〇	一〇〇	

合計(純會計)

區分	昭和二十六年 當初予算額	總額に對する 百分比	追加更正 予算額	總額に對する 百分比	最終予 算額	總額に對する 百分比	備考
市獨自財源	八二,五五三,六六六	七五	二八,一七九,六六六	二六	一一〇,七三三,三三二	七六	
國縣依存分	四六,九七三,七三三	四三	五,八二二,二二二	五	五二,七九五,九五五	四一	
その他	一九,一〇〇,〇〇〇	一八	三四,三三三,三三三	三	五三,四三三,三三三	一八	
計	一四八,六二七,四〇〇	一〇〇	六八,三四三,二二二	四五	二一七,〇七〇,六二二	一〇〇	

一般會計においては、七五%の國及び縣依存を示し、その内訳は、地方財政平衡交付金の二億六千八百拾八万千餘圓、國及び縣補助、一億一千七百六拾二万九千餘圓並びに市債の五千二百八拾万圓となつてゐる。市獨自財源としては、市税の一億千七百七十九千餘圓、前年度繰越金千二百七拾一万四千餘圓で二一%、その他の収入四%となつてゐる。

建設費については、國の事業認定決定に伴う國及び縣補助金の削減額二億四千七百九拾八万八千餘圓を、一般會計よりの繰入金一億七千三百二十拾万四千餘圓、その他の収入八百四拾六万三千餘圓をもつて、補充してゐる。

會計(純會計)について見ると、五五%を國及び縣に依存し、市獨自財源三六%、その他九%となつてゐる。

以上、最終予算において、一般會計は、市獨自財源四九%、國及び縣依存分四八%、その他三%となつており、建設費は、一般會計を、合わせた純會計で見た場合、國及び縣依存分は五九%、市獨自財源は三八%、その他三%で、國及び縣依存に高率を見ており、これを昭和二十五年最終予算と比較すると、

一般會計

科 目	昭和二十六年 度最終予算額	昭和二十七年三月三十一日現在 支出総額	最終予算額に 對する支出総 額の百分比
一 議會費	10,000,000	10,000,000	100
二 役所費	10,000,000	10,000,000	100
三 警察消防費	10,000,000	10,000,000	100
四 土木費	10,000,000	10,000,000	100
五 教育費	10,000,000	10,000,000	100
六 社會福利費	10,000,000	10,000,000	100
七 衛生費	10,000,000	10,000,000	100
八 消防費	10,000,000	10,000,000	100
九 道路維持修繕費	10,000,000	10,000,000	100
十 河川維持修繕費	10,000,000	10,000,000	100
十一 港灣維持修繕費	10,000,000	10,000,000	100
十二 教育委員會費	10,000,000	10,000,000	100
十三 小學校費	10,000,000	10,000,000	100
十四 中學校費	10,000,000	10,000,000	100
十五 高等學校費	10,000,000	10,000,000	100
十六 圖書館費	10,000,000	10,000,000	100

單位円
最終予算額に
對する支出総
額の百分比

昭和二十六年年度予算執行狀況調査
一般會計 昭和二十七年三月三十一日現在

右表の通りで、社會情勢の變動と、經濟事情による物價高騰のため、自立財政を確立することは極めて困難と言ひざるを得ない實情である。次に予算の執行狀況は、一般會計歳出において、義務的經費が最も高率であるが、以下、各費目毎についての執行狀況は、左表の通りである。

區 分	合 計 (純會計)		備 考
	二十五年度 最終予算額 に対する百分比	二十六年 度最終予算額 に対する百分比	
市獨自財源	100	100	
國縣依存分	100	100	
その他	100	100	
計	100	100	

研究諸費	1,400,000	1,400,000	1,400,000	22
社會教育費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	23
原爆犠牲者補償費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	24
六 社會勞動施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	25
生活保護費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	26
民生委員費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	27
社會福祉事務所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	28
障養施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	29
保嬰院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	30
保育所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	31
厚生諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	32
公園費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	33
兒童福祉費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	34
母子寮費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	35
失業對策事業費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	36
養老院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	37
乳兒院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	38
保育所施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	39
職災者救済援護施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	40
兒童遊園地施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	41
身体障害者福祉費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	42
厚生援護施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	43
七 保健衛生費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	44
保健所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	45
性病診療所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	46
傳染病予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	47
マダニ忌避驅除費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	48
トラホーマ予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	49
結核予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	50
舟入法院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	51
衛生試験検査費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	52
診療所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	53
下水道費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	54
下水道調査費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	55
汚物處理費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	56
居場費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	57
火葬場費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	58
結核予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	59
体育費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	60
衛生諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	61
狂犬病予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	62
保嬰所復舊費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	63
社會保健福祉院建設準備費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	64
舟入病院建設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	65
八 産業經濟費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	66
配給諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	67
商工諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	68

農水産諸費	2,626,220	1,702,830	923,390
農林委員会費	1,110,120	1,110,120	0
農林調整委員会費	500,120	500,120	0
家畜市場費	2,016	2,016	0
漁業所費	2,016	2,016	0
工業指導所費	1,110,120	1,110,120	0
觀光遊覽諸費	1,000,000	1,000,000	0
中央卸賣市場費	1,000,000	1,000,000	0
國藥綜合指導所費	1,000,000	1,000,000	0
土地改良費	1,000,000	1,000,000	0
農業水利事業費	1,000,000	1,000,000	0
中央卸賣市場増築費	1,000,000	1,000,000	0
農地災害復舊費	1,000,000	1,000,000	0
農業委員会費	1,000,000	1,000,000	0
九 財 産 費	2,626,220	1,702,830	923,390
基本財産造成費	1,000,000	1,000,000	0
財産管理費	1,000,000	1,000,000	0
施設費	1,000,000	1,000,000	0
統計調査費	1,000,000	1,000,000	0
十 選挙費	1,000,000	1,000,000	0
選挙費	1,000,000	1,000,000	0
啓蒙宣傳費	1,000,000	1,000,000	0
市長及市議会議員選挙公費	1,000,000	1,000,000	0
市長及市議会議員選挙執行費	1,000,000	1,000,000	0
縣議会議員選挙公費	1,000,000	1,000,000	0
縣議会議員選挙執行費	1,000,000	1,000,000	0
ク	1,000,000	1,000,000	0
農林委員選挙執行費	1,000,000	1,000,000	0
十二 公 債 費	1,000,000	1,000,000	0
元利償還金	1,000,000	1,000,000	0
利 子	1,000,000	1,000,000	0
十三 輸 送 費	1,000,000	1,000,000	0
十四 監査委員費	1,000,000	1,000,000	0
十五 災害土木復舊費	1,000,000	1,000,000	0
十六 公平委員会費	1,000,000	1,000,000	0
十七 災害復舊費	1,000,000	1,000,000	0
土木復舊費	1,000,000	1,000,000	0
下水復舊費	1,000,000	1,000,000	0
公園復舊費	1,000,000	1,000,000	0
港灣復舊費	1,000,000	1,000,000	0
住宅その他復舊費	1,000,000	1,000,000	0
教育施設復舊費	1,000,000	1,000,000	0
総合その他復舊費	1,000,000	1,000,000	0
十八 諸支用金	1,000,000	1,000,000	0
公金取扱費	1,000,000	1,000,000	0
郵 送 費	1,000,000	1,000,000	0
遊納區分費	1,000,000	1,000,000	0

出金七四%、縣支出金六四%、市債四三%、その他雑収入一六二%等となつてゐる。

建設費歳入中、國庫支出金八八%、市債七四%、換地清算徴収金二五三%、雑収入二八%及び寄附金六五%となつており、一般會計よりの繰入金は、出納閉鎖期日までに収入することになつてゐる。

以上の収入確保については、日夜懸命の努力を傾注して、二十六年度財政の確立を圖つたのであるが、事業認証の低率と、市債の不承認等、政府の施策による止むを得ない歳入欠陥を來たし、二十六年度財政運営に重大なる支障を、生ずる結果となつたのである。

政府においては、現下の地方自治体財政窮迫の實情を察知せられ、昭和二十七年年度庫子算の一部を繰上充用の上、一時融資の措置をとる等、自治体財政の赤字補填に出來得る限りの盡力をされてゐるのであるが、本市財政の現状は、上述の措置によつても解決は、し難い實情であるので、年度末までの財政運営には、なお、一段の創意工夫を加え、赤字財政克服のため、懸命の努力を傾注してゐる次第である。

昭和二十六年度予算歳入出状況

一般會計 歳入

(單位円)

科 目	當初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分		最終予算額に對する百分
			至四月収入額	至三月収入額	
一市	5,000,000	5,000,000	100	100	100
普通稅	3,000,000	3,000,000	100	100	100
舊法による稅收入	1,000,000	1,000,000	100	100	100
二地方財政平衡交付金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
三公企業及財産收入	1,000,000	1,000,000	100	100	100
四使用料及手数料	1,000,000	1,000,000	100	100	100
五國庫支出金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
六縣支出金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
七寄附金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
八繰入金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
九繰越金	1,000,000	1,000,000	100	100	100
一〇雜收入	1,000,000	1,000,000	100	100	100
一一市債	1,000,000	1,000,000	100	100	100
歳入合計	10,000,000	10,000,000	100	100	100

科 目

當初予算額 最終予算額 最終予算額に對する百分 至四月支出額 至三月支出額 支出總額 最終予算額に對する百分

科 目	當初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分		最終予算額に對する百分
			至四月支出額	至三月支出額	
一議會費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
二役所費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
三警察消防費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
四土木費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
五教育費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
六社會勞動施設費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
七保健衛生費	1,000,000	1,000,000	100	100	100
八庶務經費費	1,000,000	1,000,000	100	100	100

二給水工事費收入	1,512,434.00	1,512,434.00	100	1,512,434.00	1,512,434.00	100
三雑 收入	1,112,000.00	1,112,000.00	100	1,112,000.00	1,112,000.00	100
四公企業及財産收入	2,120,000.00	2,120,000.00	100	2,120,000.00	2,120,000.00	100
五雑 入金	—	—	—	—	—	—
六國庫支出金	1,120,000.00	1,120,000.00	100	1,120,000.00	1,120,000.00	100
七市 債	1,120,000.00	1,120,000.00	100	1,120,000.00	1,120,000.00	100
八繰 越 金	—	—	—	—	—	—
歳入合計	8,000,000.00	8,000,000.00	100	8,000,000.00	8,000,000.00	100

歳 出

科 目	当初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分	至四月支出額	至十月支出額	支出総額	最終予算額に對する百分
一 水道費	1,120,000.00	1,120,000.00	100	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100
給水管工事費	1,000,000.00	1,000,000.00	100	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	100
水道事務費	1,200,000.00	1,200,000.00	100	1,200,000.00	1,200,000.00	1,200,000.00	100
水道復舊事業費	—	—	—	—	—	—	—
水道施設改良事業費	—	—	—	—	—	—	—
災害復舊事業費	—	—	—	—	—	—	—
二 公 債	1,120,000.00	1,120,000.00	100	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100
三 諸 支出 金	1,120,000.00	1,120,000.00	100	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100
四 予 備 費	—	—	—	—	—	—	—
歳出合計	8,000,000.00	8,000,000.00	100	8,000,000.00	8,000,000.00	8,000,000.00	100

三、市税について

市民各位には既に御承知の如く、昭和二十五年八月の劃期的な税制改正により、本市の税源は、市民税及び固定資産税の二大税目に分割され、これが財政運営の根本的要素となつた次第である。しかしながら過去一、二年間に亘るこれら市税負擔の状況を見るに、従來、市民各位に對する市民税は、極端に膨張し市税に對する重大關心を喚起するに至つたのであるが、税制改革に對應する踏襲勢の整備不足、新税制に對する周知徹底を欠いた結果、收入實績は不振を極め、加えて平衡交付金制度による國及び縣補助金の廢止、起債許可の制限等により、本市財政は不測の窮乏に達著し、昭和二十五年年度決算期において一億二千万円程度の赤字繰越しを余儀なくされたのである。

昭和二十六年年度においては、諸團勢の急激整備と人容の強化を圖り、徴税機構を改正して各出張所單位に徴收員を配設して、極力市税收入の確保に努力した結果、遂次良好なる成績を納めつゝある。

昭和二十六年度市税収入状況は左表の通りである。

(昭和二十七年三月三十一日現在)

税 目	予算額	測定額	収入實額	測定額額	予算に對する収入の百分	測定額に對する収入の百分
市 民 税	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100	100
固定資産税	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100	100
自 轉 車 稅	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100	100
荷 車 稅	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	1,120,000.00	100	100

電氣ガソル税	1,111,000	1,111,000	100
廣告税	1,111,000	1,111,000	100
接客入税	1,111,000	1,111,000	100
普通税	1,111,000	1,111,000	100
計	4,444,000	4,444,000	100

三月末現在予算額に對し七六%が收入済で、二六%が未收入となつており、國庫依存分の實收を隔るは勿論、市税の完全收納に對しても日夜懸命の努力を傾注してゐることは申すまでもないことである。

しかしながら、これが成績の良否は、かかつて市民各位の本市復興に對する御熱意如何にあるのであつて、今後の本市發展のため、格段の御協力をお願いする次第である。

四、財産、公債及び一時借入金の現在高

(一) 市有財産

- 土地 四拾八万五千五百五拾九坪八合貳勺
- 建物 拾万千六百參拾四坪參合五勺
- 基金資金の現在高 貳百五拾万八千貳百六拾參坪四九拾參畝

(二) 公債

- 借入先別市債現在高調
- 借入先 現在高 總額に對する百分比
- 大政省資金運用部 八〇〇,〇〇〇 〇.〇八
- 簡易保險局 六〇〇,〇〇〇 〇.〇六
- その他一般金融機關 一〇〇,〇〇〇 〇.〇一
- 計 一,〇〇〇,〇〇〇 〇.一〇

費目別市債現在高調

費目	現在高	總額に對する百分比	備考
警備消防費	1,111,000.00	11.11	
土木費	1,111,000.00	11.11	
教育費	1,111,000.00	11.11	
社會勞動施設費	1,111,000.00	11.11	
産業經濟費	1,111,000.00	11.11	
保健衛生費	1,111,000.00	11.11	
災害復舊費	1,111,000.00	11.11	
建設費(警備復興費)	1,111,000.00	11.11	
水道事業費	1,111,000.00	11.11	
その他	1,111,000.00	11.11	
計	10,000,000.00	100	

(三) 一時借入金

財政調整資金

(昭和二十三年現在) 單位千円

借入先	借入額	償還金額	残額	借入年月日	利率	備考
大蔵省資金運用部	3,000,000	3,000,000	—	元、10、18	一錢八厘	
廣島銀行	2,000,000	2,000,000	—	元、6、15	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	3,000,000	3,000,000	—	元、11、30	一錢八厘	
廣島銀行	2,000,000	2,000,000	—	元、8、15	二錢五厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、10、10	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	10,000,000	10,000,000	—	元、6、15	二錢五厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、7、10	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	3,000,000	3,000,000	—	元、9、15	一錢八厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、10、10	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	10,000,000	10,000,000	—	元、10、10	二錢五厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、10、10	二錢五厘	
計	33,000,000	33,000,000	—			

借入先	借入額	起債前借資金		借入(償還)年月日	利率	備考
		長期債に借替 又は償還額	残額			
大蔵省資金運用部	10,000,000	10,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、15	一錢八厘	
計	33,000,000	33,000,000	—			

五、むすび

講和教効を契機として我國經濟の様相も、獨立後の前途勢を整備するため各段の飛躍を遂げ、民主政治の基礎となる自治体行政も、益々、自立飛躍を遂請む

られるにいたつたのである。

しかしながら内外の諸事情を見るに、一応安定を保つておるかの様であるが、生活経済ともに或種の危機をばらんでおることは、否めない事實であり、獨り我が國のみを平穩裡におかず、世界平和の呼聲はいたずらに空面を流れるに過ぎない實情であつて、平和への道は遠く、我々の使命は今後益々重く、且つ大ま云わなければならぬのである。

終戦以來「ヒロシマ」の名は平和のシンボルとして、廣く世界に喧傳され、訪日の各國名士もぞつて本市を歴訪されている現状であるが、翻つて本市復興の實狀を見るに、その途上にはなお幾多の困難なる問題が山積の狀態であり、行財政の面においても相當の困難が予想せられるので、各位には今後一層、市政の運営に御協力を賜るようお願いする次第である。

廣島市報

No. 74

發行
昭和27年6月20日
(金曜日)

電話

中三五二一三五五(代表)

中三五六(市會事務局) 中三三九(建設局總務課) 中一〇七〇(舟入病院)

中三五七(秘書課) 中三三六(商工課) 中三〇九(警察本部)

中三五八(會計課) 中三三九(労働課) 中三三九(消防部)

中三五九(教育委員會) 中三三九(保健課) 中三三九(東部復興事務所)

中三五九(教育委員會) 中三三九(保健課) 中三三九(東部復興事務所)

中三五九(教育委員會) 中三三九(保健課) 中三三九(東部復興事務所)

發行所 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

【目次】

◎條例

- 日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例……………一頁
- 廣島市海員會館條例……………二
- 社會保險廣島市民病院條例……………二
- 社會保險廣島市民病院院使用料及び手数料條例……………三
- 廣島市住宅管理條例……………三
- 廣島市議會委員令條例の一部改正……………六
- 廣島市證明及び問置手数料條例の一部改正……………六
- 廣島市議會令條例……………六
- 廣島市納税奨励條例の一部改正……………六
- 廣島市事務分掌條例の一部改正……………六
- 廣島市運輸局事務局條例……………七
- 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例……………七

◎規則

- 廣島市住宅管理條例施行規則……………七
- 廣島市事務分掌規則の一部改正……………一五
- 廣島市中央卸賣市場取引改善委員會規則……………一五
- 廣島市手帳、決算及び會計規則の一部改正……………一五
- 廣島市中小企業融資委員會規則……………一七

◎告示

- 漂流物拾得について……………一八
- 第三十回換地予定地変更指定の發表について……………一八
- 公示送達について……………一八
- 建築に關する公開聴聞について……………一八
- 水道工事責任技術者の資格試験の実施について……………一八
- 昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市民院費歳入出予算……………一八
- 公示送達について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 昭和二十七年廣島市特別會計運輸事業費歳入出予算について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 建築基準法に基く公開聴聞について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 公示送達について……………一九

◎訓令

- 社會保險廣島市民病院規程……………二一
- 廣島市農業生産施設再建融資諮問委員會規程……………二二
- 旅費請求書に添付する明細書に關する規程……………二二

◎選舉管理委員會告示

政治資金規程法第十二條の規定による
……………二六

◎辭令

五月定例市議會議決事件について……………二七

昭和二十七年年度予算執行上の要請による退職者で市長の定めるものについて……………二九

出雲所管区域別人口状況について……………二九

戸籍上の市勢について……………二九

◎雜報

日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例をここに公布する。

昭和二十七年五月二十七日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第三十六号

日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例

(目的)

第一條 この條例は、公務員等の懲戒免除等に關する法律(昭和二十七年法律第十七号)第三條及び第五條の規定に基き、職員が懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)の懲戒免除
 第二條 職員(この條例施行の日前に職員でなくなつた者を含む)のうち、昭和二十七年四月二十八日前行爲について、法令、條例及び規則に規定する懲戒処分を受けたものに対しては、將來に向つてその懲戒を免除し、同目前の行爲について、まだ法令、條例及び規則に規定する懲戒処分を受けていないものに対しては、懲戒を行わない。

(収入役等の賠償の責任に基く債務の免除)
 第三條 収入役その他法令の規定に依りて現金又は物品を保管する職員(この條例施行の日前にこれらの職員でなくなつた者を含む)の賠償の責任に基く債務で、昭和二十七年四月二十八日前行爲によるものは、將來に向つてその債務を免除する。

附則
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

廣島海員會館條例をここに公布する。
 昭和二十七年五月二十七日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第三十七号

廣島海員會館條例

(目的及び設置)
 第一條 海員の福利増進を図ると共に、廣島港の發展に寄與するために、廣島海員會館(以下「會館」という)を設置する。

(位置)
 第二條 會館は、廣島市宇品町五八一番地の三に置く。

(事業内容)

第三條 會館は、第一條の目的を達成するために左の事業を行う。
 一 宿泊、食堂、図書、娯樂、理髮及び洗濯等の各施設

を置き、海事関係者の公共的利用に供すること。

(職員)
 第四條 會館に、職員若干名を置く。
 2 前項の外、嘱託員を置くことができる。

(職務)
 第五條 職員及び嘱託員は、所属課長の命を受けて館務に従事する。

(執務時間)
 第六條 會館の職員は、執務時間及び休日、本館の例による。但し、臨時休館日は、その都度公示する。

(使用)

第七條 會館を使用しようとする者は、左の事項を具し、市長の許可を受けなければならない。

一 使用者の住所、氏名(船名、職名)。
 二 使用目的及び日時。
 三 その他市長の必要とする事項

第八條 左の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。
 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 二 建物又は附屬物を損傷するおそれがあると認めるとき。

三 管理上支障があると認めるとき。
 四 その他市長が不必要と認めるとき。

第九條 左の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消することができる。
 一 使用者がこの條例(この條例に基く規則を含む)に違反したとき。

二 前條の各号の一に該当する事実が発生したとき。
 第十條 左の各号の一に該当するものは、會館の中に入る

ことができない。
 一 傳染病又は、他人の嫌う疾患のあるもの。
 二 精神病者又は、泥酔者。
 三 兇器、劇・毒藥、その他危険物を携帯するもの。
 四 その他、市長が不適当と認められたもの。

(損害の賠償)

第十一條 故意又は、過失によつて建物その他物品を滅失又は損したときは、市長は、その定める損害額を賠償させることができる。

(使用料)
 第十二條 會館の使用料については、別に定める。

(委託經營)
 第十三條 會館は、海員厚生事業經營者に經營を委託することができる。

(市長への委任)
 第十四條 この條例の施行に關して、必要な事項は市長が定める。

附則
 この條例は、公布の日から施行する。

社會保險廣島市民病院條例をここに公布する。
 昭和二十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第三十八号

社會保險廣島市民病院條例

(目的及び設置)
 第一條 健康保險被保險者、被扶養者その他一般民衆の公的医療機關として、社會保險医療の模範的診療を垂範し、その向上と円滑なる進展をはかるとともに、公衆衛生思想の普及及び健康の増進に寄與するため、社會保險廣島市民病院(以下「病院」という)を設置する。

(位置)
 第二條 病院は、廣島市基町一番地に置く。

(診療科目)
 第三條 病院において取り扱う診療科目は内科、外科、小兒科、産婦人科、皮膚泌尿科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科及び齒科とする。

(職員)

第四條 院長は、上司の命を受けて院務を総理し、所属員を指揮監督する。
 一 院長 二 副院長 三 事務局長 四 部長 五 藥劑部長 六 看護婦長 七 醫師 八 藥劑師 九 主事 十 技師 十一 書記 十二 技手 十三 榮養士 十四 看護婦 十五 事務員 十六 技術員 十七 その他の職員
 (職務)
 第五條 院長は、上司の命を受けて院務を総理し、所属員を指揮監督する。
 2 副院長は、院長を補佐し、診療科及び病室を掌理し、院長に事故があるときはその職務を代理する。
 3 事務局長は、院長の命を受け、全般の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 4 部長は、院長の命を受け副院長を補佐し、担当医務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 5 藥劑部長は、院長の命を受け副院長を補佐し、藥務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 6 看護婦長は、院長の命を受け副院長を補佐し、所属看護婦を指揮監督する。
 7 前條第七号から第十七号までに掲げる職員は、上司の命を受けて事務又は技術その他の職務に従事する。
 (執務時間及び休日)
 第六條 病院の執務時間及び休日は、本館の例による。但し、施設上の特別の事情があるときは、この限りでない。
 (診療報酬)
 第七條 病院において治療を受けようとするときは、所定の手續により診療費の交付を受けなければならない。
 (入院)
 第八條 患者は、所定の手續により入院することができる。
 (市長の委任)
 第九條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。

廣島市條例第三十九号

社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例

昭和三十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

小兒科及び産婦人科とする。

社會保險廣島市民病院(以下「病院」という)において診療、検査その他の業務を行うときは、この條例により使用料及び手数料を徴収する。

第二條 病院の使用料及び手数料の額は、左の各号に規定する額による。
 一 使用料及び手数料
 昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」の規定する範囲内の額。
 二 前号の規定によりがたいときは、その実費に相当する額。

第三條 前條の使用料及び手数料は、前納しなければならない。但し、健康保險等の被保險者及び被扶養者の一部負担金を除く費用並びに市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第四條 前條の使用料及び手数料は、市長が特別の事由があると認める者に対しては、減免することができる。

第五條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附則
 この條例は、公布の日から施行する。

廣島市營住宅管理條例をここに公布する。
 昭和二十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十号

廣島市營住宅管理條例

(目的)
 第一條 この條例は、公營住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という)及び同法施行令(昭和二十六年政令第二百四十四号。以下「令」という)に基き、又は基かない廣島市營住宅の管理に關して定めることを目的とする。

(用語の定義)
 第二條 この條例において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 「廣島市營住宅」とは、以下「住宅」という。とは、市が住民に貸貸し管理する住宅(第一種住宅、第二種住宅、第三種住宅及び用地を含む)及びその附帯施設をいう。
 二 「第一種住宅」とは、令第五條第一項第一号に規定する基準の収入ある者に対して貸貸する令第二條第一項に規定する規格の住宅をいう。
 三 「第二種住宅」とは、令第五條第一項第二号及び第三号に規定する基準の収入のある者に対して貸貸する令第二條第二項に規定する規格の住宅をいう。
 四 「第三種住宅」とは、市が、國の補助を受けることな、独自の予算で建設し、又は贈與等により市の管理に属する住宅をいう。
 五 「共同施設」とは、法第二條第七号及び令第三條に規定する兒童遊園、共同浴場、集會所及び管理事務所をいう。
 六 「住宅管理員」とは、法第二十三條の規定により市長が任命する者をいう。

(この條例の適用)
 第三條 住宅及び共同施設の管理については、法及び地方自治法並びにこれらに基く命令の定めるところによる。但し、この條例の定めるところによる。但し、第三種住宅については、第四條乃至第九條及び第十條の規定は適用しない。

(入居者の公募の方式)

第四條 住宅の募集は、市長が定める。

第五條 住宅の募集は、市長が定める。

第四條 市長は、入居者の公募を左の各号に掲げる方法のうち二つ以上の方法によつて行うものとする。

一 市公報登載
二 新聞公告
三 ラジオ放送
四 市廳舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
五 建設場所、戸数、規格、家賃、入居資格申込及び選考方法の概略並びに入居時期その他必要な事項を公告する。
(入居資格)
第五條 住宅に入居することができる者は、法第十七條に定める資格を有するものの外、左の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
二 この條例に基いて定める家賃及び敷金を支拂う能力を有する者であること。
三 市町村民税を完納している者であること。但し、市町村民税を免除されている者はこの限りでない。
四 前項に定めるもののほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合、その他特に必要があると認めるときは、入居資格について制限を加えることができる。
(入居の申込及び許可)
第六條 前條に規定する入居資格のある者で、住宅に入居しようとする者は、公募の都度一世帯一箇所限りとして、市営住宅入居申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)
第七條 入居の申込をした者の数が、入居させるべき住宅の戸数をこえる場合の入居者の選考は、左の各号に掲げる者について行う。
一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。
二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。
三 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者。
四 正当な理由に因る立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基く場合を除く)。
五 住宅がないため勤務場所から遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して、著しく過大な家賃の支拂を余儀なくされている者。
六 前各号に該当する者の外、現に住宅に困窮していることが明らかなる者。
(入居者審議會)
第八條 市長は、別に規則で定める入居者選考審議會に諮り、前條に該当する者のうちから入居者を選考する。
(入居予定者)
第九條 市長は、第七條の規定に基いて入居者を決定する場合において、入居決定者の外に、補欠として、別に入居順位を定めて、必要と認める数の入居予定者を定めることができる。
二 市長は、入居の許可を受けた者が住宅に入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者決定の日までに住宅を立退いたときは、前項の入居予定者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。
(住宅入居の手続)
第十條 住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から五日以内に、左の各号に掲げる手続をしなければならない。
一 市内に居住し独立の生計を営み、市長が適当と認める連帯保証人二人の連署する請書を提出すること。
二 敷金として家賃二箇月分に相当する金額を納付すること。但し、敷金には利子を附さない。
三 住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情に因り、前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十一條 住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から五日以内に、左の各号に掲げる手続をしなければならない。
一 市内に居住し独立の生計を営み、市長が適当と認める連帯保証人二人の連署する請書を提出すること。
二 敷金として家賃二箇月分に相当する金額を納付すること。但し、敷金には利子を附さない。
三 住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情に因り、前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十二條 住宅の家賃は、法第十二條第一項及び第二項並びに令第四條に規定する算出方法により算出した額の範囲内において市長が定める。
(家賃の決定)
第十三條 市長は、災害その他特別の事情があるとき、入居者に対して、当該家賃を延納させ又は減免することができる。
(家賃の延納又は減免)
第十四條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、建設大臣の承認を得たときは、家賃を変更し又は第十二條及び前條の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
一 物價の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
二 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
(家賃の徴収)
第十五條 家賃は、第十條の入居手続が完了した日から徴収する。
二 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。
三 市長は、特別の事情があると認められた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
四 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退かないときは、その旨を市長に届出なければならない。
三 市長は、前項届出により、やむを得ない事情があるとき認めるときは、入居の手続期間を延期することができる。
四 市長は、住宅の入居を許可された者が、第一項又は第三項に規定する期間内に、第一項各号の手続をしないときは、住宅入居の許可を取消することができる。
(住宅の使用期間)
第十一條 住宅の使用期間は、三年とする。但し、使用期間が更新することができる。

第十三條 市長は、災害その他特別の事情があるとき、入居者に対して、当該家賃を延納させ又は減免することができる。
(家賃の延納又は減免)
第十四條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、建設大臣の承認を得たときは、家賃を変更し又は第十二條及び前條の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
一 物價の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
二 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
(家賃の徴収)
第十五條 家賃は、第十條の入居手続が完了した日から徴収する。
二 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。
三 市長は、特別の事情があると認められた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
四 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退かないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十六條 市長は、左の各号の一に該当する場合は入居者に対し使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。
一 不正の行為により入居したとき。
二 家賃を三箇月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。
四 住宅又は共同施設を故意に損じたとき。
五 正当な事由に因らないで第二十五條第一項の規定に基く住宅の立入検査を拒んだとき。
六 第十一條の規定にかかわらず市長が住宅の管理上必要があると認められたとき。
七 この條例又はこれに基く市長の指示命令に違反したとき。
第十八條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第十七條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)
第十八條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第十九條 入居者は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。但し、市長の承認を得たときはこの限りでない。
一 使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させること。
二 住宅の一部を住宅以外の用途に使用すること。
三 住宅を模様替し又は増築すること。
四 住宅の敷地内に工作物を設置すること。
(あき住宅の入居及び入居者の入替)
第二十條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、第四條及び第十一條の規定にかかわらずあき住宅に入居若しくは移轉させ又は入居者が使用している住宅を相互に交換させることができる。
一 市長が災害その他特別の事情により入居を必要と認める者があるとき。
二 第一種住宅の入居者の毎月の収入が令第五條第一号に規定する規程の収入額より減少したため現に入居している住宅の家賃を支拂うことが困難であるとき。
三 交換しようとする入居者相互の合意によるとき。
第二十一條 市長は、第一種住宅の入居者の毎月の収入が令第五條第一号に規定する規程の収入額より著しく増大した場合において、必要があるときは、当該入居者に対して、その住宅の立退を勧奨することができる。
(住宅の返還)
第二十二條 入居者は、その住宅を立退こうとするときは、七日前までに市長に届け出て住宅管理員又は市長の指定するものの検査を受けなければならない。
二 前項の場合において、第十九條第一項の規定により承認された雇人及び同居者は、入居者と共に住宅を立退かなければならない。
三 第一項の場合において、第十九條第三号第四号の工作物があるときは、入居者はこれを撤去して原形に復さなければならない。
四 前項の撤去に要した費用は入居者の負担とする。

第二十三條 敷金は、入居者がその住宅を明渡し、又は立退いた場合には、速かに当該入居者に返付する。但し、未納の家賃又は損害賠償金があるときはこれらの額を敷金の額から控除したものを返付する。
二 敷金の額は未納の家賃又は損害賠償金の額に満たないときは入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
(住宅管理員及び住宅管理者)
第二十四條 住宅管理員は、市長が市吏員のうちから五人以内の範囲において任命する。
二 市長は、住宅管理員の職務を補助するために住宅管理員を置く。

第二十五條 市長は、左の各号の一に該当する場合は入居者に対し使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。
一 不正の行為により入居したとき。
二 家賃を三箇月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。
四 住宅又は共同施設を故意に損じたとき。
五 正当な事由に因らないで第二十五條第一項の規定に基く住宅の立入検査を拒んだとき。
六 第十一條の規定にかかわらず市長が住宅の管理上必要があると認められたとき。
七 この條例又はこれに基く市長の指示命令に違反したとき。

第二十六條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第二十七條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第二十八條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第二十九條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十一條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十二條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十三條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十四條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十五條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十六條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十七條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第三十八條 市長は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

3 住宅管理者は、住宅管理員の指揮をうけて管理に関する事務の一部を行う。

4 住宅管理員及び住宅管理者に関し必要な事項は規則で定める。

(立入検査)

第二十五條 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理員若しくは特に指定した者に随時住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適當な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に當る者は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第二十六條 市長は、入居者が詐欺その他の不正の行爲により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、二千円以下の過料を科する。

(提訴)

第二十七條 市長は、第二十二條の規定による住宅の明渡しに應ぜず、又は不正によるすべての行爲について、その責任を果さない悪質と認めざるを相手とし、訴訟を提起することができる。

(施行規則の制定)

第二十八條 この條例の施行に必要な事項は市長が定める。

附則

1 この條例は公布の日から施行する。

2 廣島市市営住宅使用條例(昭和二十四年十一月九日廣島市條例第五十六号)は、廃止する。

3 この條例施行の際、現に市が住民に賃貸するため管理している住宅及び市が住民に賃貸するため昭和二十六年度において、國の補助を受けて建設して管理する住宅

廣島市條例第四十号

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

は、法附則第三項の規定に基き、第一種住宅又は第二種住宅とみなして、この條例の規定を適用する。この場合においては、この條例施行以前において、この條例に規定する事項について、旧條例の規定に基いて決定したものは、この條例の規定に基いて決定したものとみなす。

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十一号

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例

廣島市議會委員會條例(昭和二十四年四月一日條例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條 次のように改める。

第十五條 常任委員會委員の任期は、一年とする。但し、後任者が就任するまで在任する。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市証明及び閱覽手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十二号

廣島市証明及び閱覽手数料條例の一部を改正する條例

廣島市証明及び閱覽手数料條例(昭和二十二年九月一日廣島市條例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項を次のように改める。

前項の手数料は、市長が特に必要と認めるときは免除することができる。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市議會定例會條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十三号

廣島市議會定例會條例

廣島市議會の定例會は二月、四月、六月、八月、十月及び十二月にこれを開く。但し、必要ある場合は繰り下げて開會することができる。

附則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 廣島市議會定例會條例(昭和二十一年十一月十八日條例第十四号)は、廃止する。

廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十四号

廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例

廣島市納稅獎勵條例(昭和二十六年條例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削る。

第三條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第二項を削る。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十五号

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例

廣島市事務分掌條例(昭和二十六年六月十九日廣島市條例第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中總務局財務課の事務分掌に次の一号を加える。

三 競輪競馬事務局に關すること

同條中産業局商工課の事務分掌の第六号を削り、第七号を第六号とし、厚生局衛生課の事務分掌の第一号の次に次の一号を加え、第二号を第三号とし、以下順次繰り下げる。

二 社會保險廣島市民病院に關すること

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市競輪競馬事務局條例をここに公布する。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十六号

廣島市競輪競馬事務局條例

第一條 自轉車競技法及び競馬法に基く、競輪競馬事業を行うため、廣島市競輪競馬事務局(以下事務局という)を設けしめる。

第二條 前條の目的を遂行するため、事務局において取り扱う事務は、次の通りとする。

一 競輪及び競馬事業に關すること。

第三條 事務局に左の職員を置き、市長が任命する。

局長 若干名

副局長 若干名

第四條 局長は、上司の命を受けて事務を掌理し、職員を

指揮監督する。

局長に事故あるときは、上司の係長がその職務を代理する。

係長及び局員は、局長の命を受けて局務に従事する。

第五條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十七号

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例

廣島市職員退職手当支給條例(例昭和二十四年十一月九日廣島市條例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の次に次の二項を加える。

5 昭和二十七年度予算実行上の要請により昭和二十七年四月一日から同年六月十日までの間において退職する者で市長の定めるものに対する一般の退職手当の額は第三條及び第四條の規定にかかわらず、その者の給料日額に、第二條第一号の規定を「第二号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間一年につき三十日の割合で計算した日数」と読み替へて、同條各号の規定を適用して計算した日数を乗じて得た額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

6 前項の規定に該当する者で、左の各号に掲げるものに對する同項の規定による退職手当の額が、その者の退職當時における給料、扶養手当及び勤続手当の月額の合計額にそれぞれ当該各号に掲げる月数を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手当の額とする。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例

廣島市納稅獎勵條例(昭和二十六年條例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削る。

第三條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第二項を削る。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例をここに公布する。

廣島市規則第五十四号

廣島市市営住宅管理條例施行規則

第一條 この規則は、廣島市市営住宅管理條例(昭和二十七年條例第四十号、以下條例という)第二十八條の規定に基き、廣島市市営住宅の管理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 條例第六條の規定による入居の申込書は、市長がその都度定める様式によるものとする。

第三條 市長は、必要と認めるときは、前條の申込書に証明書その他必要な書類を添えて提出し、又は提示させることができる。

2 前項の申込書を受領したときは、市長は、申込人に対して、別記様式第一号による申込済票を交付するものとする。

第四條 條例第六條の規定による入居許可書は、別記様式第二号によるものとする。

第五條 條例第二十條第一号により、空き住宅に入居させることができる者は、左の各号の一に該当し、既に住宅を必要とする者に限る。

一 大災又は災害等のため住宅を失つた者。

規則

一 勤続期間 一年未満の者 二・七月

二 勤続期間 一年以上二年未満の者 三・六月

三 勤続期間 二年以上三年未満の者 四・五月

四 勤続期間 三年以上の者 五・四月

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

廣島市市営住宅管理條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年七月三日

廣島市長 浜 井 信 三

(様式第四号) 市営住宅家賃減免申請書

氏名	住宅番号		家賃延納期間その他	減免希望額	減免期間
	続柄	年令			
状況の家族					
家賃の延納、減免を受けようとする理由					
民生委員の意見及び同氏名証印					
住宅管理者の意見及び同氏名証印					

右相違ありませんので家賃の延納を御願ひ致します。
 昭利 年 月 日
 使用名義者 (氏 名) ㊦

廣島市長 (氏 名) 殿
 (様式第四号の二)
 市営住宅家賃減免許可書
 発行責任者管財課 ㊦

申請者 (氏 名) ㊦
 住所 廣島市長 (氏 名) ㊦

昭和 年 月 日付申請になつた右住宅の家賃の延納については左記条件を附して許可する。
 昭利 年 月 日 廣島市長 (氏 名) ㊦

- 一 廣島市営住宅管理條例及び同施行規則を遵守すること。
- 一 延納、減免期間が満了した場合は家賃全額を必ず納入すること。
- 一 延納、減免期間及び同納額
- 一 昭利 年 月 日から昭和 年 月 日まで一カ月分
- 一 不正の行爲で延納、減免されたとき市長が認めるときは、この許可を取消し二千円以下の過料を科す。

(様式第六号) 市営住宅加工承認申請書

加工の種類	構造	坪(左記図面の通り)
増設加工を必要とする理由		
住宅管理者の意見及び同氏名証印		

右御承認下さるよう、左記条件を遵守することを誓約致し申請致します。

- 一 市の指示により撤去を要する場合及び住宅を立退く場合は、無条件で原形に復します。
- 一 原形に復することができない場合は、無条件で市にこれを寄附致します。この場合市において如何な処分をされても絶対に異議要求等一切申立てません。

昭利 年 月 日
 住所(住宅名) 申請者 (氏 名) ㊦
 住所 廣島市長 (氏 名) 殿 保証人 (氏 名) ㊦

右により加工を承認する。
 昭利 年 月 日 廣島市長 (氏 名) ㊦
 保証人は、入居許可に伴う請書の保証人又は、同保証人と同一の資格があると認めらるべきでなければならぬ。

(様式第五号) 市営住宅同居承認申請書

現住	住所	同居しようとする者の氏名	年令	使用名義者との続柄	職業	同居しようとする理由
住宅管理者の意見及び同氏名証印						
家賃滞納の有無 係認印						

右御承認を得ました上は、廣島市営住宅管理條例、同施行規則その他市の指示命令は堅く遵守致します。なお使用名義者が立退く場合は、必ず同時に立退きます。若し立退先がない場合等は、使用名義者又は保証人において必ず同居者の身柄を引取ることと誓約致します。よつてこの同居を御承認下さるよう申請致します。
 昭利 年 月 日
 申請者 (氏 名) ㊦
 使用名義者 (氏 名) ㊦
 保証人 (氏 名) ㊦

廣島市長 (氏 名) 殿
 右により同居を承認する。
 昭利 年 月 日 廣島市長 (氏 名) ㊦
 住所 廣島市長 (氏 名) 殿 保証人 (氏 名) ㊦

保証人は、入居許可に伴う請書の保証人又は同保証人と同一の資格があると認めらるべきでなければならぬ。

(様式第七号) 市営住宅継続使用申請書

住宅名	家族構成	世帯主との続柄	氏名	年令	勤務先	月収	世帯主との続柄	氏名	年令	勤務先	月収
入居満了期限 昭和 年 月 日											
住宅管理者の意見及び同氏名証印											
家賃滞納の有無 係認印											

右継続使用致したので申請致します。
 昭利 年 月 日 申請者 (氏 名) ㊦

廣島市長 (氏 名) 殿
 右承認する。
 昭利 年 月 日 廣島市長 (氏 名) ㊦
 註 調査の上承認すべきものと認められた場合は、所定の請書を徴し承認書を交付する。

(様式第八号) 市営住宅入居者名義変更承認申請書

住宅名	旧名義人	新名義人	旧名義人との続柄	家賃滞納の有無	係認印
住宅管理者の意見及び同氏名証印					

右名義変更をお願い致しますので申請いたします。
 昭利 年 月 日 新名義人 (氏 名) ㊦
 旧名義人 (氏 名) ㊦

廣島市長 (氏名) 殿
右承認する。
昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿

註 調査の上承認すべきものと認められた場合は所定の請書を徴し承認書を交付する。
(様式第九号)

市営住宅異動承認申請書

現住所	町	番地	方
轉出(入)先	町	番地	方
轉出(入)者氏名	年令	使用名義者との続柄	職業
住宅管理者の意見及び同氏名認	印	家賃滞納の有無	係認

廣島市長 (氏名) 殿
右は使用者名簿記載の人員を照査し差支えないものと認める。
昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿

(様式第十号) 市営住宅破損報告書
昭和 年 月 日 申請者 (氏名) 殿

住 宅 破 損 状 況	破 損 部 位	破 損 日 期	破 損 原 因	入 居 者 の 責 任 有 無	損 傷 修 復 費 見 込 額	損 傷 修 復 費 見 込 額 支 払 意 見	管理 者 の 意 見	及 び 氏 名 認 印

右報告致します。

昭和 年 月 日 使用名義者 (氏名) 殿

廣島市長 (氏名) 殿
市営住宅返還届
(様式第十一号)

市営住宅返還届

一、返還理由
一、返還年月日 昭和 年 月 日
一、増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置
一、移転先 縣 市 町 村 番地
右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。

昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿

町市営住宅(一般住宅)第 号
使用名義者 (氏名) 殿

管理者 (氏名) 殿

註 住宅の返還届は必ず立ち退き七日前までに提出して下さい。
(様式第十二号)

(表)

廣島市営住宅管理條例第二十五條の規定に基き、
実地検査証
廣島市長 (氏名) 殿
建設局管財課

第 号 昭和 年 月 日 交付(使用期間一カ年)
職名 氏名 年 月 日生

(裏)

この証書を携帯する者は、廣島市営住宅管理條例、及び同施行規則により関係の物件又は書類を実地検査する資格を有するもので、その関係文は次の通りである。

廣島市営住宅管理條例抄すい。

第二十五條 市長は、住宅の管理上必要があるときは、住宅管理員若しくは特に指定した者に随時住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

廣島市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年六月五日 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第四十三号

廣島市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 廣島市事務分掌規則(昭和二十六年六月十九日規則第二十号)の一部を次のように改正する。
- 第一條 中厚生局社会課福利係の下に、授養係を加える。
- 第八條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第七号を削り総務局財務課財務係の事務分掌の第四号の次に次の一号を加え、第五号を第六号とする。
- 五 競輪競馬事務局に関すること。
- 同條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第三号を次のように改め、第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、以下順次繰上げる。
- 三 自動車の臨時運行許可に関すること。
- 同條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下順次繰上げ、福利係の事務分掌の次に次のように加える。

- 一 復員引揚に関すること。
 - 二 未復員者給與法及び特別未給還者給與法の施行に関すること。
 - 三 戦傷病者及び戦死者遺族授養に関すること。
 - 四 原爆関係死者授養に関すること。
 - 五 その他世話業務に関すること。
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。
- 廣島市中央卸賣市場取引改善委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年六月五日 廣島市長 浜井信三

廣島市條例第四十四号

廣島市中央卸賣市場取引改善委員会規則

- 第一條 廣島市中央卸賣市場(以下「市場」という。)における円滑なる取引の実現と、業界の発展を図るため、廣島市中央卸賣市場取引改善委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 第二條 委員会は、市長の諮問に應じ、市場取引の改善・指導及び重要事項を審議し、市長に意見を具申することができる。
- 第三條 委員会は、市場内に置く。
- 第四條 委員会は、委員若干名をもつて組織する。
- 第五條 委員会は、市関係吏員及び市場関係業者の中から、市長が任命又は委嘱する。
- 第六條 委員会は、市場内に置く。
- 第七條 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
- 第八條 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ決議をすることができない。
- 第九條 委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 第十條 委員及び監察員の任期は一年とする。但し、補充

- 委員及び補充監察員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 第十一條 委員及び監察員は無報酬とする。
 - 第十二條 委員会に書記を置くことができる。
 - 第十三條 書記は、委員長の命を受け庶務に従事する。
 - 第十四條 この規則に定めるものの外、必要な事項については、委員長が定める。
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。
- 廣島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜井信三

廣島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第四十五号

廣島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則

- 廣島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日、廣島市規則第三十七号)の一部を、次のように改正する。
- 第二十九條 中「収入命令書(第九号様式)を」を「収入命令書(第九号様式、第九号様式の二)」に改める。
- 別記様式中第九号様式の次に、次の第九号様式の二を加える。

- 別記様式中第九号様式の次に、次の第九号様式の二を加える。

第十三号様式を、削除する。
第二十六号様式を、次のように改める。

第二十六号様式 旅行命令書 対照済課 照合済課

概算拂精算及命令書 年〇度

精算者 局 課

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支出 年 月 日

命令第 号

精算を証認す 命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

概算額 精算額

川務 (追給又は返納理由) 期間 用務先

精算引過不足なし (計算内容は昭和 年 月 日命令第 号支出命令書に同じ)

精算引過給 別紙旅費明細書の通り

精算引過納

上記の通り精算(請求返納)します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の通り精算(徴収)しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

註
戻入金のあるときは、主標金額を朱書きすること。
精算過不足のないときは、主標金額を黒書きし、本様式は使途に従い不用の文字を抹消して使用すること。

第九号様式(二)第二十九條

支出命令書 年〇度

支出 年 月 日

命令第 号

支出を命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支拂者 局 課

支拂金額 千 百 拾 万 千 百 拾 四 拾 銭

川務 (旅費区分) 期間 用務先

別紙旅費明細書の通り

上記の金額を請求します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の金額を徴収しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

第九号様式(一)第二十九條

収入命令書 年〇度

支出 年 月 日

命令第 号

支出を命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支拂者 局 課

支拂金額 千 百 拾 万 千 百 拾 四 拾 銭

川務 (旅費区分) 期間 用務先

別紙旅費明細書の通り

上記の金額を請求します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の金額を徴収しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

附則
この規則は、公布の日から施行する。但し、命令書用紙は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

廣島市中小企業融資委員会規則をここに公布する。
昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第四十六号
廣島市中小企業融資委員会規則

第一條 本市における中小企業の振興促進を図るため、廣島市中小企業融資委員会(以下委員会という)を設置する。

第二條 委員会は、中小企業の融資に関し、市長の諮問に應じ、主要事項を審議する。

第三條 委員会は、廣島市役所内に置く。

第四條 委員会は、左の委員をもって組織する。

一 市職員 三名
二 市議会議員 三名
三 学識経験者 三名

第五條 前項の委員は、市長が任命又は委嘱する。

第六條 委員会に委員長及び副委員長を置く。

第七條 委員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第八條 任期中辞任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第九條 委員長は會務を総理する。

第十條 副委員長は委員長を輔佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第十一條 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第十二條 委員会は、必要の都度委員が招集する。

第十三條 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ會議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十條 委員会の事務は、廣島市産業局商工課において処理する。

第十一條 この規則の施行に關し必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 廣島市中小企業融資委員会規則(昭和二十六年六月七日規則第十八号の二)は、廢止する。

◎告示

廣島市告示第四十七号

昭和二十七年五月二十一日

廣島市長 浜井信三

漂流物拾得について

左記のものについて江田島町長より拾得の通知があつたから、心当りの方は廣島市役所社會課まで申し出られたい。

- 記
- 一、拾得物件 1 傳馬船一隻(長さ二間、巾四尺(舷側に立川の刻字))
- 2 レインコート一枚(ナイロン製男物)
- 二、拾得場所 江田島町小用沖トリガクビ海岸
- 三、拾得日時 昭和二十七年四月二十六日午前六時
- 四、拾得者 江田島町 新田文七

廣島市告示第四十八号

昭和二十七年五月二十一日

廣島市長 浜井信三

第三十回換地予定地変更指定の發表について

一、廣島特別都市計画事業復興東部地区劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て換地予

定地を変更に決定したから、関係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

二、土地所有者に対する換地予定地の指定通知は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない者は、至急提出されたい。

三、今回發表の土地を、賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取返願ひたい。万一連絡がない場合は、決定した換地予定地を取消すこととなることあるから、是非連絡方実行されたい。

四、前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

西白鳥町四百一十一番地ノ三 鍋岡勝太郎

同 町四百一十一番地ノ二 横州俊男

關係圖書發覽場所 廣島市基町 廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第四十八号の二

廣島市千田町一丁目石丸文男外三、二五三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期徵稅令書住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年五月二十二日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第四十九号

昭和二十七年五月二十三日

建築基準法第五十四條に基き左記の通り公開による聽聞を行う。

昭和二十七年五月二十三日

廣島市長 浜井信三

一、聽聞期日 昭和二十七年五月二十六日午前十時

記

廣島市長 浜井信三

二、聽聞場所 廣島市大手町八丁目 廣島市消防局講堂(二階)

三、申請者住所 廣島市十日市七一番地

四、申請者氏名 木村彌三

五、建築場所 廣島市十日市町六〇

六、用途、概要 製綿工場木造平家七五、九平方メートル

廣島市告示第五十号

廣島市指定水道工事店規則施行細則第五條により責任技術者の資格試験を左記要領にて実施するから遺漏なきよう期せられたい。

昭和二十七年五月二十八日

廣島市長 浜井信三

試驗要領 責任技術者試験

日時 六月三日午前九時

場所 廣島市基町一番地 廣島市水道局給水課

携帶品 三角定規、計算尺及び筆記用具

廣島市告示第五十一号

五月二十八日市議會の議決を經た昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市民病院費歳入出予算の要領は、次の通りである。

但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年五月二十八日

廣島市長 浜井信三

昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市民病院費歳入出予算

歳入

一、國庫支出金 金五百四万五千円

一、補助給金 金五百四万五千円

二、使用料及手数料 金參千參百七拾七万參千円

一、使用料 金參千參百七拾七万參千円

二、病院使用料 金千円

三、寄附金 金千円

一、寄附金 金千円

四、雜收 金千円

一、利子 金千円

二、雜入 金千円

五、繰入金 金千円

一、一般會計より繰入金 金千円

歳入合計 金參千八百八拾貳万貳千円

歳出

一、病院費 金參千八百參拾貳万貳千円

一、業務費 金參千八百參万千円

二、諸費 金貳拾九万千円

二、予備費 金五拾万円

歳出合計 金參千八百八拾貳万貳千円

歳入出差引残金なし

廣島市告示第五十三号

昭和二十七年五月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市寺町岡本順一外五、一四三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期督促状住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

廣島市告示第五十四号

昭和二十七年五月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市市町田上勇外一、四三三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期徵稅令書住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

廣島市告示第五十六号

六月四日市議會の議決を經た昭和二十七年廣島市特別會計業務費歳入出予算の要領は、次の通りである。

但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十七年六月四日

廣島市長 浜井信三

昭和二十七年廣島市特別會計業務費歳入出予算

歳入

一、競輪事業収入 金五億貳千五百貳拾九万円

一、入場料収入 金百八拾万円

二、投票券費上収入 金五億貳千五千万円

三、雜收 金參百四拾九万円

歳入合計 金五億貳千五百貳拾九万円

歳出

一、競輪事業費 金五億貳千四百貳拾九万円

一、事務費 金五百七拾八万六千円

二、開催費 金四億七千參百四拾八万円

三、競輪場建設費 金四千五百貳万四千円

二、予備費 金百方円

歳出合計 金五億貳千五百貳拾九万円

歳入出 差引残金なし

廣島市告示第五十七号

昭和二十七年六月十日

廣島市長 浜井信三

廣島市皆実町六四二ノ二島本修一、廣島市築研町一三片岡義則以上二名に關する二十六年固定資産税押調書、居所不明のため送達不能につき地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

廣島市告示第五十八号

昭和二十七年六月十日

廣島市長 浜井信三

建築基準法第五十四條に基き左記のとおり公開による聽聞を行う。

廣島市告示第五十九号

昭和二十七年六月十三日

廣島市長 浜井信三

一、聽聞期日 昭和二十七年六月十六日 午前十時

二、聽聞場所 廣島市基町 廣島縣廣島復興事務所會議室

三、申請者住所 廣島市南竹屋町六八七番地

四、申請者氏名 武田万壽男

五、建築場所 廣島市已斐町山崎新開二五七三番地

六、用途、概要 機械器具製造工場(用途変更)延三一四、二平方米 動力四十五馬力

廣島市告示第六十号

昭和二十七年六月十七日

廣島市長 浜井信三

左記の者は、市稅滞納処分に入る差押財産入札の方法を以つて公賣するから買受希望者は、入札心得金(徵收課備付)並びに現物承知の上別記條件に依り市稅收課に入札費を差出されたい。

記

廣島市告示第六十号

昭和二十七年六月十七日

廣島市長 浜井信三

- (1)應接机 一 (2)人形銅製 一 (3)花瓶 二 (4)花瓶 一
- 廣島市官島羽衣町 帶納者 竹内芳助

- (5)掛軸布袋 一 (50)掛軸伊藤 一 (50)掛軸魚
- (51)掛軸一茶勺 一 (52)掛軸鴨 一 (53)掛軸山陽 一 (54)屏風孔雀 一 (55)灰皿 十一 (56)中型スビ
- (57)カニ (58)送話機 一 (59)小型振声機 六 (60)茶盤(石共) 二 (61)菓子器(盆共) 一 (62)飾棚 一 (63)下駄箱
- (64)二の膳 四〇 (65)會席膳 三〇 (66)茶盆(洋式) 五 (67)一文字 一 (68)大皿 二 (69)水大皿 一 (70)錦平皿 二 (71)雲月花皿 一 (72)大平台付 一 (73)蛇目皿
- (74)一〇 (75)鮎皿(大) 一六 (76)鮎皿(小) 十一 (77)深鉢(富士繪) 一 (78)黒塗煮物椀 一〇 (79)御飯八 一〇
- (80)下米繪大輪馬付 一〇 (81)向付 三〇 (82)茶碗蒸 四三 (83)小鉢物(蓋共) 九 (84)平皿 二九 (85)うまに皿 二九 (86)中付鉢(赤) 一〇
- (87)中付鉢(紺) 二〇 (88)天アラ皿(大) 一〇 (89)天アラ皿(小) 一〇 (90)あら皿(大) 一〇 (91)あら皿(小) 一〇 (92)さしみ皿(大) 二〇 (93)さしみ皿(小) 二〇 (94)さしみ皿(ひょうたん大) 八
- (95)さしみ皿(ひょうたん小) 八 (96)さしみ皿(大) 九 (97)さしみ皿(小) 九 (98)さしみ皿(扇型) 三二
- (99)焼物皿 五六 (100)三本線皿 一八 (101)煮物皿 十五 (102)煮物皿 十五 (103)うずまき皿(蓋共) 一〇 (104)洗面(大) 小 九 (105)おかき皿 二〇 (106)付出入
- (107)ふぐちり取皿 二七 (108)徳利 二四 (109)うに皿(蓋共) 一九 (110)ちり鍋 二 (111)銚子袴 一〇 (112)さしみ皿(大) 小 九 (113)鮎皿 一〇
- (114)ラジオ 一 (115)應接卓子 一 (116)掛時計 一 (117)水屋 一

- (61)鏡台 一 (62)ウスタタ 一 (63)置物台 一
- (64)置物(セトモノ) 四 (65)應接イス 二
- (66)バイス 一 (67)モーター 一
- (68)看板 一
- (69)工業用ミシン(頭部のみ) 一
- (70)オーバー 一 (71)羽織 一 (72)着物 一
- (73)洋服ダンス 一 (74)事務机 一
- (75)セトモノツボ 一
- (76)掛時計 一 (77)ダンス 一
- (78)ユカタ 一

- (79)ラジオ(四球) 一
- (80)ラジオ(四球) 一 (81)衣裳箱 一
- (82)置物 一
- (83)ラジオ(四球) 一
- (84)玄武醃調味(二打入) 四箱 (85)玄武DK.S(二〇ケ) 一箱 (86)玄武靴クリーム(二〇ケ) 一箱 (87)玄武粉白粉(二四〇ケ) 一箱 (88)玄武クリーム(十六打入) 一
- (89)四天ダンス 一
- (90)鏡台 一
- (91)ギター 一
- (92)ミシン 一
- (93)ラジオ 一 (94)食卓テーブル 一

- (95)冷蔵庫 一 (96)蚊帳 一 (97)火鉢六 (98)計器 一
- (99)手持金庫 一
- (100)女下着 一 (101)名古屋帯 一
- (102)下駄箱 一 (103)火鉢 一
- (104)電気時計 一 (105)ゴムホース 一卷 (106)エヤ
- (107)換 二 (108)火鉢 一 (109)水屋 一

社会保険廣島市民病院條例(昭和二十七年廣島市條例第三十八号)に基き、社会保険廣島市民病院処務規程を次のように定める。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

社会保険廣島市民病院処務規程

第一条 社会保険廣島市民病院(以下病院という。)に、左の局、科、課、室及び係を置く。

一 事務局

二 内科

三 外科

四 小児科

五 産婦人科

六 藥室

二 前項各号の外、各科共有の試験室、手術室及び病室を置く。

第二条 病院の事務分掌は、次の通りとする。

庶務係

一 人事及び職員との給與に関すること。

二 文書の接受、発送、作成及び保管整理に関すること。

三 財産の管理に関すること。

四 院内の整備、取締及び清掃に関すること。

五 公印の管掌に関すること。

六 課内庶務及び他のいずれの所管にも属しないものに關すること。

梁務係

一 患者の受付及び入院退院事務に関すること。

二 社会保険及び一般医療事務に関すること。

三 診療録の整備統計に関すること。

四 予算決算に関すること。

五 會計事務に関すること。

六 物品の出納保管に関すること。

七 課内庶務に関すること。

調理係

一 患者給食に関すること。

二 各科部長は、次の事項を掌理する。

一 診療に関すること。

二 診療録の作成に関すること。

三 給食の献立及び検査に関すること。

四 院内衛生管理に関すること。

五 医療の研究調査に関すること。

第四條 藥劑部長は、次の事項を掌理する。

一 調劑、製劑及び藥學的検査に関すること。

二 藥劑の購入計画及び保管に関すること。

三 麻藥及び劇毒藥の管理に関すること。

第五條 看護婦長は、各科部長の指示を受け左の事項を掌理する。

一 看護婦の勤務統制指導に関すること。

二 看護及び移送に関すること。

三 病室の管理に関すること。

第六條 社会保険廣島市民病院條例第七條に定める診療券は、別記様式による。

第七條 病院における職員の仕事に関する規定及びこの規程施行に必要な規則は、市長の承認を得て、病院長が定めることができる。

第八條 病院における公印は、次の通りとする。

廣島市訓令第三十四号

訓令

公印の種類	ひな形	書体	寸法
病院の印	㊦	てん書	方三〇相
病院長の印	㊧	てん書	方二五相
			病院名をもつて発する文書
			木印
			病院長名をもつて発する文書
			木印
			一

第1号様式

旅費明細書

(普通旅費・講習旅費)

Table with columns for 概算額, 精算額, 追給額, 返納額, and detailed breakdown of expenses like 食卓料, 宿泊料, 車賃, etc.

備考 本様式は使途に従い不用の文字は、まつ消して使用すること

第1号様式の2

旅費明細書

(市附近地即日帰着の旅費)

Table with columns for 旅月, 鉄道貨, 船貨, 車賃, 日当, 計, 職務, 氏名, etc.

廣島市訓令第三十五号

農業局

廣島市農業生産施設再建融資諮問委員會議程を次のように定める。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜井信三

- 第一條 本市における高級園藝の振興を因ため廣島市農業生産施設再建融資諮問委員会(以下委員会という)を設置する。
第二條 委員会は、市長の諮問に應じ廣島市農業生産施設再建融資制度の適正な運営を期することを目的とする。
第三條 委員会の事務局は、廣島市農水産課内に置く。
第四條 委員会は、第二條の目的達成のため左の事項を審議する。

ひな形
(一) 社会保険 廣島市民病院印
(二) 社会保険 廣島市民病院院長之印

第九條 この規程に定めるものの外は、本廳の例による。

Form for No. 診券, 住所, 年令, 年職業, 本券自昭和年月日, 有効至昭和年月日, 社会保険廣島市民病院

- 一、廣島市農業生産施設再建融資制度の融資基本方針
二、融資制度による融資先の選定
三、その他融資に対する必要な事項
第五條 委員会の委員は、十名以内としあらかじめ廣島市農業協同組合長と協議して左の者のうちから市長が任命又は委嘱する。

廣島市訓令第三十八号

廳中一般

- 市議會議員 二名
市関係吏員 二名
市農業委員 四名
学識経験者 一名
市農協組合 一名
第六條 委員会に委員長及び副委員長一名を置く。
委員及び副委員長は、委員が互選する。
第七條 委員長は、会務を総理し必要に應じて委員会を招集する。
委員長の議長は委員長が当る。
委員長の事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
委員長及び副委員長共に事故があるときはあらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
委員会は委員の半数以上の出席がなければ會議を開くことができない。
委員會議の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
第八條 委員会に幹事若干名を置き委員長が委嘱する。
幹事は委員長の指揮を受け會務を処理する。
第九條 委員長は専門的事項について必要と認める場合は委員以外の者を會議に出席させて意見を求めることができる。
第十條 委員會議の審議内容について、特別の場合の外、極秘として一般に公表しないものとする。

旅費請求書に添付する明細書の様式に関する規程を、次のように定め昭和二十七年六月二十日から施行する。
昭和二十七年六月十日
廣島市長 浜井信三

- 旅費請求書に添付する明細書の様式に関する規程
第一條 廣島市職員の旅費に関する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七号。以下條例という)第十三條第一項に規定する旅費請求書(廣島市予算決算及び會計規則第十二号様式及び第二十六号様式)に添付する書類の様式は別記の通りとし左の区分によるものとする。
一、別記第一号様式によるもの。
(一) 條例第十六條に規定する普通旅費
但し、市附近地即日帰着に係る旅費については、別記第一号様式の二による。
(二) 條例第二十四條に規定する講習等の旅費
(三) 第二号から第七号までに属せざる旅費
二、別記第二号様式によるもの。
(一) 條例第三條第一項に規程する赴任に係る旅費(他の條文においてこれらを準用するものを含む)。
(二) 條例第三十一條に規定する扶養親族移轉料
三、別記第三号様式によるもの。
條例第二十七條に規定する月額旅費
四、別記第四号様式によるもの。
條例第二十七條に規定する日額旅費
五、別記第五号様式によるもの。
條例第三十四條に規定する遺族の旅費
六、別記第六号様式によるもの。
條例第三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費
七、別記第七号様式によるもの。
條例第三條第八項に規定する旅費を喪失した場合の旅費
二 條例第三十八條に規定する外國旅行の旅費を請求する場合については別に定める。

様式第5号 旅費明細書 (遺族の旅費)

請求者	住所 (又は所属部局課)	死亡者	所属部局課
	職業 (又は職名)		職名
	死亡者との続柄 (又は職務の級)		職務の級
	氏名		氏名
請求額		円	
算出根拠			

様式第6号 旅費明細書 條例3條第7項

請求者	所属部局課 (又は住所)	請求事由			
	職業 (又は職名)				
	職務の級 (又は職員との続柄)				
	氏名				
請求額		円			
算出根拠	区分	本人分	扶養親族分	計	内訳
	鉄道貨	円	円	円	
	船貨				
	航空貨				
	車貨				
	移轉料				
	その他				
計					
備考					

様式第7号 旅費明細書 條例3條第8項 事故旅費

請求者	所属部局課	職名	職務の級	氏名									
請求額	算根 出拠	喪失以後の旅行に 必要な旅費額	喪失を免れた旅費額	差引額 喪事 失由									
喪失以後の旅行に必要な旅費	年	出	經	到	宿	鉄	運	船	航	車	日	宿	食
	月	発	路	着	泊	路	賃	路	空	貨	当	泊	卓
	日	地	地	地	地	程	金	程	貨	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	数	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
						程	計	程	計	貨	日	料	料
合計													

様式第2号 旅費明細書 (移轉旅費)

請求者	所属部局課	職	職務の級	氏名								
概算額	精算額	追給額	返納額									
年月日	出	經	到	宿	鉄	運	船	航	車	日	宿	食
	発	路	着	泊	路	賃	路	空	貨	当	泊	卓
	地	地	地	地	程	金	程	貨	貨	日	料	料
					程	計	程	計	貨	数	料	料
					程	計	程	計	貨	日	料	料
					程	計	程	計	貨	日	料	料
					程	計	程	計	貨	日	料	料
合計												
移轉料	路程	定額	既給額	差引額	消手 後当	日	当	宿	泊	料	計	備
	区	分	人員	鉄道貨	船貨	航空貨	車貨	日当	宿泊料	食卓料	消後手当	計
	十	二	才	以上								
	六	才	以上	十二才未								
	六	才	未	満								
合計												

備考 1 本様式は用途に従い不用の文字は、まっ消して使用すること。
2 扶養親族移轉料だけを請求する場合には本人分の旅費を朱書すること。

様式第3号 月分 月額旅費明細書

支給額	出張日数	用務	その他	職	氏名
合計					

様式第4号 日額旅費明細書

出張日	日額旅費	用務先	宿泊地	用務摘要	職	氏名
合計						

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第二号

政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。

Table with columns for party name, amount, and date. Includes '政協協会その他' and '日本社会党'.

四、主要な寄附者及び支出

Table listing donors and recipients with columns for name, amount, and address.

(一) 寄附者

Table listing donors and recipients with columns for name, amount, and address.

(二) 支出

Table listing recipients and amounts with columns for name, amount, and address.

命令

- List of appointments and dismissals for various positions like '助役', '教育長', '警察本部長', etc.

雑報

- 五月定例市議会において左の通り議決された。 (五月二十六日)
一、第四十三号議案 廣島市納税奨励条例の一部を改正する...

事務吏員 平岡 堯
事務吏員 水上 洋
事務吏員 手島 悟

事務吏員 丸本 輔一
事務吏員 田中 徳男
事務吏員 桑原 佐一

- 一、第六十号議案 社会保険廣島市民病院條例制定について
一、第六十一号議案 社会保険廣島市民病院使用料及び手数料條例制定について
一、第六十二号議案 特別會計設置について

一、第六十八号議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 総務委員付託
 (六月四日)
 第六十七号議案 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
 第六十八号議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 同 右
 第六十九号議案 廣島市競輪競馬事務局條例制定について 同 右
 第七十号議案 昭和二十七年廣島市特別會計競輪事業費歳入出予算 原案可決
 第七十一号議案 特別會計設置について 同 右
 第七十二号議案 財産の処分について 同 右
 (六月五日)
 常任委員會議員並びに正副委員長選任について
 総務委員會 委員長 三宅 峯吉
 副委員長 中下 勝
 委員 吉本 壽一
 木村 智
 中邑 元
 秋田 正之
 内藤 徳松
 藤部 敬藏
 菊崎 正行
 新関 貞夫
 任都栗 一興
 以上十一名
 松谷 徳市
 大横田 義雄
 吉本 壽一
 田頭 新太郎
 堀江 守
 木野 藤雄
 田中 隆三
 網本 芳人

産業委員會 委員長 土岡 喜代一
 副委員長 榎垣 満
 委員 宮本 正夫
 津賀 春一
 中邑 元
 秋田 正之
 堀江 良一
 村田 守
 猪原 光夫
 山田 辰夫
 新関 貞夫
 以上十一名
 増村 明一
 田頭 新太郎
 宮本 正夫
 宮本 正夫
 榎垣 満
 網本 芳人
 村田 良一
 菊崎 正行
 大横田 義雄
 岩井 常吉
 以上九名
 八百 千頭夫
 内藤 徳松
 伊藤 忠男
 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

厚生委員會 委員長 増村 明一
 副委員長 田頭 新太郎
 委員 宮本 正夫
 宮本 正夫
 榎垣 満
 網本 芳人
 村田 良一
 菊崎 正行
 大横田 義雄
 岩井 常吉
 以上九名
 八百 千頭夫
 内藤 徳松
 伊藤 忠男
 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

水道委員會 委員長 谷本 正則
 副委員長 浜田 一実
 委員 中野 博実
 津賀 春一
 木村 智
 木山 正二
 田中 隆三
 池永 清眞
 波多野 秀男
 以上九名
 吉中 良雄
 藤部 敬藏
 伊藤 忠男
 中野 博実
 木山 正二
 浅尾 義光
 猪原 光夫
 岩井 常吉
 鈴木 貢
 以上九名
 藤部 敬藏
 中野 博実
 田中 隆三
 榎垣 満
 大横田 義雄
 中下 隆三
 新関 貞夫
 以上七名
 許可

一、市議會副議長の辞職許可について
 以上決定

一、市議會副議長の選挙について
 菊崎 正行 当選

廣島市長 浜井 信三

廣島市職員退職手当支給條例第五項の規定による市長の定めるものは、左記に掲げる職員以外の職員をいう。

- 一、警察、消防及び消防団の職員
- 二、農業委員會及び公平委員會の職員
- 三、臨時に雇用する職員

出張所々管区域別人口及び世帯状況について (三七六、現在)

所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	三、三三三	△	三、三三三	△
尾長	一、三三三	△	一、三三三	△
青崎	九、七三三	△	九、七三三	△
比治山	一、七三三	△	一、七三三	△
仁保	五、八三三	△	五、八三三	△
大河	一、一三三	△	一、一三三	△
皆次	一、一三三	△	一、一三三	△
宇品	一、一三三	△	一、一三三	△
似島	一、一三三	△	一、一三三	△
基町	一、一三三	△	一、一三三	△
元中央	一、一三三	△	一、一三三	△

戸籍上の市勢について (三七、五分)

種別	件数	同上		前年同	増△減	摘要
		最大	最少			
婚姻	二、一〇八	二、一〇八	二、一〇八	二、一〇八	△	
離婚	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	△	
出生	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
死亡	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
寄留届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
出寄留届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
抄本請求	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
印鑑届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
印鑑照査	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
身分証明	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	
戸籍閲覧	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	△	

市内の出生と増△減数
 前年同 男 一七五人 女 一〇一人 計 二七六人
 本年同 男 一七五人 女 一〇一人 計 二七六人
 増△減 男 〇人 女 〇人 計 〇人

廣島市報

No. 75

發行
昭和二十七年七月二十一日
(月曜日)

電話

中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七一	中三七二	中三七三	中三七四	中三七五	中三七六	中三七七	中三七八	中三七九	中三八〇	中三八一	中三八二	中三八三	中三八四	中三八五	中三八六	中三八七	中三八八	中三八九	中三九〇	中三九一	中三九二	中三九三	中三九四	中三九五	中三九六	中三九七	中三九八	中三九九	中四〇〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七一	中三七二	中三七三	中三七四	中三七五	中三七六	中三七七	中三七八	中三七九	中三八〇	中三八一	中三八二	中三八三	中三八四	中三八五	中三八六	中三八七	中三八八	中三八九	中三九〇	中三九一	中三九二	中三九三	中三九四	中三九五	中三九六	中三九七	中三九八	中三九九	中四〇〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七一	中三七二	中三七三	中三七四	中三七五	中三七六	中三七七	中三七八	中三七九	中三八〇	中三八一	中三八二	中三八三	中三八四	中三八五	中三八六	中三八七	中三八八	中三八九	中三九〇	中三九一	中三九二	中三九三	中三九四	中三九五	中三九六	中三九七	中三九八	中三九九	中四〇〇

發行所 廣島市役所
廣島市国泰寺町三九

【目次】

廣島市事務分掌条例の一部改正	一
廣島市証明及び印鑑手数料条例の一部改正	二
廣島市印鑑条例の一部改正	二
廣島市住民登録施行条例	三
廣島市職員定数条例の一部改正	三
職員の分限に関する手続及び効果に 関する条例の一部改正	三
昭和二十七年年度における廣島市の公務員に 対する夏期手当の支給に関する条例	四
廣島市建築審査会条例の一部改正	四
廣島市警察官のつづき	四
廣島市災害対策規則	五
廣島市災害対策施行細則	七
廣島市臨時伝染病防疫対策委員会規則	八
廣島市手数料規則の一部改正	八
自動車臨時運行許可に関する取扱規則	八
廣島市住民登録施行規則	九
廣島市事務分掌規則の一部改正	九
昭和二十七年年度における廣島市の公務員に対する 夏期手当の支給に関する条例施行規則	一六
廣島市営住宅管理條例施行規則	一六
廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の 位階名称及び管轄区域等に関する規則の一部改正	一六

◎公 示

廣島市食品衛生取扱規則の一部改正……………三六
廣島市営住宅管理條例施行規則の一部改正……………三六
定例市議会招集について……………三七
建築許可申請に関する公開聴聞について……………三六
陽チラス、バラチラスの予防接種の施行について……………三七
公示送達について……………三七
漂流物拾得について……………三七
昭和二十七年年度廣島市才入出予算追加更正について……………三七
第三十一回換地予定地変更指定、第二十二回未指定地
補充予定地及び第八回換地予定地取消について……………三六
建築許可に関する公開聴聞について……………三六
廣島市指定水道工事店及び給水装置
技術合格者の発表について……………三三
西観音町市営住宅の売却処分について……………三三
公示送達について……………三三
公示送達について……………三三

◎訓 令

廣島市警備隊馬車局規程……………三五
廣島市災害救助対策委員会規約の附止……………三五
廣島市臨時伝染病防疫対策規則……………三五
廣島市職員身元保証規程……………三五
廣島市役所出張所規程の一部改正……………三五
廣島市文書取扱規程の一部改正……………三五
廣島市役所出張所規程の一部改正……………三五

◎公安委員会告示

緊急自動車指定について……………三五
緊急自動車指定について……………三五
道路交通取締法並びに道路交通取締令による
道路の交通に関する必要な制限の一部改正……………三五
緊急自動車指定について……………三五

◎辭 報

六月定例市議会議決事件について……………三三
廣島市教職員組合の役員の変更及び
事務所の所在地の変更について……………三三
職員団体の登録について……………三三
出張所々管区域別人口状況について……………三三
戸籍上の市勢について……………三三

◎条 例

廣島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布
する。
昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜 井 信 三
廣島市事務分掌条例の一部を改正する条例
廣島市事務分掌条例(昭和二十六年六月十九日廣島市条
例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中総務局戸籍課の事務分掌の第一号を次のように改める。

- 一 戸籍及び住民登録に関する事
二 住宅金融公庫法に関する事
三 耐火建築促進法に関する事
四 建築土法に関する事
五 建築相談に関する事

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。

広島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例

広島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例

広島市証明及び閲覧手数料条例(昭和二十二年九月一日)

- 第一条 特定の個人のために、左の各号に掲げる事務を行うときは、当該各号に定める手数料を徴収する。
一 印鑑(改印を含む)登録及びその記載事項変更届
二 印鑑証明
三 住民票並びに戸籍の附票の謄抄本及びそれに基づく証明
四 営業業務に関する証明
五 土地物件に関する証明
六 租税その他の公課に関する証明
七 身分資格に関する証明
八 渡航移住に関する証明

- 九 種痘その他衛生上の事項に関する証明
十 公簿照合の証明
十一 届書受理その他に関する証明
十二 公簿の閲覧
十五 第五条に納めた手数料は、いかなる理由があつても還付しない。

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。

広島市印鑑条例の一部を改正する条例

広島市印鑑条例の一部を改正する条例

広島市印鑑条例(昭和二十三年十一月二十六日)

- 第一条 広島市に本籍又は寄留を有する者並びに「広島市に本籍を有する者又は広島市に住所を有し、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)若しくは外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)により登録をなした者及び」に改める。
第八号第二号中「又は寄留を転じたとき」を「又は住所を変更したとき」に改める。
第一号様式、第二号様式及び第三号様式中「寄留所」を「住所」にそれぞれ改める。

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。

昭和二十七年六月三十日 広島市長 浜井信三
広島市条例第五十一号
広島市住民登録施行条例
(目的)
第一条 この条例は、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)の規定により広島市において処理すべき事務に關し、必要な事項を定めることを目的とする。
(住民票の作成)
第二条 住民票に関する事務は、広島市役所(以下「本庁」という。)又は広島市役所出張所(以下「出張所」という。)において取り扱い、その所管に属する区域内に住所を有する者につき住民票を作成する。
(住民票の利用)
第三条 広島市に住所を有する者についてなすべき行政事務の処理は、住民票に基づいてする。
(証明書)
第四条 法第十条第一項の規定により住民票に記載した事項に關する証明は、別記様式によつて作製する。但し、請求により適宜な様式によつて作製することを妨げない。
(転入届)
第五条 新たに広島市に住所を定めた者の法第二十二條の規定による転入届は、新住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。
(転居届)
第六条 一の世帯に属する者の全部又は一部の者が、出張所の一の所管区域から他の所管区域に住所を変更したとき、法第二十三條の規定による転居届は、新住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。
(転居届記載事項)
第七条 前条の転居届には、法第四条に定める事項の外、広島市に最初住所を定めた年月日を記載しなければならない。

らない。

(変更届)
第八条 法第二十四条の規定による変更届は、その届出義務者の住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(国外移住届)
第九条 法第二十五条の規定による国外移住届は、その届出義務者の住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(閲覧、謄本抄本及び証明の手数料)
第十条 住民票又は戸籍の附票の閲覧、抄本若しくは抄本又は謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票若しくは戸籍の附票に記載した事項の証明の交付を請求する者は、広島市証明及び閲覧手数料条例(昭和二十二年九月一日)広島市条例第十七号)の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(規則への委任)
第十一条 この条例に定めるものの外、住民登録事務の処理に關する必要な事項は、規則で定める。

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。

Table with 2 columns: 氏名, 広島市職員定数条例の改正に関する条例をここに公布する。

Table with 2 columns: 氏名, 出生年月日, 住所, 職名, 備考

広島市条例第五十二号

広島市職員定数条例の一部を改正する条例

広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日)広島市条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
第二条中第一号から第三号まで、第六号及び第九号をそれぞれ次のように改め、「合計三、〇七四人」を「合計三、〇八七人」に改める。

- 一 市長の事務部局の職員
二 議会の事務部局の職員
三 選挙管理委員会の事務部局の職員
六 消防の事務部局の職員
九 教育委員会の事務部局の職員

この条例は、公布の日から施行する。

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年七月一日

広島市長 浜井信三

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例(昭和二十六年八月十一日)広島市条例第十六号)の一部を次のように改正する。
(この条例の目的)
第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五條第一項及び第二十八條第三項の規定に基づき、職員に對する休職の場合並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に關し規定することを目的とする。
(休職の場合)
第三条 法第二十八條第二項各号の一に該当して休職された職員が、その休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定数に欠員がない場合においては、その職に反してこれを休職することができない。
(職員の分限)
第四条 第四項の次に次の一項を加える。
5 第二条の規定に該当する場合における休職の期間は、定数に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において欠員の数が同条の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

昭和二十七年七月一日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第五十四号

昭和二十七年七月一日

昭和二十七年七月一日

第一条 本市の公務員(常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものを除く。)であつて昭和二十七年七月十日に在職するもの(以下「職員」という。)に対しては、昭和二十七年七月一日限り、この条例の定めるところにより夏期手当を支給する。

(夏期手当の額)
第二条 夏期手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十七年一月一日から昭和二十七年七月十日までの間における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

前項の給与月額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第六十二号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)については、その者が昭和二十七年七月十日現在において受けるべき同条例に規定する給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて規則で定める額とする。

(在職期間の計算方法)
第三条 前条第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

(夏期手当の支給時期)
第四条 夏期手当は、昭和二十七年七月十日に支給する。

(夏期手当の支給細目)
第五条 第二条第二項及び前二条に規定するものの外、在職期間の計算方法その他夏期手当の支給に關し必要な細目、市長が定める。

廣島市条例第五十五号

昭和二十七年七月一日

昭和二十七年七月一日

第一条 廣島市警察賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族の状況によつて定める。不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定め

不具廢疾者賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族の状況によつて定める。不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定め

不具廢疾者賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

別表 殉職者賞、勲、金

功績の程度	金額
(イ) 拔群の功績があり、一般の模範となつたと認められるもの	1,000,000円
(ロ) 特著の功績があり、功績が認められるもの	500,000円
(ハ) 功績があると認められるもの	200,000円

1 (イ)又は(ロ)に相当するものであつて、職員の死亡当時の扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは一人につき五〇〇,〇〇〇円を増額する。

2 これを受ける遺族が、廣島市職員公務災害補償条例第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、その二分の一に相当する額以内を減額することができる。

不具廢疾者賞、勲、金

功績の程度	金額
(イ) 拔群の功績があり、一般の模範となつたと認められるもの	1,000,000円
(ロ) 特著の功績があり、功績が認められるもの	500,000円
(ハ) 功績があると認められるもの	200,000円

1 この表の等級又は金額の決定については、廣島市職員公務災害補償条例第十條第二項から第五項までの規定の例による。

2 扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族

規則

廣島市災害対策規則をここに公布する。
昭和二十七年六月二十一日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第四十七号

第一章 總則

第一条 非常災害に際して、その予防対策及び救助対策その他緊急措置の適切円滑なる実施を図るため、廣島市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

第二条 本部は、廣島市役所内に設置する。
第三条 本部は、市各機関を以つて充て、分隊は、原則として各学区単位に設ける。
第四条 本部長は、市長を、副本部長は、助役を以つて充てる。
第五条 本部長は、本部諸般の事項を掌理する。
第六条 本部長に事故があるときは、本部長の定める順序により、副本部長がその職務を代理する。

第二章 組織
第五条 本部の組織は、左の通りとする。
本部長 若干名
副本部長 若干名
部長 若干名
副部長 若干名
課長 若干名
班長 若干名
係長 若干名
員 若干名

なく、その職務を遂行したことに基いて災害を受け、そのため不具廢疾となり、又は死亡した場合においては、賞、勲、金を授与することができる。

第三条 前条の規定は、国家地方警察の警察官又は他の自治体警察吏員が、廣島市警察の要求によつて廣島市警察を援助した場合について、これを準用する。但し、この場合において当該国家地方警察又は他の自治体が、前条の賞、勲、金と趣旨を同じくする賞、勲、金を付したときは、本条の規定による賞、勲、金を、その金額を減じ、又はこれを授与しないことができる。

廣島市規則第四十八号

昭和二十七年七月一日

昭和二十七年七月一日

第一条 廣島市警察賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族の状況によつて定める。不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定め

不具廢疾者賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族の状況によつて定める。不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定め

不具廢疾者賞、勲章、褒章、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月二十日廣島市条例第六十二号)第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

2 部長及び副本部長は、本市職員(市の各事務部局の補助職員をいう。)の中から、市長が任命又は委嘱する。
3 班長及び副班長は、市課長、消防署長及び関係団体の役員の中から、市長が任命又は委嘱する。
4 係長は、市課長、係長、消防局課長及び関係団体の役員の中から、市長が任命又は委嘱する。
5 係員は、市職員、消防職員及び消防団員の中から市長が任命又は委嘱する。
第六条 本部長は、部務を掌理する。
7 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の定める順序によりその職務を代理する。
8 部長、副本部長及び班長は、所属員を指揮し部務又は班務を掌る。
9 部長に事故があるときは、部長又は副本部長の定める順序により班長がその職務を代理する。
10 係員は、上司の指揮を受けて班務に従事する。
11 第七条 本部の部務を分掌するため左の部及び班を置く。
総務部
一 各部の総合連絡統制に關すること。
二 部内の庶務に關すること。
三 本部員の動員に關すること。
四 公用令書に關すること。
五 分隊との連絡情報に關すること。
六 情報収集に關すること。
七 必要事項の報告、公表等に關すること。
八 被害調査に關すること。
九 警報発令に關すること。
十 氣象に關すること。
十一 水防機関との連絡に關すること。
十二 部内の他の主管に屬すること。
十三 船隻関係の動員に關すること。
十四 船隻関係への連絡並びに船隻推進に關すること。

- 三 輸送機関の燃料に関する事。
- 経理班
 - 一 本部の一般経理に関する事。
 - 二 県との連絡に関する事。
 - 給与班
 - 一 本部職員に対する一般給与に関する事。
 - 二 義捐金、義捐物資の取扱に関する事。
- 協力動員部
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の一般庶務に関する事。
 - 三 学校その他教育機関施設の取用に関する事。
- 動員班
 - 一 市民の動員に関する事。
 - 二 学徒の動員に関する事。
 - 三 罹災学徒の調査に関する事。
- 民生部
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の一般庶務に関する事。
 - 三 民生部に關係ある情報の蒐集及び必要事項の報告に関する事。
 - 四 市内の他の主管に属さないこと。
- 援護班
 - 一 罹災者援護の一般的事項に関する事。
 - 二 救助物資の配分に関する事。
 - 三 県より支給を受ける援護物資に関する事。
- 調査班
 - 一 罹災者の実態調査に関する事。
- 救護防疫班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 医療関係者の動員に関する事。
 - 三 医療品調達、整理に関する事。
 - 四 本部員の医療救護に関する事。

- 五 負傷罹災者の急救措置に関する事。
- 六 負傷罹災者の調査に関する事。
- 七 罹災地の防疫に関する事。
- 八 飲用水の消毒に関する事。
- 九 罹災地の清掃に関する事。
- 十 死体処理に関する事。
- 経済部
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 配給班に属する情報の蒐集及び必要事項の報告に関する事。
 - 三 主要食糧、副食、調味料及び商工物資の調達計画に関する事。
 - 四 被服器具その他の調達計画に関する事。
 - 五 商工物資の調達保管に関する事。
 - 六 被服器具その他の調達保管に関する事。
 - 七 主要食糧、副食、調味料の調達保管に関する事。
- 技術部
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の招集に関する事。
 - 三 土木建築工事関係者の動員に関する事。
 - 四 資材及び器具の調達に関する事。
 - 五 市内の庶務に関する事。
 - 六 市内の他の主管に属さないこと。
 - 土木班
 - 一 道路、橋梁、堤防、河川の応急工作に関する事。
 - 二 応急工事の現場指導に関する事。
 - 三 砂防に関する事。
 - 四 市内の他の主管に属さない技術に関する事。
 - 営繕班
 - 一 応急建築に関する事。
 - 港灣班
 - 一 海上、港灣の防衛警戒対策及び応急復旧に関する事。

- 水道部
 - 一 下水施設の防護に関する事。
 - 二 下水の浸水防止及び排水に関する事。
 - 三 下水施設の応急復旧に関する事。
- 庶務班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 情報並びに宣伝に関する事。
 - 三 飲用水の配給に関する事。
- 防護班
 - 一 水道諸施設の警戒防護に関する事。
 - 二 防護班用資材の調達に関する事。
- 復旧班
 - 一 応急復旧計画に関する事。
 - 二 水道施設の応急復旧工事に関する事。
 - 三 復旧班用資材の調達に関する事。
- 浄水班
 - 一 浄水場内の一般庶務に関する事。
 - 二 場内警備に関する事。
 - 三 送、配水に関する事。
 - 四 水質に関する事。
- 警備部
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 職員、医療救護、諸給与に関する事。
 - 三 水防倉庫に関する事。
 - 四 水防資材及び器具の調達に関する事。
 - 五 警報の発受に関する事。
 - 六 災害情報に関する事。
 - 七 水防関係機関との連絡に関する事。
 - 八 被害調査に関する事。
 - 九 気象に関する事。
- 第一警備班
 - 一 罹災者の焚出に関する事。
 - 二 義捐金、義捐物資の配分に関する事。
 - 三 第四章、招集その他
 - 第十二条 本部員の招集は、本部長が行う。
 - 第十三条 招集は、警報、電話、電報及び伝令によつて行なう。
 - 第十四条 部員は、非常災害の発生又は緊急事態の発生を知つたときは、第十二条の規定にかかわらず直ちに所定の場所に参集しなければならない。
 - 第十五条 部員の出勤に際しては、身分を表す腕章を携帯しなければならない。
 - 第五章 補則
 - 第十六条 この規則に定めるものの外、本部運営に関する必要な事項は、細則で定める。

- 一 災害情報の連絡に関する事。
- 二 消防非常警備に関する事。
- 第二警備班
 - 一 災害情報の連絡に関する事。
 - 二 消防非常警備に関する事。
- 警備工作部
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 団員の非常招集に関する事。
 - 三 情報伝達及び連絡に関する事。
 - 四 水防資材緊急調達に関する事。
 - 五 団員の医療救護及び諸給与に関する事。
- 第一警備班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。
- 第二警備班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。
- 第三警備班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。

- 分隊長 若干名
- 副分隊長 若干名
- 分隊付 若干名
- 班長 若干名
- 副班長 若干名
- 分隊長 若干名
- 分隊長及び副分隊長は、その区域内の住民で適當と認められる者を市長が委嘱する。
- 分隊付、班長及び分隊長は、分隊長が推薦した者の中から市長が委嘱する。
- 分隊長、副分隊長、分隊付、班長及び副班長の任期は一年とする。
- 前任者辞任の際は、後任者が任ずるまでその職を行ふ。但し、補充により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 第十條 分隊長は、本部長の指揮監督を受け、分隊の職務を掌理する。
- 第十一條 分隊長は、分隊長を補佐し、分隊長に事故があるときは、分隊長の定める順序によりその職務を代理する。
- 第十二條 班長は、所屬分隊長を指揮監督し、班務を掌理する。
- 第十三條 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
- 第十四條 分隊長は、上司の指揮を受けて隊務に従事する。
- 第十五條 分隊の隊務を分掌するため、左の班を置く。
- 第十六條 分隊の隊務を分掌するため、左の班を置く。
- 第十七條 各班の連絡統制に関する事。
- 第十八條 情報、宣伝、警備に関する事。
- 第十九條 動員計画に関する事。
- 第二十條 救出、避難及び交通整理に関する事。
- 第二十一條 衛生班
 - 一 医療救護、防疫に関する事。
 - 二 負傷者、罹災者の実態調査に関する事。
- 第二十二條 救助物資の配分に関する事。

- 広島市規則第四十八号
- 第一章 總則
 - 第一條 広島市災害対策規則(以下「規則」という。)第十六條に基く本市対策本部の運営については、この規則の定めるところによる。
 - 第二章 本部
 - 第二條 規則第四條第二項による本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の代理順序は、地方自治法第五十二條による市長代理順序(昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十一号)による。
 - 第三條 各班長は、毎年十一月末日までに翌年度災害対策

計画を樹立し班員名簿と共に所属部長を経て、本部長に提出しなければならない。

第四條 本部長は、毎年一回以上各種訓練を実施し、対策計画の充実に努めなければならない。

第五條 本部長は、毎年一回各部保管の機械、器具、備品、資材その他備付物品の現況検査及び総合訓練を実施しなければならない。

第三章 分 隊

第六條 分隊の定員は、概ね二十戸につき一人を基準として定める。但し、一分隊五十名を下らないものとする。

第七條 分隊は、毎年三月末日までに編成を終り、四月十日までに分隊本部所在地及び編成名簿を隊長を経て本部長に提出しなければならない。

第四章 広島市役所出張所長の任務

第八條 広島市役所出張所長は、本部に直屬し、平時は本部各班と連絡し、特に総務部との連絡調整事務に任じ、災害時には、分隊長に協力し、区内罹災民の救助事務を迅速に遂行しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

広島市災害救助隊施行細則(昭和二十五年三月十三日規則第六十九号)は、廃止する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則

第一条 伝染病に対する防疫及び治療対策、その他緊急措置に関する諸計画を樹立し、広島市臨時伝染病防疫対策部の運営実施を推進することを目的として、広島市臨時伝染病防疫対策委員会(以下委員会という。)を置く。

第二条 委員会は、広島市役所内に設置する。

第三条 委員会の委員は、左に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。

広島市手教料規則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十一号

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十二号

よるものと認められた場合に限り適用しないことができる。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

2 自動車及び原動機は自転車の臨時運行許可並びに旅客軽車両の検査に関する取扱規則(昭和二十七年広島市規則第九号)は、廃止する。

3 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この規則施行の際現に自動車及び原動機付自転車の臨時運行許可並びに旅客軽車両の検査に関する取扱規則の規定により臨時運行の許可を受けたものは、その有効期間に限り、この規則により許可を受けたものとみなす。

広島市住民登録施行規則をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十号

連を明らかにする符号又は記載をすることができる。

(転居届)

第四条 条例第六条に規定する転居届を受領した戸籍課又は出張所は、遅滞なくその旨を従前の住所を所管する戸籍課又は出張所に通知しなければならない。

2 前項の通知を受領した戸籍課又は出張所は、その通知が、世帯の全部の者が住所を変更したものであるときは、遅滞なく通知を發した戸籍課又は出張所に住民票を送付しなければならない。

(届書の様式)

第五条 転入届は、別記第一号様式による。

2 転居届は、別記第二号様式による。

3 変更届は、別記第三号様式による。

4 国外移住届は、別記第四号様式による。

(届書及び通知書等の受付)

第六条 住民登録に関する届書、通知書その他の書類を受領したときは、受付印を押し、受付番号及び年月日を記入し、且つ、住民登録受付簿又は住民登録簿に記載しなければならない。

(住民票の記載等に基づく通知)

第七条 出張所は、住民票の記載又はその記載の更正をした場合に、戸籍課において、戸籍の附票の記載又はその記載の更正を要するときは、遅滞なく当該事項を戸籍課に通知しなければならない。

(戸籍の届出等に基づく通知)

第八条 戸籍課は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受領し、又は職権で戸籍の記載をした場合に、出張所において、住民票の記載若しくは消滅又はその記載の更正を要するときは、遅滞なく当該事項を出張所に通知しなければならない。

(住所地从前住所及び本籍地への通知)

広島市規則第五十号

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年六月一日から適用する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十一号

この規則は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。)の規定に基づき自動車の臨時運行の許可に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時運行の許可)

第二条 法第三十四条の規定により自動車の臨時運行をしようとする者は、申請書(別表第一号様式)を市長に提出して許可を受けなければならない。

2 市長は前項の申請書を受領したときは、臨時運行許可証(別表第二号様式)を交付し、臨時運行番号標を貸与しなければならない。

3 臨時運行許可証の有効期間が満了したとき、期間満了の日から五日以内に臨時運行許可証を添え、臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

4 臨時運行許可証又は臨時運行許可番号標を亡失した場合、速やかに警察署長の証明を添え、市長に届け出なければならない。

第三条 市長は、虚偽その他不正の手段により許可を受けたものであることを発見した場合、直ちにその許可を取消するものとする。

(罰則)

第四条 第二条第三項の規定に違反した者は、千円以下の過料を科する。

第五条 第二条第二項の規定により、貸与した臨時運行許可番号標を亡失又は損じた場合は、相当の価額を弁償させるものとする。

第六条 前二条の規定は、市長が特にやむを得ない事情に

広島市規則第五十二号

第九條 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)第六條及び第六條の規定による左の各号に掲げる通知は、当該各号に定める通知書により通知しなければならない。

一 転入及び転居届を受領した場合(別記第五号様式) 転入(転居)通知書(別記第五号様式)

二 転入及び転居届を受領した場合(別記第六号様式) 住所変更通知書(別記第六号様式)

三 国外移住届を受領した場合(別記第七号様式) 戸籍の附票記載事項変更通知書(別記第七号様式)

(本籍地から住所地への通知)

第十条 法第九條及び第十六條第二項の規定による左の各号に掲げる通知は、当該各号に定める通知書により、通知しなければならない。

一 出生及び死亡届を受領した場合(別記第八号様式) 出生(死亡)通知書(別記第八号様式)

二 失踪宣告、国籍喪失、婚姻、離婚、縁組、離縁、復讐、入籍、分籍及び転籍等の通知又は届を受領した場合(別記第九号様式) 住民票記載事項変更通知書(別記第九号様式)

三 住所地从前住所及び本籍地への通知(別記第十号様式) 錯誤通知書(別記第十号様式)

(本籍転居の場合の通知)

第十一条 法第十七條の規定による新本籍地への通知は、戸籍附票通知書(別記第十一号様式)により、通知しなければならない。

(職権記載通知)

第十二條 住民登録法施行令(昭和二十七年政令第二百二十三号)第十一條の規定による通知は、職権記載通知書(別記第十二号様式)により、通知しなければならない。

(備付冊)

第十三條 住民票を取り扱う出張所には、法令に定めものの外、左の簿冊を備え付けなければならない。

一 住民登録受付簿(別記第十三号様式)

変更届

広島市長 浜井信三殿 昭和年月日届出

受年月日 昭和年月日 登録
付番号 第号

別記 第三号様式
本籍地通知

Table with columns for change date, address, and names before/after change. Includes a section for the applicant's name and address.

国外移住届

広島市長 浜井信三殿 昭和年月日届出

受年月日 昭和年月日 登録
付番号 第号

別記 第四号様式
本籍地通知

Table for foreign relocation with columns for move date, address, and name of the mover.

転入届通知書

No.

Table for incoming notification with columns for date, address, and household head information.

上記の者が転入したから、住民票を消除(送付)されたい。

昭和 月 日

広島市長 浜井信三印

- 二 住民登録簿(別記第十四号様式)
三 住民登録簿記入取扱簿(別記第十五号様式)
四 住民登録報告関係簿
五 住民登録事務日計表(別記第十六号様式)
(保存期間)
第十四条 前条の簿冊の保存期間は、当該年の翌年から五年間とする。
(届出を怠つた者に対する処置)
第十五条 戸籍課又は出張所の住民登録事務取扱員が、届出を怠つた者があることを発見したときは、届出事件を具して、市長に報告しなければならぬ。
2 市長が前項の報告を受けたときは、必要な調査をして、管轄の簡易裁判所にこれを通知すべきかを決定し、通知を要しないときは、直ちに届出をするよう届出義務者に通知しなければならぬ。
3 前項の簡易裁判所への通知は、届出期間経過通知書(別記第十七号様式)により、届出義務者への通知は、届出催告書(別記第十八号様式)により、通知しなければならぬ。
(報告)
第十六条 戸籍課又は出張所の長は、広島市の人口の状況を明らかにするため、住民登録に關し必要な事項を毎月五日までに、前月中の取扱事件について、市長に報告しなければならぬ。
2 戸籍課又は出張所の長は、毎年一回広島市の人口の状況が住民登録と適合しているか否かについて実地調査を行い、その状況を市長に報告しなければならぬ。
3 第一項の報告は、住民登録報告書(別記第十九号様式)により、報告しなければならぬ。
附則
この規則は、昭和二十七年七月一日から施行する。

Table for incoming notification with columns for date, address, and household head information. Includes a section for the applicant's name and address.

Table for incoming notification with columns for date, address, and household head information. Includes a section for the applicant's name and address.

住民票記載事項変更通知書

No.

別記 第九号様式

住所	変更の年月日	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	変更事項			
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者につき住民票の記載事項に変更があつたから、これを更正されたい。
昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

錯誤通知書

No.

別記 第十号様式

住所	筆頭者	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	生年月日	錯誤の事項		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

昭和 年 月 日付の上記の者に対する記載(更正)通知を受理したが、上記の事項に誤りがあるから、住民登録法第16条第2項の規定により通知します。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十三号様式

昭和 年 住民登録受付簿
広島市役所 出張所

受付番号	受理通知	事件名	世帯主又は事件本人の氏名	住所	転入 世帯主の別 世帯主の計	消 除 世帯主の別 世帯主の計	備考
月日							
月日							
月日							

月日							
月日							
月日							
月日							

右のとおり住民登録法第十七条により通知します。

昭和 年 月 日
広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十一号様式
戸籍附票通知書

原簿籍 住所	新簿籍 住所
番地 氏名	番地 氏名
住所と定められた年月日	氏名

住所変更通知書

No.

別記 第六号様式

本籍	筆頭者	昭和	年	月	日
住所	筆頭者	転入転居の年月日			
	氏名	生年月日	氏名	生年月日	
1		年 月 日		年 月 日	
2					
3					
4					
5					
6					
7					

上記の通り住所が変更したから、戸籍の附票の記載を更正されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

戸籍附票記載事項変更通知書

No.

別記 第七号様式

住所	筆頭者	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	変更事項			
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者につき附票の記載事項に変更があつたから、これを更正されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

出生死亡通知書

No.

別記 第八号様式

住所	世帯主	昭和	年	月	日
氏名	男 女	明大昭	年 月 日	たの世帯主と柄	
本籍	筆頭者				

上記の者につき出生死亡届があつたから、住民票の記載を削除されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十二号様式

第 号 職権記載通知書

届出義務者 年月日生

住民票記載の内容

住民登録法による上記の事項の届出がないので職権で住民票の記載をしたから同法施行令第11条により通知します。

昭和 年 月 日

市長名 (出張所 届)

別記 第十八号様式

第 号 届出催告書 (第 回)

届出義務者

届出の種類

事件本人 住所 氏名 年月日生

住民登録法による、上記の届出が未済ですから月 日までに届出られますよう催告します。

昭和 年 月 日 市長名 (出張所 届)

住民登録事務取扱月報 別記 第十九号様式

昭和 年 月分 住民登録事務取扱月報 広島市役所 出張所

種 別	件 数	世帯及び世帯員の増減 (広島市に本籍を有する者 青記 広島市に本籍を有しない者 赤記)							
		増				減			
		男	女	計	世	男	女	計	世
届 出	転入届								
	転居届								
	変更届								
	国外移住届								
	計								
職 権 記 載	出生								
	死亡								
	その他								
計									
合 計									
差 引 (増は青記 減は赤記)	男	女	計	世					
区 分	本籍又は前住地	本人又は届出人	そ の 他	計					
通 知 書	收 受								
	発 送								
区 分	件 数	枚 数	金 額						
騰 本									
抄 本									
記 載 証 明									
その他の証明									
計									
備 考									

別記 第十五号様式

昭和 年 住民登録職権記入取扱簿 広島市役所 出張所

進行番号	記入月日	事件名	事件本人	住所	記載 世帯男女別計	消除 世帯男女別計	備考
	月 日						
	月 日						
	月 日						
	月 日						

別記 第十四号様式

昭和 年 住民登録收発簿 広島市役所 出張所

收発番号	收 月 日	発 月 日	差出人	発送先	書面の要旨	経過
	月 日					
	月 日					
	月 日					

広総戸第 号 年 月 日 簡易裁判所 御中 市長名

住民登録届出期間経過通知について 標記について、住民登録法第31条により下記のとおり通知します。

別記 第十七号様式

届出の種類

事件発生の日

届出期間満了の日

届出の日

事件本人 住所 氏名 年月日生

届出義務者 住所 氏名 年月日生

備 考

住民登録事務日計表

昭和 年 月 日 (曜日) 広島市役所 出張所

種 別	件数	世帯及び世帯員の増減 (本籍者青記 非本籍者赤記)							
		増				減			
		男	女	計	世	男	女	計	世
届 出	転入届								
	転居届								
	変更届								
	国外移住届								
職 権 記 載	計								
職 権 (通知)	出生								
	死亡								
	その他								
計									
合 計									
差 引 (増は青記 減は赤記)	男	女	計	世					
区 分	本籍又は前住地	本人又は届出人	そ の 他	計					
通 知 書	收 受								
	発 送								
区 分	件 数	枚 数	金 額						
騰 本									
抄 本									
記 載 証 明									
その他の証明									
計									
備 考									

(様式第二号) 市営住宅入居申込済票

市営住宅入居申込済票
住宅第種 住宅号
番号 殿
氏名
年月日 昭和 年 月 日 受付
広島市建設局管財課 (抜者印)

Table with columns for building number (五, 六, 七, 八, 九, 一〇, 一, 二, 三, 四) and room number (八〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇).

右住宅に入居を許可する
昭和 年 月 日
広島市長 (氏名)
市営住宅 (氏名)
入居者計 (氏名)

建設局管財課
発行責任者印

Table listing various apartment groups (江波沖町住宅, 宇品町住宅, etc.) with columns for building number, room number, and usage fee.

(裏面) 住宅使用についての注意

- 一 入居しようとするときは、市管財課管理係に連絡し、指定の期日までに、この許可書と米穀通帳とを管理者に提示して、本人であることを認めてもらってから入居して下さい。
二 入居できるものは申請許可になった者のみです。
三 同居の承認を得た者は、使用名義者が住宅を立ち退く場合は、必ず同時に立ち退かなければなりません。
四 入居の許可を受けた者以外の者に、住宅並びにこれに附随する諸物件を譲渡し又は転貸することは絶対にできません。
五 十五日以上住宅を空けるとき、又は住宅を立ち退くときは、前もって管理者に申し出て下さい。住宅の破損等についても管理者に連絡して下さい。
六 その他広島市営住宅管理条例、同施行規則並びにこれに基づいてなされた指示、命令等は堅く守って下さい。
七 不正行為があると認められた時はこの許可を取消します。

(様式第三号)

式四 収入
印紙貼付
広島市 町 市営住宅
家賃 一ヶ月金 四
期間 許可の日から向う三ヶ年、但し更新することができる。

右住宅に入居すること(継続使用)を許可されましたについては、公営住宅法、同施行令、広島市営住宅管理条例及び同施行規則を堅く遵守することは勿論、万一家賃を滞納した場合は、連帯保証人において支払ひ致します。その他市の指示命令に従い、若し違反した場合は連帯保証人がすべてこの責任を負い、市の御処置について何等異議等を申

Table for apartment group 皆実店舗住宅 with columns for building number, room number, and usage fee.

Table for apartment group 松原店舗住宅 with columns for building number, room number, and usage fee.

Table for apartment group 鷹野橋店舗住宅 with columns for building number, room number, and usage fee.

Table for apartment group 皆実店舗住宅 (continued) with columns for building number, room number, and usage fee.

(様式第四号)

市営住宅家賃延滞申請書
住宅名 番号 家賃 延滞期間 減免
氏名 続柄 年齢 勤務先 月収 摘要

広島市長 (氏名) 殿
各保証人の居住証明書内一人は市内に居住し、最近所得額証明書及び市民税を滞納していないことを証する書類を添付する。

右相違ありませんので家賃の延納を御願ひ致します。

昭和 年 月 日 使用名義者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
(様式第四号之二)
市営住宅家賃延納許可書 発行責任者管財課(印)

昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
住所 廣島市長(氏) 名(印)
市営住宅家賃延納許可書 発行責任者管財課(印)

一 廣島市営住宅管理条例及び同施行規則を遵守すること
一 延納、減免期間が満了した場合は、家賃全額を必ず納入すること。
一 延納、減免期間及び同納額
昭和 年 月 日から昭和 年 月 月まで一ヶ月分 円
一 不正の行為で延納、減免されたとき市長が認めるときは、この許可を取消し二千円以下の過料を科する。
(様式第五号)
市営住宅同居承認申請書

Table with columns for '現住所' (Current Residence) and '同居しようとする者の氏名' (Names of those to be cohabiting). Includes fields for name, age, occupation, and reason for cohabitation.

住宅管理者の意見及び同意氏名認印
家賃滞納の有無 係認印(印)

右御承認を得ました上は、廣島市営住宅管理条例、同施行規則その他市の指示命令は、堅く遵守致します。なお使用名義者が立退く場合は、必ず同時に立退きます。若し立退先がない場合は、使用名義者又は保証人において必ず同居者の身柄を引き取ることを誓約致します。よつてこの同居を御承認下さるよう申請致します。

昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
住所 使用名義者(氏) 名(印)
保証人(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
右により同居を承認する。

市営住宅加工承認申請書
加工の種類 構造 (左記図面の通り) 坪
増設、加工を必要とする理由 (家賃滞納の有無 係認印(印))
住宅管理者の意見及び同意氏名認印
右御承認下さるよう、左記条件を遵守することを誓約致します

Table for '市営住宅加工承認申請書' with columns for '加工の種類' (Type of modification) and '構造' (Structure).

申請致します。

一 市の指示により撤去を要する場合及び住宅を立退く場合は、無条件で原形に復します。
一 原形に復することができない場合は、無条件で市にこれを寄附致します。この場合市において如何な処分をされても絶対に異議要求等一切申し立てません。
昭和 年 月 日 住所(住宅名) 申請者(氏) 名(印)
住所 保証人(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)

Table for '市営住宅継続使用申請書' with columns for '住所' (Residence) and '家族構成状況' (Family composition status).

市営住宅継続使用申請書
住所 同 居者
保証人は、同居許可に伴う請書の保証人又は同居保証人と同一の資格があると認める者でなければなりません。
(様式第七号)

Table for '市営住宅継続使用申請書' with columns for '住所' (Residence) and '家族構成状況' (Family composition status).

Table for '市営住宅同居承認申請書' with columns for '世帯主' (Head of household), '同居しようとする者の氏名' (Names of those to be cohabiting), and '同居しようとする理由' (Reason for cohabitation).

右継続使用致したいので申請致します。
昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
右承認する。

註 調査の上承認すべきものと認められた場合は、所定の請書を徴し承認書を交付する。
(様式第八号)
市営住宅同居承認申請書

Table for '市営住宅同居承認申請書' with columns for '住宅名' (Residence name), '旧名義人' (Former tenant), and '新名義人' (New tenant).

新名義人(氏) 名(印)
旧名義人(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
右承認する。
昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
註 調査の上承認すべきものと認められた場合は所定の請書を徴し承認書を交付する。
(様式第九号)
市営住宅異動承認申請書

Table for '市営住宅異動承認申請書' with columns for '現住所' (Current residence), '転出(入)先' (Transfer destination), and '転入(出)先' (Transfer destination).

昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
右は使用者名簿記載の人員を照査し差支えないものと認める。
昭和 年 月 日 廣島市長(氏) 名(印)

(様式第十号)

Table for '市営住宅破損報告書' with columns for '住宅名' (Residence name), '破損状況' (Damage status), and '破損事由' (Cause of damage).

市営住宅破損報告書
破損状況
破損事由
破損年月日
入居者の責による破損の場合賠償見込額
管理者の意見及び同意氏名認印
右報告致します。
昭和 年 月 日 使用名義者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)

(様式第十一号)

市営住宅返還届
返還理由
返還年月日 昭和 年 月 日
増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置
一 移転先 府 市 郡 町 字 番地
右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。
昭和 年 月 日 申請者(氏) 名(印)
廣島市長(氏) 名(殿)
註 住宅の返還届は、必ず立ち退き七日前までに提出して下さい。

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年七月十五日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第五十七号
廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則
廣島市営住宅管理條例施行規則（昭和二十七年廣島市規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
別表中の高須第三アパートの次に次のように加える。
若草町第一アパート 一階四階 一、九五〇
二階三階 二、〇〇〇
若草町第二アパート 一階四階 一、九五〇
二階三階 二、〇〇〇
若草町第三アパート 一階四階 一、九五〇
二階三階 二、〇〇〇
附則
この規則は、公布の日から施行する。

公 示

廣島市告示第六十二号

昭和二十七年六月二十一日

廣島市長 浜 井 信 三

左記の通り定例市議会を招集する。

- 一 招集日時 昭和二十七年六月二十八日午前十時
- 一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第六十三号

建築基準法第五十四条に基づき左記のとおり公開による職開を行う。

昭和二十七年六月二十一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第六十四号	廣島市長 浜 井 信 三
一 聽聞期日 昭和二十七年六月二十五日午後二時	
二 聽聞場所 廣島市基町一番地	
三 申請者住所 廣島市廣瀬元町一九一ノ四	
四 申請者氏名 齊藤 清人	
五 建築場所 廣島市廣瀬元町一九一ノ四	
六 用途概要 印刷工場（用途変更）延二九〇四平方メートル	

注意事項
一 この許可証は見えずしるに必ず提示しておくこと
二 この許可証の記載事項が変更した場合は速やかに届け出ること
三 左の各号の一に該当するときは、その事業の生じた日から十日以内に、その旨届行出ること
① 三ヶ月以上休業したとき
② 休業中の営業を開始したとき
③ 営業を中止したとき

廣島市告示第六十五号	廣島市長 浜 井 信 三
廣島市告示第六十六号	廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第六十四号
今回予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づき腸チフス、パラチフスの予防接種を左記の通り施行する。
昭和二十七年六月二十七日
廣島市長 浜 井 信 三

月日	実施場所	月日	実施場所
七月七日	白島 尾長小学校 小学校	七月十七日	鞆町 鞆町小学校 母子寮
八日	青崎 矢賀小学校	十八日	木川 大芝小学校
九日	大河 楠那小学校	十九日	中島 江波小学校
十日	仁保 荒神小学校	二十日	舟入 江波小学校
十一日	宇品 比治山小学校	二十一日	古田 神崎小学校
十二日	千田 元宇品小学校	二十二日	南観音 草津小学校
十三日	段原 皆実小学校	二十三日	南観音 草津小学校
十四日	牛田 三篠小学校	二十四日	天満 己斐小学校
十五日	牛田 三篠小学校	二十五日	天満 己斐小学校
十六日	袋町 竹屋小学校	二十六日	天満 己斐小学校

四 料 金 一回 十円
五 接種を受ける人 三才から六十才までの者。

但し昨年完了した者は一回接種
昨年未完了の者は三回接種（一週間を隔）
受けなくてよい人 有熱患者 心臓並びに血管系 腎臓その他内臓に異常のある者等

廣島市告示第六十五号

廣島市牛田町石井好敏外一五〇一件に対する昭和二十七年年度期収入自転車税、荷車税の督促状、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条並びに市税条例第十一条の規定により公示す。

昭和二十七年六月二十七日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第六十六号

左記のものについて拾得の届出があつたから心当りの方は、廣島市役所社会課まで申し出られたい。

昭和二十七年六月三十日

廣島市長 浜 井 信 三

- 一 拾得物件 木造漁船（淮水後約五年経過）幅三尺、長さ十八尺深サ一尺櫓一挺（中頃を接木しあり）
- 二 拾得場所 安芸郡矢野町製鋼所沖
- 三 拾得月日 昭和二十七年六月九日
- 一 拾得物件 伝馬船長サ三間、巾二間櫓一丁
- 二 拾得場所 佐伯郡大柿町柳浦港
- 三 拾得月日 昭和二十七年六月十四日午前十時

廣島市告示第六十七号

六月三十日市議会の議決を經た昭和二十七年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。

但し、この予算は、即日これを施行する。
昭和二十七年六月三十日

廣島市長 浜 井 信 三

- 一、市 税 金七億四千四百九拾八万六千九百拾参円
- 一、普通税 金七億四千四百九拾八万六千九百拾参円
- 二、公企業及財産収入 金八拾七万五千六百四拾参円
- 三、公債収入 金五拾四万五千四百拾参円
- 四、財産収入 金五拾四万五千四百拾参円
- 五、使用料及手数料 金参千八百拾参万七千六百五拾式円
- 六、国庫支出金 金四億八千参百万四千七百拾参円
- 一、国庫補助 金四億八千参百万四千七百拾参円
- 七、県支出金 金九百六拾四万九千九百六拾七円
- 二、補助金 金九百六拾四万九千九百六拾七円
- 十一、雑収入 金参千参百万四千九百九拾五拾八円
- 六、雑 入 金参千四拾八万六千貳円
- 歳入合計 金拾九億参千四百五拾万八千八百参円
- 出 歳
- 二、役所費 金貳億五千四百参万七千七百七拾六円
- 一、役所費 金貳億五千四百参万七千七百七拾六円
- 四、警察消防費 金貳億八千六百六拾九万八千五百拾貳円
- 二、消防費 金六千六百九拾五万七千円
- 五、土木費 金壹億四千貳百四拾貳万 四千四百九拾八円
- 四、港灣維持修繕費 金壹千六百六拾九万九千四百八拾四円
- 七、社会労働費 金四億五千八百八拾六万参百八拾貳円
- 三、福利費 金七拾六万五千五百四

Table listing land exchange details with columns for location, area, and owner. Includes entries like '白島西中町', '東白島町', '白島東中町'.

Table listing land exchange details with columns for location, area, and owner. Includes entries like '白島東中町', '比治山本町', '千田町二丁目'.

- 七、厚生諸費 金五百九拾貳万五千參百圓
十五、厚 身體障害者福祉費 金拾九万圓
十八、 援 護 費 金百貳万五千元

廣島市告示第六十八号

昭和二十七年六月三十日 廣島市長 浜井信三
第三十一次換地予定地變更指定、第二十二回未指定地補充換地予定地指定、第八回換地指定取消の指図表について

- 4. 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追って指定する。
1. 第三十一次換地予定地變更指定 別紙記載の通り
2. 第二十二回未指定地補充換地予定地指定 別紙記載の通り

Table listing land exchange details with columns for location, area, and owner. Includes entries like '富士見町', '石見屋町', '東千田町'.

鉄砲町	二四ノ一外七筆	廣島食糧株式会社
尾長町	二四八外二筆	林甚吉郎
入下堀	一ノ四外一四筆	清水組
白島九軒町	一六四ノ一外三筆	宝勝院
白島西中町	二九ノ一外三筆	小田太一
白島中町	五七ノ一外二筆	中田村
若草町	一六外一筆	今田庫吉
難魚場町	二〇四六ノ一	渡辺忠夫
新川場町	二九八ノ七外四筆	本照寺
白島西中町	三九	飯田周一
大須賀町	四三外八筆	廣島銀行
大手町八丁目	一一〇四ノ一外二筆	八幡外一名
同	六六ノ二	日本医療団
同	一一ノ一外二筆	海雲寺
同	四二ノ一	正清院
同	四五	廣島県教育会
同	三三〇ノ一外一筆	地方職員共済組合
同	二九八ノ一〇外二筆	我善寺
新川場町	六	光岡久二
大手町七丁目	三三ノ三	妙慶院
同	三	内務省(妙慶院)
同	二	古川千代吉
同	二四外一筆	廣島県織維製品小売商業組合
同	三	丸広産業株式会社
同	二四外一筆	丸川克俊
同	三	香川卯八
同	二	原九造
同	二	浅野長武
同	二	藤田一郎

千田町三丁目	八二八ノ四外三七筆	廣島電鉄株式会社
皆実町二丁目	二六四ノ一外一三筆	廣島電鉄株式会社
皆実町一丁目	一九三六外三四筆	廣島瓦斯株式会社
同	一九二三外三筆	通信省
同	一九二七ノ一外二筆	同
同	七三六ノ五外六筆	同
同	三六ノ一	片岡静一
白島東中町	三六ノ一	片岡静一
同	二、第二十二回未指定地補充換地予定地指定	氏名
町名	地番	氏名
中島本町	一七ノ一外一筆	浜岡外一名
大手町八丁目	七七ノ一外一筆	廣島市
鉄砲町	一五二	同
白島北町	一番地外二ヶ町	大蔵省
同	一五六筆	人
同	一ノ内	廣島通商産業局
同	右同	廣島法務局
同	右同	廣島拘置所
同	右同	郵政省
同	右同	大蔵省(特審局)
同	一ノ内	郵政省
同	三九四ノ七外一〇筆	廣島市(水道課)
同	一五ノ一外七筆	廣島高等裁判所
同	二外二筆	廣島高等検察庁
同	五八五外一筆	大蔵省
同	五外二筆	郵政省
同	三外三筆	廣島高等検察庁
同	一ノ内外八筆	大蔵省

記

- 一 開催期日 昭和二十七年七月四日午前十時
- 二 開催場所 廣島市大手町八丁目 廣島市消防局会議室
- 三 申請者住所 廣島市東観音町二丁目二、一七二
- 四 申請者氏名 岩本 桂
- 五 建築場所 廣島市東観音町二丁目二、一七二
- 六 用途、概要 石版印刷工場(用途変更)申請部分五一、一五平方米

2

- 一 開催期日 昭和二十七年七月四日午後二時
- 二 開催場所 廣島市大手町八丁目 廣島市消防局会議室
- 三 申請者住所 廣島市舟入南町三丁目四八
- 四 申請者氏名 吉田 静雄
- 五 建築場所 廣島市舟入南町三丁目四八
- 六 用途、概要 製材工場 延二〇六、二五坪

廣島市告示第七十号

廣島市指定水道工事店の指定並びに給水装置技術合格者は、左記の通りである。

昭和二十七年七月十日

廣島市長 浜井信三

指定番号	工事店名並びに代表者名	給水装置技術者	摘要
第三十三号	株式会社 長沼電業社	田頭一男	廣島市
第三十四号	大信工業株式会社	森岡正男	廣島市
第三十五号	花川設備工業株式会社	久保木充	廣島市

廣島市指定水道工事店の給水装置技術合格者

工事店並びに代表者名	給水装置技術合格者	摘要
三木工業株式会社	柏木 研一	廣島市鉄砲屋町三八番地(既指定水道工事店)
三木泰次郎	研一	廣島市皆実町一三六番地(既指定水道工事店)
真光工業所	廣川 研一	廣島市下中町三番地(新指定水道工事店)
長沼電業社	田頭 一男	廣島市下中町三番地(新指定水道工事店)

廣島市告示第七十一号

左記建物を、一般競争入札の方法をもって、売却するから入札希望者は、次の事項承知の上、入札書を差出された。

昭和二十七年七月十四日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十二号

廣島市荒神町楠松外三、六九三件に対する、昭和二十七年第一期市民税の徴税令書、住所不名のため送達不能に

なす入札に関する諸規定その他必要な書類は廣島市建設局管財課において熟読の上、入札に参加されたい。

昭和二十七年七月十七日午前十時

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十三号

左記に対する昭和二十六年度、不動産差押調書、住所不明のため送達不能につき地方税法第二十条並びに市税条例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年七月十七日

廣島市長 浜井信三

廣島市訓令第四十二号

廣島市競輪競馬事務局規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市山口町二七一

草田建設工業株式会社

廣島市荒神町二四

迫 清子

廣島市訓令第四十三号

廣島市競輪競馬事務局規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市訓令第四十五号

廣島市臨時伝染病防疫専断規程を次のように定め昭和二十七年六月一日から適用する。

廣島市長 浜井信三

公印の類	ひな形	寸法	使用区分	印材個数
局長印	てん書	三〇	事務局長名をもつて発する文書	木印
事務局長印	てん書	二五	事務局長名をもつて発する文書	木印

ひな形

廣島市競輪競馬事務局印

廣島市競輪競馬事務局局長印

昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜 井 信 三

第一条 伝染病の多発にそなへ防疫の強化をはかるため、
廣島市臨時伝染病防疫対策部(以下対策部という)を
置く。
第二条 対策部は、廣島市役所内に設置する。
第三条 対策部の組織は、次の通りとする。

- 対策部長 若干名
 - 対策副部長 若干名
 - 班 長 若干名
 - 副班 長 若干名
 - 班 員 若干名
- 対策部長は、部務を統轄する。
対策副部長は、対策部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代理する。
各班長は、対策部長の指揮をうけ、防疫に従事する。
各副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。
班員は、上司の指揮をうけ、班務に従事する。
第四条 対策部の構成員は、次の通りとする。
- 対策部長 担当助役
 - 対策副部長 厚生局長
 - 対策部付 舟入病院長
 - 庶務班長 保健所長
 - 庶務副班長 保健所長
 - 防疫班長 衛生課長
 - 防疫副班長 衛生課長
 - 防疫部付 舟入病院
 - 保健所 予防課長
 - 予防課防疫係長 予防課防疫係長

- 衛生班長 保健所 予防課予防係長
 - 衛生副班長 保健所 衛生課環境衛生係長
 - 施設班長 保健所 衛生課食品防疫係長
 - 施設副班長 衛生課保健係長
 - 医療救護班長 福祉事務所長
 - 医療救護副班長 福祉事務所保護係長
 - 清掃班長 衛生課長
 - 清掃副班長 衛生課長
 - 広報班長 衛生課 清掃係長
 - 広報副班長 保健所 普及課長
 - 治療班長 舟入病院長
 - 治療副班長 舟入病院副院長
 - 検査班長 保健所 衛生試験室長
 - 検査副班長 衛生試験室細菌検査係長
- 第五条 各班の分掌事務は次の通りとする。
庶務班 庶務整理に関する事。
一 庶務事項に関する事。
二 連署事項に関する事。
三 他の班の主管に属しない事項に関する事。
防疫班 患者の収容に関する事。
一 患者の消毒に関する事。
二 患者の消毒に関する事。
三 保病者検索に関する事。
四 疫学調査に関する事。
衛生班 環境衛生に関する事。
一 食品衛生に関する事。
二 食品衛生に関する事。
三 予防広報に関する事。
一 予防広報に関する事。
医療救護班 一 医療救護に関する事。
治療班 一 病院及び隔離所の設置並びに運営に関する事。
一 清掃に関する事。
一 清掃に関する事。
一 予防広報に関する事。
一 予防広報に関する事。
一 医療救護に関する事。

一 治療に関する事。
検査班
一 細菌検査に関する事。
第六条 この規程施行に關し必要な事項は、対策部長が定める。

廣島市訓令第四十六号
庁中一般
廣島市職員身元保証規程を次のように定める。
昭和二十七年七月一日
廣島市長 浜 井 信 三

第一条 この規程は、市長の事務部に勤務する一般職に
属する職員的身元保証について定める事を目的とする。
第二条 職員として採用された者は、その日から十日以内
に保証人二人連帯の別記様式による身元保証書一通を市
長に提出しなければならない。
第三条 保証人は、本市に在住し、独立の生計を営む成年
者で、確実な所得又は資産を有する者であつて、市長が
適当と認める者でなければならぬ。但し、やむを得な
いときは、そのうちの一人は、市外在住者をもつて充て
ることができる。
第四条 身元保証契約の期間は、三年とする。
第五条 職員は、保証人が第三条に定める要件を欠くに至
つたとき又は前条に定める契約期間が満了したときは、
第二条の規定に準じあらたに身元保証書を提出しなけれ
ばならない。
附則
この訓令施行の日において現に職員である者は、この訓
令施行の日から一箇月以内に、この訓令に定める身元保証
書を提出しなければならない。
別記様式
二円の収入印
紙をはり、
消印する。 身元保証書

本 現 所 籍
所 現 所 籍
廣島市公安委員会

職 名
右の者廣島市職員として在職中は、本人の身分上に関し
ては、一切の事を保証人において引き受け、故意又は過
失によつて市に損害を及ぼした場合は、指示に従つて保証
人において連帯賠償の責を果します。
なお、本人退職後であつても、在職中の行為によつて市
に損害を及ぼした場合は、また、同様にその責を果しま
す。

昭和二十七年七月一日	昭和二十七年七月一日	昭和二十七年七月一日	昭和二十七年七月一日
本 籍	現 住 所	職 業	本 籍
廣島市長	廣島市長	廣島市長	廣島市長
濱 井 信 三	濱 井 信 三	濱 井 信 三	濱 井 信 三
廣島市長	廣島市長	廣島市長	廣島市長
濱 井 信 三	濱 井 信 三	濱 井 信 三	濱 井 信 三

廣島市訓令第四十七号の二
總 務 局

廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第
四号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月一日
廣島市長 濱 井 信 三
第三条中庶務係の事務分掌を次のように改める。
庶務係
一 住民登録に關すること
二 主要食糧の配給に關すること
三 人口異動の集計及び報告

廣島市訓令第五十号
廣島市文書取扱規程(昭和二十七年廣島市訓令第一号)
の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月十日
廣島市長 濱 井 信 三

- 四 出産及び死亡届の受付並びに火葬認許証の交付
 - 五 水道の使用及び故障修理の受付
 - 六 住民票の閲覧並びに謄抄本及び証明その他の証明
の交付
 - 七 事業内容証明に関する事
 - 八 徴税令書その他通知書等の配布
 - 九 其の他特に命ぜられたこと
- 第八條 第四項の次に次の一項を加える。
5 前三項の規定にかかわらず戦傷病者戦没者遺族等援護
法にかかる規定庁への進達書類に限り、記号は左のとおりとし、番号は、記号別進達順に一連番号とする。
一 進達単位に区分して
進達するもの
二 在郷死及び内地死亡
のもの
三 身分死(再調)の
まま提出するもの
廣 遺 記 第 号
廣 遺 記 第 号
廣 遺 記 第 号

廣島市訓令第五十一号
廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第
四号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月二十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市公安委員会告示第十五号
緊急自動車指定について
一 廣島市南竹屋町
中国電力株式会社 東 営 業 所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊
急自動車として左記の通り条件を附して指定する。

廣島市公安委員会告示第十七号
道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通
に關する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安
委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月十日
廣島市公安委員会

廣島市公安委員会告示第十六号
緊急自動車指定について
一 廣島市小町
中国電力株式会社 西 営 業 所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊
急自動車として左記の通り条件を附して指定する。
昭和二十七年七月十日
廣島市公安委員会

指定自動車	指定事項	備考
一九五〇年式トヨペット 小型自動車四輪車、貨物乗車 車輻番号廣四一〇一三三三	緑色 公共用急務作 業の為災害現場へ 急拠赴く際	

廣島市公安委員会告示第十七号
道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通
に關する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安
委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月十日
廣島市公安委員会

六月一日より十月三十一日まで
毎日十二時より十八時まで
毎日十二時より二十二時まで

廣島市公安委員会告示第十八号

緊急自動車指定について
廣島市大手町八丁目
廣島市消防局長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基づき緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。
昭和二十七年七月十日
廣島市公安委員会

指定自動車
一九四二年式ダッチ
普通自動車
消防用司令車兼照明車
上部白色
下部白色
公共用急務作業の為災害現場へ急現赴く際

辭令

廣島市技術員に任命する
技術師に補する
保健所衛生試験室勤務を命ずる
昭和二十七年六月二十四日
監査委員
願により退職を承認する
昭和二十七年六月三十日

廣島市監査委員に選任する
昭和二十七年七月一日
事務員 正 田 四三男
事務員 向 井 一 貫
高橋 市太郎
堀 江 義 光
木 山 正 二
宮 本 正 夫

事務員 小林 正 三
事務員 寺 西 正 三
事務員 豐 岡 三
事務員 岡 崎 行 雄
事務員 古 賀 公 一
事務員 藤 本 千 夫
事務員 春 川 一 夫
事務員 土 岐 八 郎
事務員 棟 岡 雅 夫
事務員 原 岡 一 夫
事務員 松 原 茂 樹
事務員 藤 田 千 代 登
事務員 箕 村 知 道
事務員 三 宅 広 三
事務員 佐 伯 永 平
事務員 渡 辺 良 一
事務員 前 田 新
事務員 三 浦 益 登
事務員 尾 森 唯 男
事務員 久 保 田 一 人
事務員 土 井 豊 夫
事務員 松 本 初 三
事務員 藤 本 正 三
事務員 白 石 賢 三
事務員 加 藤 勝 敏
事務員 山 田 勝 敏
事務員 川 村 義 美
事務員 松 本 正 爾
事務員 小 林 延 恩
事務員 尾 森 唯 男
事務員 石 橋 精 進
事務員 瀧 本 鶴 一
事務員 国 廣 順 三
事務員 中 尾 順 三
事務員 豐 岡 勳 三
事務員 小 林 整 三
事務員 正 田 四 三 男
事務員 豐 岡 勳 三
事務員 田 四 三 男
事務員 松 本 道 忠

事務員 小 林 延 恩
事務員 松 本 正 爾
事務員 川 村 義 美
事務員 高 橋 明 徳
事務員 瀧 本 照 夫
事務員 石 橋 精 進
事務員 長 岡 敏 夫
事務員 佐々木 英 一 男
事務員 佐々木 英 一 男
事務員 國 廣 順 三
事務員 真 藤 祥 藏
事務員 本 永 數 惠
事務員 木 本 嘉 成
事務員 宮 本 三 郎
事務員 桂 本 三 郎
事務員 池 上 利 美
事務員 尾 義 郎
事務員 小 林 整
事務員 林 一 貫
事務員 原 一 貫
事務員 向 井 一 貫
事務員 後 藤 文 彦
事務員 藤 野 柴 一
事務員 柴 井 柴 一
事務員 柴 井 柴 一
事務員 柴 井 柴 一

事務員 畑 矢 嘉 夫
事務員 佐 古 速 夫
事務員 佐 藤 蘭 市
事務員 外 野 茂 麓
事務員 田 中 真 之 助
事務員 高 田 卓 男
事務員 東 本 政 夫
事務員 宮 本 光 夫
事務員 瀧 本 鶴 一
事務員 竹 本 毅
事務員 中 尾 敏 三
事務員 中 曾 守 三
事務員 中 曾 守 三
事務員 中 曾 守 三
事務員 岸 崎 達 司
事務員 村 川 利 夫
事務員 村 川 利 夫
事務員 土 岐 岐 八 郎
事務員 土 岐 岐 八 郎
事務員 水 道 局 給 水 課 勤 務 員 命 ず る

事務員 久 保 田 一 人
事務員 土 井 豊 夫
事務員 松 本 初 三
事務員 藤 本 正 三
事務員 白 石 賢 三
事務員 加 藤 勝 敏
事務員 山 田 勝 敏
事務員 川 村 義 美
事務員 松 本 正 爾
事務員 小 林 延 恩
事務員 尾 森 唯 男
事務員 石 橋 精 進
事務員 瀧 本 鶴 一
事務員 国 廣 順 三
事務員 中 尾 順 三
事務員 豐 岡 勳 三
事務員 小 林 整 三
事務員 正 田 四 三 男
事務員 豐 岡 勳 三
事務員 田 四 三 男
事務員 松 本 道 忠

事務員 小 林 延 恩
事務員 松 本 正 爾
事務員 川 村 義 美
事務員 高 橋 明 徳
事務員 瀧 本 照 夫
事務員 石 橋 精 進
事務員 長 岡 敏 夫
事務員 佐々木 英 一 男
事務員 佐々木 英 一 男
事務員 國 廣 順 三
事務員 真 藤 祥 藏
事務員 本 永 數 惠
事務員 木 本 嘉 成
事務員 宮 本 三 郎
事務員 桂 本 三 郎
事務員 池 上 利 美
事務員 尾 義 郎
事務員 小 林 整
事務員 林 一 貫
事務員 原 一 貫
事務員 向 井 一 貫
事務員 後 藤 文 彦
事務員 藤 野 柴 一
事務員 柴 井 柴 一
事務員 柴 井 柴 一
事務員 柴 井 柴 一

雜報

六月定期市議会において左記の通り議決された。
(六月二十八日)
一、第八十三号議案
一、第八十四号議案
一、第八十五号議案

廣島市建築審査会条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
監査委員選任の同意について 原案同意
廣島市建築審査会委員を命ずることの同意について 原案同意
岩 井 常 吉 当 選
一、臨時出納検査立会人の互選について

種別	件数	出生		死亡		離婚	婚姻	最大	最上一日分	前年同差	増(減)引	摘要
		男	女	男	女							
出生計	1,011	511	500	101	100	11	11	11	11	11	11	出生計1,011人(男511人、女500人)増11人
死亡計	1,011	511	500	101	100	11	11	11	11	11	11	死亡計1,011人(男511人、女500人)増11人
離婚	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	離婚11件(男11人、女11人)増11人
婚姻	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	婚姻11件(男11人、女11人)増11人

戸籍上の市勢について(昭和二十七年六月)

一、市内の出生と死亡から見た増(減)数 男26人 女26人 計52人 平均4.2人

一、前年同差 男26人 女26人 計52人 平均4.2人

一、離婚、婚姻、出生、死亡は三十日その他は二十五日分で計算したもの

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯
牛田	9,416	304	2,386
尾長	1,861	115	3,314
青崎	9,747	9	2,378
段原	2,647	77	5,721
比治山	1,757	52	4,274
仁保	5,855	77	1,514
大河	1,474	52	2,872
皆実	1,703	37	1,872
宇品	2,045	15	4,912
似島	2,182	24	4,931
基町	2,087	8	4,961
元中央	4,082	29	5,241
十日市	2,688	30	5,211
舟入	1,475	69	5,419
観音	1,445	99	3,779
三津	1,923	14	4,255
己斐	1,767	37	5,129
草津	1,552	33	4,922
計	117,211	1,188	465,261

一、請第十九号 比治山保勝協会に対し季節管理権及び助成金下附について 沼保 閉会中審査 (六月三十日)

一、第七十三号議案 昭和二十七年広島市才入出算追加更正 原案可決

一、第七十四号議案 広島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十五号議案 広島市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十六号議案 広島市証明及び関税手数料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十七号議案 広島市印鑑条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十八号議案 広島市住民登録施行条例制定について 原案可決

一、第七十九号議案 職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第八十号議案 財産の取得について 原案可決

一、第八十一号議案 契約締結の承認について 原案承認

一、第八十二号議案 昭和二十七年における広島市の公務員に対する夏期手当の支給に關する条例制定について 原案可決

二葉の里下水溝整備について 建設委員会付託

(七月一日)

一、第八十六号議案 広島市警察官じゆつ条例制定について 原案可決

一、請第二十四号 二葉の里下水溝整備について 採 択

執行委員長 鈴木正道
副委員長 田辺正道

書記長 岩村政太郎 當選
書記次長 吉田常吉
執行委員 武玉尾 尾川玉 本田克 佐田幸 熊田幸 川田幸 沖野幸 平野幸 水野幸 安藤幸 重谷幸 宮地喜

監査委員 市夫勝子三三彦茂弘淳稔

二 事務所所在地 広島市雄魚場町三三〇番地、教育会館内

地方公務員法及び職員団体の登録に關する条例の規定に適合する職員団体として次のおり広島市高等学校教職員組合を登録した。

一 登録番号 第三号

二 職員団体の名 広島市高等学校教職員組合

三 事務所の所在地 広島市舟入川口町 舟入高等学校内

四 業務 組合員の生活の安定、地位の向上並びに教育民主化の達成を期し組合員の人格、識見の向上を図り、文化の進歩に寄与することを目的とする。

五 目的を達成するため次の事業を行う。

1 広島市教育委員会並びに広島市当局等との交渉に關すること。

2 組合員の生活の安定、福利厚生に關すること。

3 教育行政並びに学校運営の民主化に關すること。

4 教育についての研究並びに活動に關すること。

5 他の諸団体との連絡提携に關すること。

6 その他この組合の目的達成に必要なこと。

五 役員

執行委員長 上野 隆
副委員長 小川 泰
書記長 永井 幸
執行委員 近宅 正 浜信 幸 山崎 勇 保山 勇 山崎 勇 保山 勇

出張所別	人口	同上前月の比較	世帯
牛田	9,416	304	2,386
尾長	1,861	115	3,314
青崎	9,747	9	2,378
段原	2,647	77	5,721
比治山	1,757	52	4,274
仁保	5,855	77	1,514
大河	1,474	52	2,872
皆実	1,703	37	1,872
宇品	2,045	15	4,912
似島	2,182	24	4,931
基町	2,087	8	4,961
元中央	4,082	29	5,241
十日市	2,688	30	5,211
舟入	1,475	69	3,779
観音	1,445	99	4,255
三津	1,923	14	5,129
己斐	1,767	37	4,922
草津	1,552	33	4,922
計	117,211	1,188	465,261

六 登録年月日 昭和二十七年六月二十七日

出張所々管区域別人人口状況について (二七、七、一現在)

委員 高野 博 近藤 之 上野 隆 平野 徹 下村 直 坪井 夫 鈴木 一 浅野 太 野野 平

庶務係長

廣 島 市 報

No. 76

行 發
昭和27年8月20日
(水曜日)

發行所 廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

電話
中三五二(代表)
中三五六(市會事務局) 中三三九(建設局總務課) 中〇七〇(舟入病院) 中三五七(秘書課) 中三三八(商工課) 中〇九九(發售部) 中三五八(會計課) 中三三九(勞務課) 中三五九(消防部) 中三六〇(總務局總務課) 中三六一(徵收課) 中三六二(教育委員會) 中三六三(保健課) 中三六四(工務課) 中三六五(衛生課) 中三六六(消防部) 中三六七(東部復興事務所) 中三六八(中央卸賣市場)

【目次】

廣島市税條例の一部改正……………一頁
廣島市消防等賞じゆつ條例……………二

規 則

廣島市財政調査委員會規則の一部改正……………二
廣島市營管理條例施行規則の一部改正……………二
廣島市中央卸賣市場運營委員會規則……………二
社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例施行規則……………四

告 示

定例市議會招集について……………六
公示送達について……………六
公示送達について……………六
公示送達について……………六
昭和三十七年度廣島市歳入歳出予算追加について……………七
換地予定地指定の公示送達について……………七
不動産公賣公告について……………八
不動産公賣公告について……………八
建築許可申請に関する公開聽聞について……………九

訓 令

廣島市役所出張所規程の一部改正……………九
廣島市消防表彰審査委員會規程……………九

廣島市図書室規程……………一〇
社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長專決規程……………一〇

選 舉 管 理 委 員 會 告 示

雜 報

市議會議決事件について……………一〇
出張所管区域別人口状況について……………二〇
戸籍上の市勢について……………二〇

條 例

廣島市税條例の一部を改正する條例をここに公布する。
昭和二十七年八月二日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第五十七号

廣島市税條例の一部を改正する條例
廣島市税條例昭和二十五年八月三十日廣島市税條例第二十九号の一部を次のように改正する。
廣島市税條例目次中「第六節廣告税(第百五條―第百十八條)及び「第七節接客人税(第百十九條―第百二十五條)」を削る。
第三條中第六号及び第七号を削る。
第十八條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項(用)

2 前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第十一條の二の規定の適用を受ける者(不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く。)を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に市民税を課する。
第二十三條中「同法第四十九條第五項」を「同法第四十九條第六項」に改める。
第二十六條第一項第三号を次のように改める。
三 所得税法第十一條の二第一項後段の規定の適用を受ける者でその者と生計を一にする配偶者その他の親族の經營する事業から受ける所得以外の所得を有しない者(前号に掲げる者を除く。)三百円
第三十二條の七第二項の次に次の一項を加える。
3 第八條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合において、当該徴収猶予を受けた税額に、その徴収猶予を受けた期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)に於いて「日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。
第三十五條の次に次の一條を加える。
(昭和二十七年度分の市民税に係るこの條例の規定の適

第三十五條の二 昭和二十七年分の市民税に限り第二十三條中「同法第四十九條第六項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第五十三号)による改正前の所得税法第四十九條第五項」と読み替えるものとする。

第六十二條中「(法第四百二十九條の規定の適用がある場合を含む。)(を)」(法第四百二十九條及び法第四百二十九條の二の規定の適用がある場合を含む。)(に)、「三十日」を「四十日」に、「五十日」を「六十日」に、「四十日」を「六十日」に改める。

第二章第六節及び同章第七節を削る。

附則

1 この條例は、公布の日から施行し、廣告税及び接客人税に関する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年分分から適用する。この場合において、年税である廣告税にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

2 昭和二十六年分以前の市税(廣告税及び接客人税にあつては昭和二十七年六月三十日までの分)については、なお従前の例による。

廣島市消防等賞、じゅつ、金授與の要件

昭和二十七年八月五日

廣島市長 浜井信三

廣島市條例第五十八号

廣島市消防等賞、じゅつ、金授與の要件

(この條例の主旨)

第一條 廣島市の消防吏員、消防團員及び廣島市災害対策規則(昭和二十七年廣島市規則第四十七号)に基く災害対策に従事する者(以下「災害対策従事者」という。)の賞、じゅつ、金授與については、別に定めるものの外、この條例の定めるところによる。

(賞、じゅつ、金授與の要件)

第二條 消防吏員、消防團員及び災害対策従事者が、災厄を被ることを予断できずにかかわらず、これをかえりみることをなくその職務を遂行したことによつて災害を受け、そのため不具廢疾となり、又は死亡した場合においては、賞、じゅつ、金を授與することができる。

(賞、じゅつ、金の種類及び金額)

第三條 賞、じゅつ、金の種類及び金額は、左の通りとし、別表の定めるところにより授與する。

一 殉職者賞、じゅつ、金

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給與に関する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二号)第九條第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

二 不具廢疾者賞、じゅつ、金

この額は、百万円以下とし、功績及び不具廢疾の程度並びに扶養家族の状況によつて定める。この場合、不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定める。

(殉職者賞、じゅつ、金授與の対象)

第四條 殉職者賞、じゅつ、金は、殉職者の遺族に授與するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、廣島市職員公務災害補償條例第十三條及び第十四條の例による。

(賞、じゅつ、金の授與者)

第五條 賞、じゅつ、金の授與は、市長が行う。

(審査)

第六條 賞、じゅつ、金の授與については、廣島市賞、じゅつ、金審査委員会を設けなければならない。

(委任規定)

第七條 この條例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

廣島市長 浜井信三

附則

不具廢疾の程度	功績の程度	功績の程度	功績の程度
第一級	1,000,000円	750,000円	500,000円
第二級	800,000円	600,000円	400,000円
第三級	600,000円	500,000円	300,000円
第四級	400,000円	300,000円	200,000円
第五級	300,000円	200,000円	100,000円
第六級	200,000円	100,000円	50,000円
第七級	100,000円	50,000円	20,000円
第八級	50,000円	20,000円	10,000円

この條例は、公布の日から施行する。

別表

功績の程度	金額
(イ) 功績の功勞があり、一般の模範となる認められるもの	1,000,000円
(ロ) 特に著しい功勞があると認められるもの	750,000円
(ハ) 功勞があると認められるもの	500,000円

1 (イ)又は(ロ)に相当するものであつて、消防吏員、消防團員又は災害対策従事者の死亡当時の扶養家族が五人に至るまでは、一人につき五〇〇,〇〇〇円を増額する。

2 これを受ける遺族が廣島市職員公務災害補償條例第十三條第一項第三号又は第四号に掲げるものであるときは、その二分の一に相当する額以内を減額することができる。

不具廢疾者賞、じゅつ、金

1 この表の等級又は金額の決定については、廣島市職員公務災害補償條例第十條第二項から第五項までの規定の例による。

2 扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは、一人につき(イ)に相当するときは四〇〇,〇〇〇円、(ロ)に相当するときは三〇〇,〇〇〇円、(ハ)に相当するときは二〇〇,〇〇〇円をそれぞれ増額する。但し、この表の額と合して一、〇〇〇,〇〇〇円をこえることはできない。

規則

廣島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十八日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十八号

廣島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則

廣島市財政調査委員会規則(昭和二十七年廣島市規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「三分の二以上」を「二分の一以上」に改める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十九号

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則

廣島市営住宅管理條例施行規則(昭和二十七年廣島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中の二葉の里住宅の次に次のように加える。

庚午浜町應急住宅一号の一	七〇四〇〇
一号自二至七	九〇,〇〇〇
一号自八至九	七〇,〇〇〇
一号自一〇至一五	九〇,〇〇〇
一号の一六	七〇,〇〇〇
二号の一	七〇,〇〇〇
二号自二至七	九〇,〇〇〇
二号自八至九	七〇,〇〇〇
二号自一〇至一五	九〇,〇〇〇
二号の一六	七〇,〇〇〇
三号自一至四	一〇〇,〇〇〇
四号自一至一二	一二〇,〇〇〇
五号の一	七〇,〇〇〇
五号自二至五	九〇,〇〇〇
五号自六至七	七〇,〇〇〇
五号自八至一一	九〇,〇〇〇
五号の一三	七〇,〇〇〇
六号の一	七〇,〇〇〇
六号自二至九	九〇,〇〇〇
六号自一〇至一一	七〇,〇〇〇
六号自一二至一九	九〇,〇〇〇
六号の二〇	七〇,〇〇〇

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市中央卸賣市場運営委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第六十号

廣島市中央卸賣市場運営委員会規則

第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という。)の發展及び向上を図るため、廣島市中央卸賣市場運営委員会(以下委員会という。)を置く。

第二條 委員会は、市長の諮問に應じ、市場の運営に關する基本的な重要事項を審議する。

第三條 委員会は、市場内におく。

第四條 委員会は、左の委員をもつて組織する。

一 市議會議員 六名

二 市職員 三名

三 卸賣人代表 五名

四 仲買人代表 四名

五 生産者代表 二名

六 小賣人代表 一名

七 附屬營業人代表 一名

2 前項の委員は、市長が委嘱又は任命する。

第五條 委員会に委員長一名及び副委員長二名をおく。

3 委員長は、會務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。

5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第六條 委員会の會議は、委員長が招集する。

第七條 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、會議を開くことができない。

第八條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第九條 委員会に幹事及び書記若干名をおき、市職員の中から市長が任命する。

2 幹事及び書記は、委員長の命を受けて會務を處理する。

第十條 この規則に定めるものの外、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年八月十五日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第六十一号

社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例
施行規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例(昭和二十七年廣島市條例第三十九号)以下「條例」という。)第五條の規定に基き、條例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 條例第二條に規定する使用料及び手数料の額は、左の通りとする。

- 一 健康保險法(大正十一年法律第七十号)、國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)、船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)又は生活保護法(昭和二十五年法律第九十四号)若しくは精神予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受ける者については、健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号。以下「告示」という。)に基いて算定した額とする。但し、政府管掌健康保險の被保險者及び被扶養者の算定額は、一点につき十四円四十銭とする。
- 二 前号に該当しない者で、本市に住所を有する者については、告示の一点単價を十三円として算定した額とする。
- 三 前二号に該当しない者については、廣島市の開業医の一般診療料金を基準として別に定める。
- 四 その他の使用料及び手数料

- 一枚につき 二十四 (三十五ミリメートル以内)
- 集團の場合のX線精密 (必要に応じて血沈測定)
- 一人につき 四百円 (及び檢たんを含む)
- 集團の場合のX線透視
- 一人につき 五十円
- 集團の場合の総合身体検査
- 一人につき 二十五円以上
- 藥劑容器的の使用
- 藥劑容器的の使用については、投藥の際、その実費を予納させてこれを保管し、後日、容器的の返還があつたとき、その予納金を還付する。但し、使用の容器的を破損したり、又は最終投藥後一箇月以内に返還しない場合は、予納金を損料として徴収する。
- 手数料
- 普通診断書料 一通につき 六十円
- 特別診断書料 一通につき 百二十円
- 証明書料 一通につき 六十円
- 集團の場合のツベルクリン皮内反應検査 一人につき 十円
- 集團の場合の赤血球沈降速度測定 一人につき 二十円
- 集團の場合のふん便顕微鏡的検査 一人につき 十円
- ハ 分べん料 一件につき 七百円
- 第三條 健康保險その他關係保險者及び事業主團體から診療契約の締結の申出があつた場合においては、市長は、社會保險廣島市民病院運営委員會の意見を聞いて、前二條に規定する使用料及び手数料の額の範圍内でその料金を定めることができる。
- 第四條 入院診療を受けようとするときは、健康保險の被保險者及び診療契約による者は、別記様式第一号による誓約書を、その他の者は、別記様式第二号による入院願

を提出して、院長の承認を受けなければならない。

2 前項の誓約書又は入院願は、本人又はその世帯主が提出しなければならない。但し、院長がやむを得ない事由があるとき認めるときは、本人の親族その他關係者から提出することができる。

(入院患者の使用料又は手数料の納期)

第五條 入院患者の使用料又は手数料の納期は、毎月一日、十一日及び二十一日とする。但し、納期が休日にあたるときは、その翌日とする。

(使用料又は手数料の減免)

第六條 條例第三條但書の規定により、院長は、左の各号の一に該当すると認められる者に対し、使用料又は手数料を後納又は分納させることができる。

- 一 應急の診療を要し、即納する暇がないとき。
- 二 その他即納し難い特別の事情があると認めるとき。

2 後納又は分納の場合は、毎月二期(一日から十五日まで及び十六日から末日までとする。)に区分し、別記様式第三号による料金後納(分納)認可申請書に記入した支拂期日までに納付しなければならない。

3 後納又は分納の手続は、料金後納(分納)認可申請書を院長に提出し、その認可を受けなければならない。

(使用料又は手数料の減免)

第七條 條例第四條の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記様式第四号による料金減免許可願を院長に提出して、許可を受けなければならない。

(報告)

第八條 院長は、前二條に定める事項について、毎月市長に報告しなければならない。

(使用料及び手数料の納入様式)

第九條 使用料又は手数料の納入は別記様式第五号により行う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

誓約書(社會保險廣島市民病院) 昭和 年 月 日入院

(本籍) 郡市 村町 番地

(現住所) 郡市 村町 番地

所屬組合の名称 記号 番号

職業 (患者氏名) (当歳)

右の者このたび貴院に入院診療を受けるについては、左の事項を履行することを誓約いたしますから、入院を御承認願います。

- 一 病院の諸規定を遵守いたします。
 - 二 本人において負担すべき諸費用は、御指定の期日までに相違なく納付いたします。若し、万一人において納付しない場合は身元保証人において必ず納付いたします。
 - 三 手術その他診療中における不慮の事故については、何等の異議を申しません。
 - 四 療養上の指示並びに前項の規定に背いた場合は、いつ退院を命ぜられても異議を申しません。
- 昭和 年 月 日
- (願出人住所) (患者との続柄) (当歳) 印
- (保証人住所) (患者との続柄) (当歳) 印
- (職業) (患者との続柄) (当歳) 印
- (氏名) (当歳) 印

社會保險廣島市民病院院長 印

備考 患者自身から願出の場合は、願出人の欄に患者が記名捺印のこと。但し、患者が未成年者の場合は、法定代理人が願出人の欄に記名捺印のこと。

別記様式第二号

入院願(社會保險廣島市民病院) 昭和 年 月 日入院

(本籍) 郡市 村町 番地

(現住所) 郡市 村町 番地

職業 (患者氏名) (当歳)

右の者このたび貴院に入院診療を受けたいと存じますから御承認願います。

なお、御承認の上は、左の事項を履行することを誓約いたします。

- 一 病院の諸規定を遵守いたします。
 - 二 入院料、治療費及びその他の諸費用は、御指定の期日までに相違なく納付いたします。若し、万一人において納付しない場合は、身元保証人において必ず納付いたします。
 - 三 手術その他診療中における不慮の事故については、何等の異議を申しません。
 - 四 療養上の指示並びに前項の規定に背いた場合は、いつ退院を命ぜられても異議を申しません。
- 昭和 年 月 日
- (願出人住所) (患者との続柄) (当歳) 印
- (保証人住所) (患者との続柄) (当歳) 印
- (職業) (患者との続柄) (当歳) 印
- (氏名) (当歳) 印

社會保險廣島市民病院院長 印

備考 患者自身から願出の場合は、願出人の欄に患者が記名捺印のこと。但し、患者が未成年者の場合は、法定代理人が願出人の欄に記名捺印のこと。

別記様式第三号

料金後納(分納)認可申請書

一本籍 郡市 村町 番地

二現住所 郡市 村町 番地

三氏名 年令満 歳 職業

四病名(科)

五使用料及び手数料額 円

六後納(分納)の期日及び方法

七後納(分納)申請理由

右の通り料金後納(分納)を御認可下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日 右(氏名) 印

社會保險廣島市民病院院長 印

別記様式第四号

料金減免許可願

一本籍 郡市 村町 番地

二現住所 郡市 村町 番地

三氏名 年令満 歳 職業

四病名(科)

五使用料及び手数料額 円

六減免希望率

七減免願出理由

右の通り料金の減免を御許可下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日 右(氏名) 印

社會保險廣島市民病院院長 印

別記様式第五号

領取票		種別		点数
第号	廠	科係	医員	
		藥劑料		
		手術料		
		処置料		
		注射料		
		レントゲン写真料		
		同透視料		
		同間接料		
		計		
		処方箋料		
		診断書料		
		証明書料		
		試験検査料		
		計		
		合計		
		控除額		
		総額		
				取扱者印

※取扱者印なきものは無効とす

収入票		種別		点数
第号	廠	科係	医員	
		藥劑料		
		手術料		
		処置料		
		注射料		
		レントゲン写真料		
		同透視料		
		同間接料		
		計		
		処方箋料		
		診断書料		
		証明書料		
		試験検査料		
		計		
		合計		
		控除額		
		総額		
				取扱者印

※取扱者印なきものは無効とす

収入原票		種別		点数
第号	廠	科係	医員	
		藥劑料		
		手術料		
		処置料		
		注射料		
		レントゲン写真料		
		同透視料		
		同間接料		
		計		
		処方箋料		
		診断書料		
		証明書料		
		試験検査料		
		計		
		合計		
		控除額		
		総額		
				取扱者印

社会保険廣島市民病院

告示

廣島市告示第七十四号

昭和二十七年七月二十三日
廣島市長 浜井信三

左記の通り定例市議會を招集する。

一、招集日時 昭和二十七年七月三十日午後一時
一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第七十五号

左記に対する昭和二十六年度不動産差押調査、受領拒否のため送達不能につき地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年七月二十三日
廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十六号

廣島市仁保町字青崎一〇三ノ三 草田康子

廣島市告示第七十六号

廣島市翠町原田政子外三一九三件に対する昭和二十七年第一期分市稅の督促狀、住所不明のため、送達不能につき、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により至八月二十日の十四日間公示す。

昭和二十七年七月二十九日
廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十六号の二

廣島市大手町一丁目龜田至徳外五、五〇三件に対する、昭和二十七年第二期固定資産稅の徵稅令書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

なお、右公示分の納期日は、昭和二十七年七月三十一日

付とあるを、同年八月十五日に変更する。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十七号

八月二日市議會の議決を経て昭和二十七年廣島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。

但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年八月二日
廣島市長 浜井信三

昭和二十七年廣島市歳入出予算追加

歳入	
一、市 稅	金貳百九十八万八千円
一、普通 稅	金貳百九十八万八千円
七、縣支出金	金百七拾四万六千円
一、交 付 金	金參拾九万五千円
二、補 助 金	金百參拾五万五千円
歳入合計	金參百八拾四万四千円

歳出

歳出	
一、警 察 費	金壹百八拾貳万八千円
二、消 防 費	金五拾貳万參千円
三、選 挙 費	金百參拾貳万五千円
三、漁業調整委員 選挙執行費	金參拾九万九千円
三、諸支出金	金百六拾貳万五千円
八、災害対策費	金百貳拾五万五千円
十六、平和祭式典費	金參拾七万七千円
歳出合計	金參百八拾四万四千円
歳入出差引残金なし	

廣島市告示第七十七号の二

昭和二十七年八月五日

廣島特別都市計畫事業復興東部土地区画整理施行者

廣島特別都市計畫事業復興東部土地区画整理施行地区内の別紙土地所有者林哲雄外一名、関係者新屋功外二名に対する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地区画整理施行地区内の貴殿所有又は関係の土地に対し、特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調書及び図面の通り指定する。

一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。

一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になったもの、また道路公園その他公共用地になったものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、

公示送達に関する調書

町名	地番	表 示 符 号	土地所有者	関 係 者	事 由
國泰寺町	七八ノ一	413	林 哲雄	新屋 功	換地不済の爲受領拒否
紙屋町	三ノ一	166	山根 丘	岩井 秋三	住所不明

土地所有者住所氏名			熊本縣下益郡豊田村			林			哲雄		
町名	地番	種別	面積	加算	減歩	引換	表示	符号	面積	記事	
國泰寺町	七ノ一 七ノ二 七ノ三 七ノ四 七ノ五 七ノ六 七ノ七 七ノ八 七ノ九 計	種別 氏名	五五・八五 二〇〇〇 二一〇〇 二二〇〇 二四〇〇 二五〇〇 二六〇〇 二七〇〇 二八〇〇 計	二〇七・七 七・七 二・九 二・九 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 計	三七・七 五・八 二・七 二・七 一・六 一・六 一・六 一・六 一・六 計		413	413	四九・六 三三・三 計	確定後 ノ	
大手町五丁目	一〇ノ一 一〇ノ二 一〇ノ三 一〇ノ四 一〇ノ五 計		一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 計	一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 一〇・〇 計	四〇・四 四〇・四 四〇・四 四〇・四 四〇・四 計		2	3 15	一〇・〇 一〇・〇 計	ノ	
國泰寺町	計		一四・〇	一三・五	七九・三		六六・三		一〇・〇	ノ	

(圖面省略)

土地所有者住所氏名				紙屋町三ノ一				山根丘			
町名	地番	種別	面積	加算	減歩	引換	表示	符号	面積	記事	
紙屋町	三ノ一	種別 氏名	五三・五	七〇・三	四六・〇		166	28	四三・九	確定後	
紙屋町	三ノ二		一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇						
紙屋町	三ノ三		一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇						
紙屋町	三ノ四		一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇						
紙屋町	三ノ五		一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇						
紙屋町	計		一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇						

廣島市告示第七十八号

昭和二十七年八月八日
廣島市長 浜 井 信 三

公賣公告

左記のものは市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以て、公賣するから買受希望者は、入札心得書(徵收課備付)並びに現物承知の上別記条件に依り当市徵收課に入札書を差出されたい。

廣島市舟入川町五八一番地
滞納者 有 限 會 社 佐伯製材所
廣島市舟入川町字十一ノ割五百八十一番地
家屋番号同町五百番ノ式

一、木造粉砕平屋建築工場 一棟
建坪 百三十五坪
附屬 木造粉砕平屋建築倉庫 一棟
建坪 四十五坪

別記

條件

一、入札及び開札年月日
入札 昭和二十七年八月二十五日午前十一時
開札 昭和二十七年八月二十五日午前十一時

一、入札場所 廣島市役所徵收課

一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積價格の百分の五以上。

(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部は公賣しない事がある。

一、契約保証金は契約不履行のときは没収する。

一、公賣代金は現金を以て即日納付する事。

(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

廣島市告示第七十九号

昭和二十七年八月八日

六、用途概要 自動車整備工場(用途変更)延一三二平方 米 商業地域

訓 令

廣島市訓令第五十一号

廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月二十一日

廣島市長 浜 井 信 三

第一條但書中「牛田及び」を削る。

廣島市訓令第五十二号

廣島市消防表形審査委員會規程を次のように定める。

昭和二十七年七月二十二日

廣島市長 浜 井 信 三

第一條 廣島市消防表形審査委員會規程(昭和二十四年四月一日條例第十五号)第十一條の規程に基き、廣島市表形審査委員會(以下委員會とす)を置く。

第二條 委員會は、廣島市消防局内に設ける。

第三條 委員會は、左の委員をもつて組織し、市長が任命又は委嘱する。

- 廣島市職員
- 廣島市消防局長
- 廣島市消防局次長
- 廣島市消防署長
- 廣島市消防署長
- 廣島市消防隊長
- 委員會に、委員長及び副委員長をおく。
- 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 委員會は、委員長に、委員の事務を掌理する。
- 委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

廣島市長 浜 井 信 三

公賣公告

左記のものは、市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以て公賣するから、買受希望者は入札心得書(徵收課備付)並びに現物承知の上、別記条件に依り当市徵收課に入札書を差出されたい。

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市塩屋町五十三番地
滞納者 深 山 克 巳

家屋番号 同町四十三番
建坪 五坪

一、木造粉砕平屋建居宅 一棟
建坪 十一坪二合五勺

一、木造粉砕平屋建物置 一棟
建坪 三坪

一、木造粉砕平屋建庇
建坪 四坪

一、木造粉砕平屋建工場 一棟
建坪 六十四坪二合五勺

廣島市西蟹屋町二百三十五番地
滞納者 今 田 鳴 実

廣島市西蟹屋町字三ノ割二百四十一番地ノ六
一、宅地 百二坪四合六勺

廣島市西蟹屋町字三ノ割二百三十五番地
一、木造瓦葺二階建店舗 一棟
建坪 十五坪

外二階 九坪

廣島市西蟹屋町二百三十五番地
家屋番号同町二百五十番ノ五
一、木造瓦葺平屋建居宅 一棟

廣島市長 浜 井 信 三

建坪 十九坪二合五勺

廣島市京橋町四十七番地
滞納者 木 原 長 兵 衛

廣島市松川町八十六番地
家屋番号同町七十一番ノ四
一、木造粉砕平屋建居宅 一棟
建坪 十三坪

別記

條件

一、入札及び開札年月日
入札 昭和二十七年八月二十五日午前十一時
開札 昭和二十七年八月二十五日午前十一時

一、入札場所 廣島市役所徵收課

一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積價格の百分の五以上

(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部は公賣しない事がある。

一、契約保証金は契約不履行のときは没収する。

一、公賣代金は現金を以て即日納付する事。

(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第八十号

建築基準法第五十四條に基き左記のとおり公開による聴聞を行う。

昭和二十七年八月九日

廣島市長 浜 井 信 三

一、開催期日 昭和二十七年八月十二日午前十時

二、開催場所 廣島市本寺町三九
廣島市総合教育委員会(三階)

三、申請者住所 廣島市鶴見町四百五十五番地ノ十
江 川 厚 二

四、申請者氏名 江 川 厚 二

五、建築場所 廣島市鶴見町四百五十五番地ノ十

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第七十八号

昭和二十七年八月八日

廣島市長 浜 井 信 三

公賣公告

左記のものは市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以て、公賣するから買受希望者は、入札心得書(徵收課備付)並びに現物承知の上別記条件に依り当市徵收課に入札書を差出されたい。

廣島市舟入川町五八一番地
滞納者 有 限 會 社 佐伯製材所
廣島市舟入川町字十一ノ割五百八十一番地
家屋番号同町五百番ノ式

一、木造粉砕平屋建築工場 一棟
建坪 百三十五坪
附屬 木造粉砕平屋建築倉庫 一棟
建坪 四十五坪

は、その職務を代理する。

第六條 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

第七條 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ會議を開くことができない。

第八條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第九條 委員に、書記若干名をおき、消防職員の中から消防局長が任命する。

第十條 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第十一條 この規程施行に關し、必要な事項は、委員長が定める。

廣島市訓令第五十四号

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市職員図書室規程を次のように定める。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市職員図書室規程

第一條 図書その他の図書室資料を、しゆら集し、職員職務の遂行及び教養の向上に資するため、廣島市職員図書室(以下図書室という。)を置く。

第二條 図書室は、市長が管理し、職員課においてその事務を掌理する。

第三條 図書室の運営のために廣島市職員図書室運営委員会(以下委員会という。)を置く。

第四條 委員会は、市長のしんに應じて図書室の運営に關する必要な事項を調査審議する。

第五條 委員会は、前項の事項につき市長に建議することができ、市長は、委員若千人で組織し、そのうち一人を委員長とする。

第六條 委員は、市職員の中から、市長が命ずる。

2 委員長は、會務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第七條 委員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

第八條 委員会の會議は、委員長が招集する。

第九條 委員の職務は、職員課において処理する。

第十條 この規程の実施に關し必要な事項は、別に定める。

廣島市訓令第五十六号

廣島市長 浜 井 信 三

社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長専決規程を次のように定める。

昭和二十七年八月十五日

廣島市長 浜 井 信 三

社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長専決規程

第一條 社會保險廣島市民病院長(以下「病院長」という。)及び同病院事務局長(以下「事務局長」という。)は、別に定があるものを除く外、この規程の定めるところにより専決する。

第二條 病院長が専決できる事項は、次の通りとする。

一 臨時職員任免、進退、賞罰、給與、服務、公傷認定等に関する事。

二 醫師及び醫師以外の十級職以上の職員諸願届出処理及び除服出仕に関する事。

三 職員の間外勤務及び市内出張に関する事。

四 一件十万円未満の工事以外の事業の施行及び經費支出に関する事。

五 一件三十万円以上五十万円未満の物品の購入及び修繕に關すること。

六 一件貸付料年額又は総額五十万円未満の財産の貸與又は借受に關すること。

七 見積價格三十万円未満の用品処分に関する事。

八 病院に關係ある營造物使用許可及び違背処分に関する事。

九 病院に關係ある市有財産の管理に関する事。

十 諸収入金の納付延期及び徴收猶予減免に関する事。

十一 輕易な各種行事の開催に関する事。

第三條 事務局長が専決できる事項は、次の通りとする。

一 職員(醫師及び醫師以外の十級職以上の職員を除く。)の諸願届出処理及び除服出仕に関する事。

二 法令若しくは市法規に基き諸給與金の支給に關すること。

三 定例の諸証明願、公簿閲覧、諸願届出処理に關すること。

四 定例又は輕易な文書處理に關すること。

五 収入支出及び振替命令に關すること。

六 一件三十万円未満の物品の購入及び修繕に關すること。

七 諸収入金の徴收に關すること。

八 諸収入金徴收委託並びに受託に關すること。

九 病院内取締に關すること。

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第九号

昭和二十七年七月十二日付縣選第二一六号による廣島縣選舉管理委員會の通牒に基き八月十三日執行の安藝海區漁業調整委員會選舉における委員候補者の氏名及び黨派別の揭示順位を定めることを行ふ。

昭和二十七年七月二十九日

廣島市選舉管理委員會

委員長 平 井 憲 太郎

日時 昭和二十七年八月二日 午前九時

場所 廣島市選舉管理委員會

辭 令

事務吏員 桂 時 雄

牛田出張所稅務係長を命ずる

技術吏員 石 突 正

願により本職を免ずる

昭和二十七年七月二十一日(各通)

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

十級二号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

日 山 完 吾

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

吉 富 浩 太

廣島市技術吏員に任命する

十二級四号給を給する

社會保險廣島市民病院藥劑部長を命ずる

甲 斐 太 郎

昭和二十七年七月一日(各通)

廣島市技術吏員に任命する

理事に補する

十三級四号給を給する

社會保險廣島市民病院副院長を命ずる

村 上 基 千 代

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

十二級給を給する

社會保險廣島市民病院外科部長を命ずる

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

十一級四号給を給する

社會保險廣島市民病院産婦人科部長を命ずる

昭和二十七年八月一日(各通)

外 川 修 三

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

十級四号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月二日

高 崎 健 三

廣島市事務吏員に任命する

主事に補する

八級九号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月九日

川 田 勝 義

廣島市事務吏員に任命する

書記に補する

五級七号給を給する

社會保險廣島市民病院庶務課勤務を命ずる

昭和二十七年八月四日

事務吏員 國 安 榮

會計課兼務を命ずる

昭和二十七年八月十四日

事務吏員 國 安 榮

社會保險廣島市民病院會計課長兼務を命ずる

廣島市出納員を命ずる

昭和二十七年八月十四日

市議會議員 網 本 芳 人

猪 岩 井 常 光 夫

廣島市財政調査委員會委員を委嘱する

廣島市財政調査委員會委員を委嘱する

昭和二十七年八月一日(各通)

技術吏員 西 山 高 明

地方公務員法第二十八條第二項第一号により二箇月間休職を命ずる。

一般職の職員に給與に關する條例第十三條の二第二項により二箇月間、給料、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

昭和二十七年八月一日

事務吏員 竹 中 忠 雄

社會保險廣島市民病院庶務課係長を命ずる

技術吏員 山 地 廉 平

十級五号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月九日(各通)

技術吏員 嵐 森 幸 徳

事務吏員 安 達 昭 久

市長室勤務を命ずる

昭和二十七年八月十二日(各通)

事務吏員 内 田 達 雄

廣島市環境衛生監視員を命ずる

事務吏員 平 田 精 一
 廣島市医療監視員を命ずる
 廣島市環境衛生監視員を命ずる
 昭和二十七年七月二十八日(各通)
 事務吏員 正 垣 武 夫
 願により本職を免ずる
 昭和二十七年七月二十六日

◎ 雑 報

定例市議会において左記の通り議決された。

- (八月二日)
- 一、第八十七号議案 昭和二十七年年度廣島市歳入出予算追加 原案可決
 - 一、第八十八号議案 廣島市税條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
 - 一、第八十九号議案 廣島市消防貸しゆつ條例制定について 原案可決
 - 一、第九十号議案 財産の取得について 原案可決
 - 一、第九十一号議案 財産の取得について 原案可決
 - 一、第九十二号議案 契約締結の同意について 同意
 - 一、第九十三号議案 契約締結の同意について 同意
 - 一、第九十四号議案 契約締結の同意について 同意
 - (八月八日)
 - 一、第九十七号議案 契約書案変更の同意について 同意
 - 一、第九十九号 比治山保勝協會に対し季節の管理權及び補助金交付要望について 閉會中審査
 - 一、請第二十号 三立山農耕地を現農作者に拂下について 建設委員会付託閉會中審査

一、請第二十九号 羅針工業協同組合に資金融資について
 産業委員会付託閉會中審査
 (八月十二日)
 一、第九十五号議案 契約締結の承認について、承認
 一、第九十六号議案 予算外義務負担について 原案可決

出帳所々管區域別人口狀況

出帳所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	九、四一七	二二八	二、三七九	七〇
尾長	一四、〇八九	二二八	三、三八四	七〇
青崎	九、七七五	二二八	二、三八九	一一
段原	二一、五二四	二二三	五、七〇三	一一
比治山	一七、五四八	四九	四、二七四	一八
仁保	五、八六一	六	一、五一〇	四
大河	一、五七九	一〇五	二、八九六	二四
皆実	一六、九六二	二二	四、二二〇	二九
皆品	二四、九九五	五〇	六、四九二	二九
似島	二、一六六	一六	四、九八	二
基町	二九、二二三	一三六	七、五九四	七〇
元中央	四一、一七四	三五二	一〇、六一四	九三
十日市	二一、七八四	九六	五、四四二	二三
舟入	一四、七九四	四一	三、七九八	一九
観音	一九、四四〇	一〇三	四、六二〇	一五
已斐	一七、三二二	四三	五、一四四	一五
三篠	一三、五三六	一六	三、三三一	一
草津	三一〇、九三四	七六二	七八、七九一	三二六

戸籍上の市勢について(七七月份)

種別	件数	同上1日分		前年同月増減
		最大	最少	
出生	二、七〇七	二、七〇七	二、七〇七	(一〇)
死亡	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
結婚	二、七〇七	二、七〇七	二、七〇七	(一〇)
離婚	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
転入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
転出	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
請願	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
印鑑	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
身分	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)
戸籍	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	(一)

◎ 正 誤

廣島市報第七十五号第二頁の廣島市証明及び閲覧手数料條例の一部を改正する條例(昭和二十七年廣島市條例第四十九号)中「第一條を次のように改める。」の誤り。
 一、()は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は、三十一日、その他は二十七日で計算したもの

廣 島 市 報

NO. 77

發行
昭和二十七年九月二十日
(土曜日)

發行所 廣 島 市

電話

中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇
中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇
中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇
中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇
中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇
中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇	中三三〇

廣島市職員公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年九月十五日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市条例第五十九号

廣島市職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

廣島市職員公務災害補償条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「公平委員会規則」を「廣島県人事委員会の公務災害補償の審査の請求に関する規定」に、「公平委員会」を「廣島県人事委員会」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「公平委員会又は実施機関は、審査又は補償の実施のため」を「実施機関は、補償の実施のため」に改める。

第二十二條第一項中「公平委員会又は実施機関は、審査又は補償の実施のため」を「実施機関は、補償の実施のため」に改め、同条第二項中「公平委員会又は」を削る。

附則
この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年六月十日から適用する。

廣島市立学校授業料並びに入学査料条例をここに公布する。
昭和二十七年九月十五日

昭和二十七年廣島市歳入出予算追加について……六

不動産公売について……六

指定水道工事店の新規指定並びに責任技術者の試験取り止めについて……六

固定資産台帳の縦覧について……七

選挙運動のために個人演説会開催のために必要設備の程度等の一部改正……七

公職選挙法施行令第二百一十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額について……七

公安委員会告示

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要なる制限の一部改正について……二

不公平委員会告示

不利益処分に関する公開口頭審理について……三

命令

市議会議決事件について……五

出張所管区域別人口及び世帯状況について……六

戸籍上の市勢について……六

(目次)
○条 例
一 廣島市職員公務災害補償条例の一部改正……一
二 廣島市立学校授業料並びに入学査料条例の一部改正……一
三 水道企業組織に関する条例……一
四 廣島市議会定例会条例の廃止……二
五 廣島市狂犬病予防法施行細則の一部改正……二
六 廣島市営住宅管理條例施行規則の一部改正……二
七 廣島市中央卸売市場業務條例施行規則の一部改正……三
八 廣島市議会定例会規則……三

○告 示
一 換地予定地変更指定、換地予定地借地権指定の発表……三
二 第二次下水道使用料徴収区域指定について……四
三 建築許可申請に関する公開聴聞について……五
四 土地區画整理委員の繰り上げ決定について……五
五 固定資産税公示送達について……五
六 環境衛生監視員罷免紛失について……五
七 漂流物拾得について……五
八 公示送達について……六
九 定例市議会招集について……六
十 昭和二十七年廣島市歳入出予算追加について……六

○条 例
一 廣島市職員公務災害補償条例の一部改正……一
二 廣島市立学校授業料並びに入学査料条例の一部改正……一
三 水道企業組織に関する条例……一
四 廣島市議会定例会条例の廃止……二
五 廣島市狂犬病予防法施行細則の一部改正……二
六 廣島市営住宅管理條例施行規則の一部改正……二
七 廣島市中央卸売市場業務條例施行規則の一部改正……三
八 廣島市議会定例会規則……三

広島市条例第六十号
 広島市立学校授業料並びに入学検査料条例
 広島市立学校授業料並びに入学検査料条例(昭和二十三年十一月二十六日条例第五十八号)の全部を次のように改正する。

(目的)
 第一条 この条例は、広島市立学校における授業料並びに入学検査料の徴収について定めることを目的とする。
 (市立学校の定義)
 第二条 この条例で広島市立学校とは、左の学校をいう。
 一 全日制
 広島県広島基町高等学校
 広島県広島舟入高等学校
 二 定時制
 広島県広島基町高等学校
 広島県広島千田高等学校
 (授業料額及び徴収方法)
 第三条 授業料は、月額とし、次に定める額を当該生徒の在籍する月に応じて、毎月末日までに徴収する。但し、その月の全日数を通過して授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。
 全日制高等学校 三五〇円
 定時制高等学校 二二〇円
 2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、当該月の授業料を徴収する。
 (入学検査料額及び徴収方法)
 第四条 入学検査料額は、次の通りとし、第一学年入学志願者又は転入志願者に対し、その出願の際徴収する。
 全日制高等学校 一五〇円
 定時制高等学校 一〇〇円
 (減免規定)
 第五条 休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、

又はその徴収を延期することができる。
 (未納者処分)
 第六条 授業料を期限内に納入しない者に対しては、出席を停止し、又は退学を命ずることができる。
 (還付禁止)
 第七条 既納の授業料及び入学検査料は、第五条の場合を除く外、いかなる事由があつても還付しない。
 (委任規定)
 第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。但し、第五条及び第六条の施行に關し必要な事項は、教育委員会が定める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。
 水道企業組織に關する条例をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十一号
 水道企業組織に關する条例
 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十四条の規定に基き、広島市水道局を設置する。
 附則
 1 この条例は、昭和二十七年十月一日から施行する。
 2 広島市役所事務分掌条例(昭和二十六年六月十九日条例第九号)の一部を次のように改正する。第一条及び第二条中水道局を削る。
 3 広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中第二号を第三号とし、以下順次繰り下げ、第一号を次のように改め、第一号の次に第二号を次のように加える。
 更員 九九六八(内社会福祉 主事三七八)

一 市長事務部局の職員 計 四四三九人
 二 水道局の職員 計 一〇〇八人
 三 同条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。
 広島市議会定例会条例を廃止する条例をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第六十二号
 広島市議会定例会条例を廃止する条例
 広島市議会定例会条例(昭和二十七年広島市条例第四十三号)は、廃止する。
 附則
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

広島市規則第六十二号
 広島市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年八月二十二日
 広島市長 浜 井 信 三
広島市規則第六十三号
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月一日

広島市規則第六十三号
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則
 広島市営住宅管理條例施行規則(昭和二十七年広島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
 別表中「若草町災害住宅」自一六号七六〇、〇〇〇の次に「若草町災害住宅」自三三〇号七七〇、〇〇〇を加える。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第六十四号
 広島市中央卸売市場業務條例施行細則の一部を改正する規則
 昭和二十七年九月十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第六十五号
 広島市議会定例会規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第六十六号
 広島市議会定例会規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第八十一号
 昭和二十七年八月二十一日
 広島市長 浜 井 信 三
 第三十二回換地予定地変更指定第十二回換地予定地借地権指定の発表について
 一、換地予定地変更指定
 1 広島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て換地予定地が変更決定したから、関係者は東部復興事務所で、詳細承知されたい。
 2 土地所有者に対する換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者のみ送達する。なお、土地所有届を未だ提出していない者は、至急提出されたい。
 3 今回発表の土地を、売買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。
 4 万一連絡がない場合は、決定した換地を取消すこととなるから、是非連絡方実行願いたい。
 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

告 示

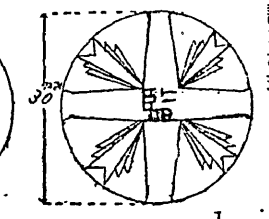
町 名	地 所	在 番	土地所有者 氏 名
土 地	所 在	番	氏 名
町 屋	一外二筆		佐々木 和夫
同 斜	五ノ一		山田 徳次郎

斜屋	一ノ四外一筆	山本 千恵子
平塚	一〇〇ノ一	三浦 十一
鶴見	四六七ノ三	永井 照次
西魚屋	三一ノ二	藤 田 組
同 同	三〇ノ一外五筆	天野 顯二
同 同	甲七外一筆	眞志田 久太郎
同 同	九ノ二	眞志田 正子
同 同	九三七ノ八外一筆	坪川 時次郎
同 同	四二ノ一外二筆	常 林 寺
同 同	四三ノ二	土井 晴男
同 同	四二ノ三外三筆	山代秀子外一名
同 同	四二ノ一外一筆	山下 ヤス子
同 同	四二ノ二外一筆	高田 林 藏
同 同	四二ノ二外一筆	今田ミヨコ外四名
同 同	四二ノ二外一筆	郭 龍 根
同 同	四二ノ二外一筆	沖本 キヨコ
同 同	四二ノ二外一筆	松本 久五郎
同 同	一五ノ一	高田 義博
同 同	一五ノ四	緑 保 和
同 同	一四ノ二	牧野 良一
同 同	一一九外二筆	藤原 俊顯
同 同	九ノ一外二筆	小畑 貞男
同 同	一五七ノ二外四筆	八木 直義
同 同	二二二	守田 教夫
同 同	一四九ノ三	眞崎大和
同 同	一四九ノ一	西 鉛筆株式会社
同 同	一四九ノ一	高 裕 ヨシ子
同 同	六四八ノ一	明藤次郎外二名
同 同	六四八ノ二	廣 順 良久
同 同	七三〇ノ二外二筆	浪岡 正夫
同 同	六三二ノ二	浪岡 熊治
同 同	六三二ノ四外一筆	浪岡 治一
同 同	六四ノ五	江 形 登

右広島市下水道条例第二十五条第一項により告示する。
昭和二十七年八月二十二日
広島市長 浜井信三

広島市告示第八十三号
建築基準法第五十四条に基き、左記のとおり公開による
昭和三十七年八月二十五日
昭和三十七年八月二十七日午前九時

広島市告示第八十七号
左記のものについて、江田島町長より、拾得の通知がある
昭和三十七年九月一日
広島市長 浜井信三



環境衛生監視員記章 第六六一一五号
記章様式
1 記章構図
(1) 十字形に旭光を配し、中心に「監」の字を収む。

Table with 4 columns: Name (姓名), Address (住所), Lot Number (地番), and Borrower Name (借地権者氏名). Rows list various individuals and their associated land parcels across different districts.

広島市告示第八十二号
昭和三十七年九月一日より新たに下水道使用料を徴収する区域は、別紙図面表示のとおりである。

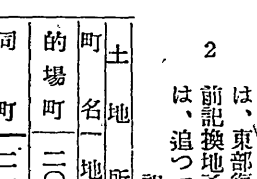


Table with 4 columns: Name (姓名), Address (住所), Lot Number (地番), and Borrower Name (借地権者氏名). Rows list names and addresses for land parcels.

三、ク場所 江田島町小用沖二千メートルの海上
四、ク 居人 瀬戸内海汽船株式会社江田島出張所

広島市告示第八十八号

広島市松原町吉本茂外一、〇五七件に対する昭和二十七年
年度市民税第二期徴税令書、住所不明のため送達不能につ
き、地方税法第二十条並びに市税条例第十一条の規定によ
り公示す。
なお、右公示分の納期限は、昭和二十七年八月一日より
八月三十一日とあるを、同年九月十八日に変更する。
昭和二十七年九月三日
広島市長 浜井信三

広島市告示第八十九号

昭和二十七年九月八日
広島市長 浜井信三
左記の通り定例市議会を招集する。
記
一、招集日時 昭和二十七年九月十五日午後一時
二、招集場所 広島市役所

広島市告示第九十号

九月十五日市議会の議決を経た昭和二十七年年度広島市歳
入出予算追加の要領は次の通りである。但し、この予算は
即日これを施行する。
昭和二十七年九月十五日
広島市長 浜井信三

Table with financial data for the city budget. Columns include '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) with sub-categories like '一、市' (City), '二、県' (Prefecture), and '三、国' (National). Total revenue is 55,577,000 and total expenditure is 55,577,000.

広島市告示第九十一号

九月十五日市議会の議決を経た昭和二十七年年度広島市歳入
出予算追加の要領は次の通りである。但し、この予算は即
日これを施行する。
昭和二十七年九月十五日
広島市長 浜井信三

Table with financial data for the city budget. Columns include '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure) with sub-categories like '一、交' (Exchange), '二、選' (Election), and '三、公' (Public). Total revenue is 55,577,000 and total expenditure is 55,577,000.

広島市告示第九十二号

昭和二十七年九月十七日
一、時宜に依り公売物件の全部又は一部を公売しない場
合がある
一、契約保証金は、契約不履行のときは没收する。

広島市長 浜井信三

公売公告
右記のものは、市税滞納処分により、差押財産入札の方
法を以てて公売するから買受希望者は入札心得書(徴収課
備付)並びに現物承知の上、別記条件に依り当市徴収課に
入札書を差出されたい。
記
広島市舟入川口町五八二番地
附屬者 有限会社佐伯製材所
広島市舟入川口町字十一ノ割五百八十一番地
一、木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 百三十五坪
家屋番号同町五百番ノ二
附屬 木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 百三十五坪
広島市舟入川口町字十一ノ割五百八十一番地
一、木造粉葺平屋建住宅 一棟 建坪 六坪
附屬 木造粉葺平屋建住宅 一棟 建坪 八坪
木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 四十八坪
木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 六十三坪
木造瓦葺平屋建事務所 一棟 建坪 三十七坪八合
右不動産及び工場抵当法第三条による提出目録記載の機
械器具
別記

広島市告示第九十三号

昭和二十七年年度後期の広島市指定水道工事店の新規指定
並びに責任技術者の試験を都合により取り止める。
昭和二十七年九月二十日
広島市長 浜井信三

広島市告示第九十四号

地方税法第四百十条第三項(価格の登録)の規定によつて
第一条の一照明中、段原、青崎、皆実、宇品、元宇品、千田、牛田、本川、江波、観
音古田、竹屋の各小学校江波観音の各中校及び基町、千田、舟入の各高等学校の「会場
による区分」及び「照明の程度」の欄を次のように改める。

Table showing school information and lighting levels. Columns include '会場' (Venue), '照明の程度' (Lighting Level), and '区分別' (District-wise). Lists schools like '広島市立段原小学校' and '広島市立青崎小学校' with their respective lighting specifications.

広島市告示第九十五号

固定資産課税台帳に登録した土地(広島市尾長町龍田賢一
外九八、一四〇件)、家屋(広島市彌生町石井チヨ外四八、
五〇一件)及び償却資産(広島市基町灰塚実外四、七四五
件)について同法第四百十五条第一項但書の規定により、昭
和二十七年九月二十二日から同年十月十一日までの間は、
広島市役所及び同年十月一日から十月三十一日までの間は、
固定資産所在の町を所管している出張所において関係者の
縦覧に供する。但し、二箇所の出張所及び出張所と本庁と
に關係のある町は、簿冊の都合上左記の出張所及び本庁に
おいて縦覧に供する。
記
段原新町、段原中町、東雲町 比治山出張所
庚午北町 己斐出張所

広島市教委告示第十号

選挙運動のために個人演説会開催のために必要な設
備の程度等(昭和二十六年五月二十二日広島市教委告示第
五号)の一部を次のとおり改める。
昭和二十七年九月四日
広島市教育委員会
副委員長 本田 亮 作

Table showing school information and lighting levels. Columns include '会場' (Venue), '照明の程度' (Lighting Level), and '区分別' (District-wise). Lists schools like '広島市立本川小学校' and '広島市立江波小学校' with their respective lighting specifications.

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島県広島千田高等学校普通	便 控室	一六坪につき六〇しよく光四六灯
広島県広島舟入高等学校講義	便 控室	二〇坪につき百しよく光六灯
広島県広島基町高等学校講義	便 控室	一坪につき六〇しよく光六灯
広島市立二葉中学校	普通 教室 廊下を使用しない	二五坪につき百しよく光四灯 三坪につき百しよく光一灯(配線)
広島市立二葉中学校	普通 教室 廊下を使用しない	二五坪につき百しよく光五灯 二五坪につき百しよく光五灯 八坪につき照明なし
広島市立二葉中学校	普通 教室 廊下を使用しない	二五坪につき百しよく光二灯 二五坪につき百しよく光二灯
広島市立二葉中学校	普通 教室 廊下を使用しない	二五坪につき百しよく光二灯 二五坪につき百しよく光二灯
広島市立二葉中学校	普通 教室 廊下を使用しない	二五坪につき百しよく光二灯 二五坪につき百しよく光二灯

同条の一、照明中、庚午中学校の次に
 第一條の二演壇中、千田、牛田、本川、江波、古田、竹屋の各小学校江波中学校及び基町高等学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立千田小学校	音楽 教室	卓子一台椅子一脚湯呑一ヶ水差一個黒板一面黑板拭一ヶ白黒五本
広島市立牛田小学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立本川小学校	講 堂	" " " " " "
広島市立江波小学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立古田小学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立竹屋小学校	講 堂	" " " " " "
広島市立江波中学校	普通 教室	" " " " " "
広島県広島基町高等学校	生徒集会場	" " " " " "

同条の二演壇中神崎小学校の次に
 第一條の三聴衆席中、荒神、皆美、元宇品、元宇品、似島学園、千田、牛田、本川、江波、観音、古田の各小学校及び原中学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立荒神小学校	普通 教室	椅子四脚腰掛(五人掛)三〇脚 上敷一〇枚
広島市立皆美小学校	普通 教室	腰掛五〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛四〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛三〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	椅子四〇脚 机二〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰長掛一四脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛四八脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛五〇脚 机三五脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛四六脚 机二二脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛(三人掛)八〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	腰掛五〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	椅子四〇脚 机二〇脚
広島市立元宇品小学校	普通 教室	椅子三〇脚

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	卓子一台椅子一脚湯呑一ヶ水差一ヶ黒板一面黑板拭一ヶ白黒五本
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "
広島市立二葉中学校	普通 教室	" " " " " "

を
 第一條の四、弁士控室中、荒神、比治山、皆美、千田、牛田、本川、江波、観音、古田の各小学校江波中学校及び基町千田各高等学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立荒神小学校	普通 教室	椅子一台 長腰掛一脚
広島市立比治山小学校	普通 教室	椅子一台
広島市立皆美小学校	普通 教室	椅子三脚
広島市立千田小学校	普通 教室	椅子五脚
広島市立牛田小学校	普通 教室	椅子五脚
広島市立本川小学校	普通 教室	椅子三脚
広島市立江波小学校	普通 教室	椅子五脚
広島市立観音小学校	普通 教室	椅子五脚
広島市立古田小学校	普通 教室	椅子三脚
広島市立江波中学校	普通 教室	椅子五脚
広島県広島基町高等学校	普通 教室	椅子五脚
広島県広島基町高等学校	普通 教室	椅子五脚
広島県広島基町高等学校	普通 教室	椅子三脚
広島県広島基町高等学校	普通 教室	椅子三脚

同条四弁士控室庚午中学校の次に
 第一條の六便所中、庚午中学校の次に

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立元宇品小学校	普通 教室	卓子一台 椅子三脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子五脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子三脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子五脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子三脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子五脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子三脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子五脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子三脚
広島市立二葉中学校	普通 教室	卓子一台 椅子五脚

を
 第一條の七(1)照明中「廊下を使用しない」を「廊下を使用しない」に改め、に荒神、古田の各小学校及び原中学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の南東隅

会場による区分	種 類	種 類 及 び 程 度
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側
広島市立立元宇品小学校	普通 教室	校舎の北側

Table with columns for name (田中雄三, 大野義雄, etc.), address, and office (市議会議員, 市議会議長, etc.).

◎辞令

◎公平委員会告示

この告示は、公布の日から施行する。
公平委員会告示第一号
右当事者間の昭和二十七年公平委第一号強制による依頼退職処分に対する審査請求事件について次のように公開口頭審査を行う。

Table listing names (柴田重政, 加藤三司, etc.) and their respective roles or positions (事務吏員, 助役, etc.).

公平委員会告示第二号
この告示は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月五日から適用する。
公道選挙法施行令第二十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額(昭和二十六年四月三日広島市告示第一号)は、廃止する。

Table listing names (新関貞夫, 吉本良人, etc.) and their roles (市議会議員, 市議会議長, etc.).

公平委員会告示第二十号
広島市公安委員会告示第二十号
道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要な制限(昭和二十三年三月七日広島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年八月一日
広島市公安委員会

Table with columns for venue (演説場), name (舟入村, 神崎), address, and amount (納付すべき費用の額).

Table listing names (本川, 神崎, 舟入, etc.) and their roles (市議会議員, 市議会議長, etc.).

公道選挙法施行令第二十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額(昭和二十六年四月三日広島市告示第一号)は、廃止する。
附則
この告示は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月五日から適用する。

廣島市事務吏員に任命する

河合護	湯野勝	堀谷照	坪谷雄	重岡力	小林一	松本政	岩村敏	上野敬	辻岡裕	谷田裕	森野裕	笹野裕	岸田隆	山崎三	岩崎三	浦野保	中野益	津田裕	西村隆	徳森学	井原乙	沖本卓	山本正	三方雅	岸本良	田中政	新田明	松村勝	島田秀	松坂次	山田昌
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

書記に補する

山田千	山田秀	深山惠	宮島清	門田高	松本勅	山田保	石川保	丸屋俊	浜本節	八木富	藤井昭	小川達	河野克	石黒礼	倉本直	北崎直	住野正	平野榮	飯田賢	竹本敏	伊藤太	山本辰	久保七	長崎二郎
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

十日市出張所庶務係長を命ずる

松本純	奥田勇	永江務	藤田雄	本川清	服部一	徳森志	吉本登	岡崎植	吉田幸	山本光	丹藤公	木山香	見田良	石田夫	佐藤市	佐々木隆
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

廣島市史編修委員会委員を解く
池永清眞

廣島市史編修委員会委員を委嘱する
新関貞夫

昭和二十七年八月一日(各通)

廣島市財政調査委員会委員を解く
塚本一郎

廣島市財政調査委員会委員を委嘱する
多賀義高

昭和二十七年八月一日(各通)

廣島市技術吏員に任命する
妹尾良夫

技師に補する
八級三号給を給する

社会保険広島市民病院勤務を命ずる
道丹良夫

昭和二十八年七月十四日

工芸指導所勤務を命ずる
昭和二十七年八月二十二日

技術吏員 安達友吉

水道局施設課出張係長を命ずる
技術吏員 前田時夫

水道局施設課工事係長を命ずる
昭和二十八年八月二十二日(各通)

池田教純

廣島市隣保事務を臨時に囑託する
東隣保館長を命ずる
昭和二十七年八月二十五日

事務吏員 堀内竹春

地方公務員法第二十八条第二項第一号により、二箇月間休職を命ずる。一般職の職員に給する条例第十三条の二第二項により二箇月間、給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。
昭和二十七年九月一日

事務員

中谷法	渡島康	面野唯	平野康	瀬尾幸	山岡真	佐々木郁	原木真	渡辺唯	林貞尾	貞笹武	青川善	小山田克	山田信	網井信	高橋信	前田節	甲斐節	奥本義	久保克	久田克	上田幸	藤井幸	吉田正	折笠公	丹笠太	丹笠省	服部一	黒川実	小川一	谷浦一	小川淳	伊藤美	長行治
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事務員

渡辺恒	保田厚	藤川三	高掛子	田中豊	橋中茂	阿波敬	小川敬	山西野	石川永	神崎秀	上本義	吉本義	内山光	山本光	米川忠	中野年	岡崎篤	伊佐利	森岡利	熊野利	村上尚	近末尚	伊藤光	安藤光	松家弘	栗原弘	服部五	竹本正	植野正	柴田德	後藤連
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

◎雑報

九月市議会において左記の通り議決された。
(九月十五日)

- 一、第九十八号議案 昭和二十七年九月一日(各通)
- 一、第九十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百零二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百零九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百一十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百二十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百三十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百四十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百五十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百六十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百七十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百八十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十一号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十二号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十三号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十四号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十五号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十六号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十七号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十八号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第一百九十九号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加
- 一、第二百号議案 昭和三十七年度廣島市歳入出予算追加

産業局農水産課勤務を命ずる 西野 潔

社会保険廣島市市民病院庶務課勤務を命ずる 辻 隆

総務局市民税課勤務を命ずる 西本 紀奇

総務局総務課勤務を命ずる 金子 克彦

総務局資産課勤務を命ずる 北条 三千雄

水道局給水課勤務を命ずる 技術吏員 浜本 節

総務局総務課勤務を命ずる 事務吏員 土肥 幹三

総務局資産課勤務を命ずる 事務吏員 長神 勉

総務局徴収課勤務を命ずる 事務吏員 離友 新

厚生局労働課勤務を命ずる 事務吏員 祝清 二

廣島市事務吏員に任命する 技術吏員 清水 義海

衛生監督に補する 衛生局衛生課勤務を命ずる 事務吏員 林 唯雄

段原出張所事務係長を命ずる 事務吏員 西村 隆枝

厚生局社会課勤務を命ずる 事務吏員 松本 正夫

昭和二十七年九月一日(各通)

建設局管轄課工事係長を命ずる 技術吏員 岡崎 行雄

廣島市性病予防吏員を命ずる 事務吏員 豊岡 勲三

廣島市医療監視員を命ずる 昭和二十七年九月五日(各通)

廣島市技術吏員に任命する 三好 誠

技師に補する 九級四号給を給する

社会保険廣島市市民病院勤務を命ずる 昭和二十七年九月八日

廣島市技術吏員に任命する 中野 松枝

技師に補する 七級特一、〇〇〇円を給する

社会保険廣島市市民病院看護婦長を命ずる 昭和二十七年九月九日

事務吏員 加藤 政夫

廣島市工場設置委員会委員を命ずる 小 林 整

廣島市工場設置委員会幹事を命ずる 石田 貞夫

廣島市工場設置委員会書記を命ずる 佐々木 英男

廣島市工場設置委員会幹事を命ずる 向井 一貫

廣島市工場設置委員会書記を命ずる 桑原 茂

廣島市工場設置委員会書記を命ずる 石井 博

廣島市工場設置委員会書記を命ずる 松坂 義正

廣島市工場設置委員会書記を命ずる 昭和三十七年九月九日(各通)

廣島市表彰審査委員会委員長に選出された。 昭和三十七年九月十三日

保健所予防課勤務を命ずる 技術吏員 向井 秀夫

廣島市職員審査委員会臨時委員を命ずる 事務吏員 永井 要郎

昭和三十七年九月十八日(各通)

廣島市中小企業小口融資制度諮問委員会委員を命ずる 酒井 節三

昭和三十七年九月十八日(各通)

技術吏員 岡田 利三

事務吏員 久保 義之

事務吏員 宮田 辰雄

事務吏員 日下 晃次郎

事務吏員 中村 元三郎

昭和三十七年九月十九日(各通)

事務吏員 廣野 榮一

事務吏員 國廣 順三

昭和三十七年九月十九日

事務吏員 中村 正忠

秘書課業務を命ずる 大野 邦男

昭和三十七年九月十九日

事務吏員 中村 藤太郎

廣島市固定資産評価審議委員会委員に選任する 昭和三十七年九月十五日(各通)

出張所々管区域別人口及び世帯状況について(二七、九、一現在)

出張所別	人口	世帯	同上前月比較
牛田	1,034	256	△21
尾崎	1,004	238	△15
青崎	984	235	△10
段原	974	232	△8
比治山	954	228	△7
仁保	944	225	△6
大井	934	222	△5
皆川	924	219	△4
宇品	914	216	△3
似島	904	213	△2
基町	894	210	△1
元町	884	207	△0
十人町	874	204	△-1
舟入	864	201	△-2
鏡川	854	198	△-3
己斐	844	195	△-4
三津	834	192	△-5
草津	824	189	△-6

戸籍上の市勢について(二七、八月分)

種別	件数	同上一日分		前年同月
		最大	最少	
婚姻	17	17	17	17
離婚	3	3	3	3
出生計	110	110	110	110
男	55	55	55	55
女	55	55	55	55
死亡計	99	99	99	99
男	49	49	49	49
女	50	50	50	50
住居転入	11	11	11	11
住居転出	11	11	11	11
住所変更	11	11	11	11
その他	3	3	3	3
抄本請求	9,755	9,755	9,755	9,755
印鑑届	1,999	1,999	1,999	1,999
印鑑届	1,999	1,999	1,999	1,999
身分証明	5,655	5,655	5,655	5,655
戸籍開覽	355	355	355	355

記(一)記は、本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送したもの。

一、婚姻、離婚、出生、死亡は、三十一日分その他は、二十五日分で計算したもの。

廣島市報

No. 7 8

發行
昭和 27 年 10 月 20 日
(月 曜 日)

電話
中 三 五 一 三 三 三 (代表)
中 三 三 九 九 (建設局總務課)
中 三 三 八 八 (商工課)
中 三 三 七 七 (秘書課)
中 三 三 六 六 (會計課)
中 三 三 五 五 (總務課)
中 三 三 四 四 (教育委員會)
中 三 三 三 三 (衛生課)
中 三 三 二 二 (保健課)
中 三 三 一 一 (消防課)
中 三 三 〇 〇 (入浴場)
中 三 二 九 九 (警察部)
中 三 二 八 八 (消防隊)
中 三 二 七 七 (中央卸賣市場)

發行
廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

【目 次】

◎規 則

一 廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部改正……………一頁
二 廣島市衛生事務委任に關する規則の一部改正……………二頁
三 市長の消防服制等に關する規則……………三頁
四 結核療防法に基く定期外健康診断及び療防接種の
實施について……………四頁
五 公賣中止について……………五頁
六 建築許可に對する公關廳開について……………六頁
七 畜犬登録及び狂犬療防注冊について……………七頁
八 食品衛生監視員証の紛失について……………八頁
九 市金庫指定について……………九頁
一〇 廣島市金庫事務の一部取扱所の設置について……………一〇頁
一一 公示送達について……………一一頁
一二 建築許可申請に關する公關廳開について……………一二頁

◎告 示

一 廣島市教育委員會會議規則の一部改正……………一頁
二 廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部改正……………二頁
三 廣島市教育委員會事務決裁規則の一部改正……………三頁
四 廣島市立學校授業料減免規則……………四頁
五 公平委員會告示……………五頁
六 公關口頭審理について……………六頁
七 ………………七頁

◎辭 令

出張所管區域別人口及び世帯状況について……………七
戸籍上の市勢について……………八

◎規 則

廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十六號
廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部を
改正する規則
廣島市職員公務災害補償條例施行規則（昭和二十六年十
一月一日規則第五十七號）の一部を次のように改正する。
第二條中第二號を第三號とし、以下順次繰り下げ、第一
號の次に次の一號を加える。
二 水道局
別紙（立入検査証）中「公平委員會又は」及び「審査又
は」を削る。

附 則
この規則は、昭和二十七年十月一日から施行する。但し
別紙の改正規定は、昭和二十七年六月十日から適用する。

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。
昭和二十七年九月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十七號
廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する
規則
廣島市衛生事務委任に關する規則（昭和二十三年十二月
一日廣島市規則第五十三號）の一部を次のように改正す
る。
第二條第三號（中）「アイスクリーム製造業を含む。」を
削り、同條第十八號から第二十號まで中「理容師法」を「理
容師美容師法」に改める。
同條第二十號の次に次の一號を加える。
二十の二 理容師美容師法第十四條の規定による閉鎖命
令に關すること。
同條第二十二號中「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等
營業法」を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
法」に改め、同條の次に次の一號を加える。
二十二の二 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復
師法第十一條第二項の規定による處分に關すること。
同條第二十四號から第二十九號までを次のように改め
る。
二十四 結核療防法（昭和二十六年法律第九十六號）第

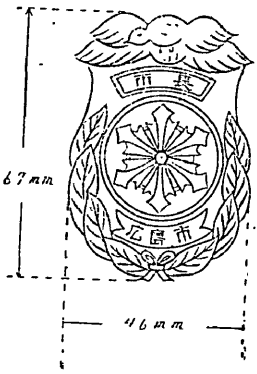
五條の規定による定期外の健康診断に關すること。
 二十五 結核豫防法第十四條の規定による定期外の豫防接種に關すること。
 二十六 結核豫防法第三十條の規定による家屋の消毒等に關すること。
 二十七 結核豫防法第三十二條第一項の規定による質問及び調査に關すること。
 二十八 結核豫防法第三十四條第二項及び第三項の規定による一般患者に對する醫療に關すること。
 二十九 結核豫防法第四十一條第二項の規定による急迫時の特別に關すること。
 三十 結核豫防法第四十二條第一項の規定による報告の請求及び検査に關すること。
 三十一 同條第五十六號の次に次の二號を加える。
 五十七 榮養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八號)第十一條第一項の規定による調査指導に關すること。
 五十八 榮養改善法第十六條第一項の規定による特殊榮養食品の検査及び収去に關すること。
 第三條中「別に定める様式により」を削る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

市長の消防服制等に關する規則をここに公布する。
 昭和二十七年十月三日
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十八號

市長の消防服制等に關する規則
 第一條 この規則は、市長の消防服制並びに制服、制帽等の支給及び着用期限について定めることを目的とする。
 第二條 市長の消防服制は、次の通りとする。

一 市長章、袖章及び帽子巻ひもは、次表による。
 市長章 上部に市長、下部に廣島市と記した金色金屬製のもの、左助部につける。形状及び寸法は、別圖(一)の通りとする。
 袖章 黒色綿、織線一條をつけ、その下に蛇腹組金線二條を表裏面にまとい、その下部に金色消防章三箇をつける。
 帽子巻ひも 帽の周圍に、黒色斜子線及び蛇腹組金線三條をつける。夏は、白又は茶褐色布のおいをつけることができる。形状及び寸法は、別圖(二)の通りとする。
 二 前號に定めるものの外は、廣島市消防吏員の服制に關する規則(昭和二十六年九月一日廣島市規則第四十二號)別表の規定を準用する。
 第三條 市長の制服、制帽等の支給は、必要に応じて行うものとする。
 二 前項の規定により支給した制服、制帽等の着用期限については、廣島市消防吏員給與品及び貸與品規則(昭和二十六年十月一日廣島市規則第五十二號)別表第二の規定を準用する。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (一) 市長章

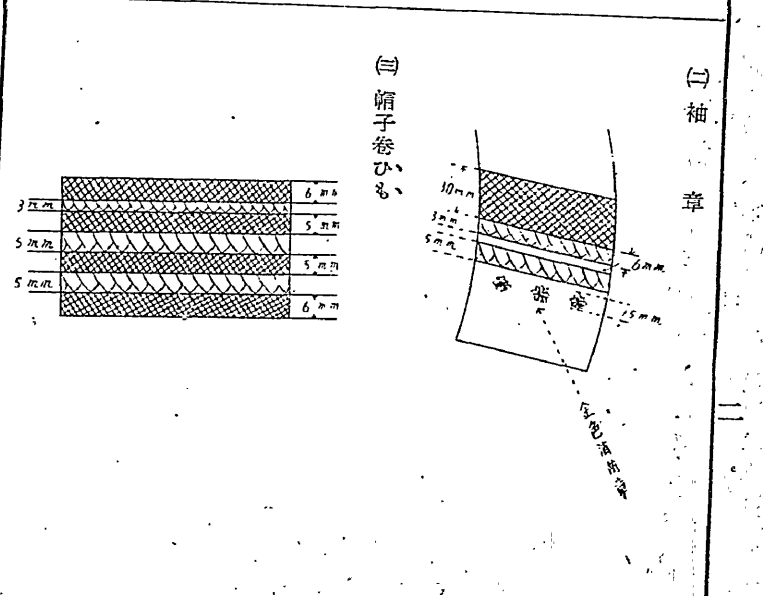


廣島市告示第九十五號

結核豫防法(昭和二十六年法律第九十六號)の規定に基き、定期外健康診断及び定期外豫防接種を左記の通り施行する。
 昭和二十七年九月二十六日
 廣島市長 濱井信三
 一、診断及び接種を受けなければならない人
 結核患者家族、理容師、美容師
 但し、ツベルクリン反應検査を實施し、陰性者及び疑陽

廣島市告示第九十六號

市稅滞納處分(昭和二十七年九月二十七日午前十時左記の者に對する不動産の公賣實施は、都合により中止する。
 記
 廣島市舟入川口町五八八番地 公賣中止公告
 廣島市長 濱井信三
 昭和二十七年九月二十七日
 市稅滞納處分(昭和二十七年九月二十七日午前十時左記の者に對する不動産の公賣實施は、都合により中止する。
 記
 廣島市舟入川口町五八八番地 公賣中止公告
 廣島市長 濱井信三
 昭和二十七年九月二十七日



性者にはB.C.C.接種を行い、陽性者には間接撮影を行う。
 二、期日 自昭和二十七年九月二十九日 至昭和二十七年十二月十日
 三、場所 結核患者家族

ツベルクリン反應検査	B.C.C.接種	場所
十月二日	十月四日	牛甲 小學校
十月七日	十月九日	青崎 小學校
十月十四日	十月十六日	尾長 小學校
十月二十一日	十月二十三日	仁保 小學校
十月二十八日	十月三十日	段原 小學校
十一月四日	十一月六日	大河 小學校
十一月十一日	十一月十三日	皆賀 小學校
十一月十八日	十一月二十日	草津 小學校
十一月二十五日	十一月二十七日	己斐 小學校
十一月二十二日	十一月二十四日	觀音 小學校
十一月二十九日	十一月三十一日	舟入 小學校
十二月六日	十二月八日	三篠 小學校
十二月十三日	十二月十五日	廣瀬 小學校
十二月二十日	十二月二十二日	白島 小學校
十二月二十七日	十二月二十九日	中島 小學校
十二月三十一日	一月二日	千田 小學校
一月三日	一月五日	袋町 小學校
一月十日	一月十二日	比治山 小學校
一月十七日	一月十九日	保健所

ツベルクリン反應検査	場所	検査日	場所
九月二十九日	東警察署	十一月十日	保健所
十月六日	舟入分室	十一月十七日	保健所
十月十三日	宇品出張所		
十月二十日	己斐小學校		
十月二十七日	保健所		
十月八日	保健所	十一月十二日	保健所
十月十五日	舟入分室		
十月二十二日	東警察署		
十月二十九日	己斐小學校		
十一月五日	宇品出張所	十一月十九日	保健所
十一月十二日	保健所		

廣島市告示第九十七號
 建築基準法第五十四條に基き、左記とおり公開による賑開を行う。
 昭和二十七年九月三十日
 廣島市長 濱井信三
 一、開催期日 昭和二十七年十月三日午前十時
 二、開催場所 廣島市廳舎内議員第二控室
 三、申請者住所 廣島市東觀音町二丁目二六二
 四、申請者氏名 石田 正
 五、建築場所 廣島市東觀音町二丁目二六二ノ一
 六、用途 製材工場(新築) 木造平屋家建延一八四、八平方米
 七、地域 住居地域
 廣島市告示第九十八號
 狂犬病豫防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)による昭和二十七年年度畜犬登録及び定期狂犬病豫防注射(後期分)を左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬登録及び豫防注射を受けなければならない。
 一、畜犬登録の實施
 昭和二十七年十月一日
 廣島市長 濱井信三

1 實施期間 昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日まで(日曜日及び祝日を除く。)

2 家施場所 廣島市保健所
當日は犬を連れて来る必要はない。(なお、別記注射場でも特別に取扱う。)

3 登録手数料 三〇〇圓

1 實施期日及び場所

注射月日	曜	時	間	注射場所
十月六日	月	午後一時—四時		草津小學校
七日	火			古田保小學校
八日	水			三篠中學校
九日	木			中廣中學校
十日	金			廣島市立小學校
十一日	土			廣島市立小學校
十三日	月			江波小學校
十四日	火			宇品出張所
十五日	水			青島小學校
十六日	木			矢賀小學校
十七日	金			南觀音派出所
十八日	土			東長小學校
二十日	月			尾長小學校
二十一日	火			船入病院

注射月日	曜	時	間	注射場所
十月二十二日	水	午後一時—四時		本川小學校
二十三日	木			廣島市立小學校
二十四日	金			女子商業學校
二十五日	土			宇品警察署
二十七日	月			袋町小學校
二十八日	火			千田小學校
二十九日	水			廣島市立小學校
三十日	木			廣島市立小學校
三十一日	金			大洲派出所

2 手数料 注射料 一五〇圓
注射済票交付手数料 三〇〇圓
計一八〇圓

廣島市告示第九十九號

左記の証票は、昭和二十七年九月六日盜難紛失したので以後無効とする。

昭和二十七年十月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第百號

市金庫指定告示
廣島市議會の議決を経て、廣島市金庫事務を取り扱う者を左記の通り定める。

昭和二十七年十月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第百二號

昭和二十七年度市民稅第二期督促狀、市内職町竹本夏子外二、一〇八件住所不明のため送達不能につき、地方稅法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により、自十月二十二日の十四日間、公示す。

なお右公示分の督促指定期限、昭和二十七年九月二十九日とあるを、同年十月二十三日に変更する。

店舖の名稱	所在地
廣島銀行廣島駅前支店	廣島市松原町一〇四八ノ三
同 向洋支店	同 仁保町字背崎(55)ノ一
同 大河支店	同 旭町一三四四ノ九
同 仁保支店	同 仁保町字西一ノ割一
同 宇品支店	同 宇品町北通り三ノ一八
同 皆賀町支店	同 皆賀町三丁目丸尾一
同 中央市場支店	同 水主町一〇二
同 船入支店	同 舟入仲町一六六ノ一
同 草津支店	同 草津本町五八
同 已斐支店	同 已斐町三七〇ノ六
同 廣島支店	同 廣島町四六
同 横山支店	同 横山町二丁目六六ノ八
同 銀山支店	同 下柳町四一ノ一
同 大手町支店	同 大手町八丁目一〇
同 段原支店	同 霞町廣島縣廳々内

昭和二十七年十月九日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第百三號
建築基準法第五十四條に基き、左記のとおり公開による聽聞を行う。

昭和二十七年十月十五日

廣島市長 濱井信三

- 一、開催期日 昭和二十七年十月十七日午前十時
- 二、開催場所 廣島市國泰寺町三九番地
- 三、申請者住所 廣島市西觀音町二丁目三四一番地
- 四、申請者氏名 小田助三郎
- 五、建築場所 廣島市東觀音町二丁目二六二番地
- 六、用途概要 靴下製造作業場、一六五平方米、動力五馬力、住居地域

◎教育委員會規則

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十日

廣島市教育委員會 副委員長 本田亮作

廣市教委規則第二號

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會會議規則(昭和二十五年十二月一日廣市教委規則第一號)の一部を次のように改正する。
第三十七條中「委員長がこれを決定することができる。」を「次回の委員會(繼續し、なお、議決に至らない場合は後會に繼續しない。)に改める。」
第四十四條を次のように改める。

第四十四條 會議録には、秘密會の議事及び委員長が取消しを命じた發言は記載しない。
第四十七條中「その採擇を」を「その採擇の可否及びこれに伴う處理について」に改める。
第四十八條を次のように改める。
第四十八條 削除

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十日

廣島市教育委員會 副委員長 本田亮作

廣市教委規則第三號

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務局事務分掌規則(昭和二十六年一月二十日廣市教委規則第八號)の一部を次のように改正する。
第二條中「總務課庶務係」の事務分掌の第三號を次のように改める。
三 事務局及び學校その他の教育機關の職員(校長及び教員を除く)及び囑託の分限、懲戒、服務その他の人事並びに出張に關すること。
同條中「總務課調査統計係」の事務分掌の第五號の次に次の二號を加える。
六 児童及び生徒の就學、入學及び轉學に關すること
七 通學區域に關すること
同條中「總務課事務係」の事務分掌の第一號及び第二號を削り、第三號を第一號とし、以下順次繰上げ、第二號中「その他教育機關の職員(雇員、囑託を除く)」を削り、「校長」の下に「及び」を「その他の人事」の下に「並びに出張」をそれぞれ加え、第九號の次に次の一號を加える。

廣市教委規則第四號

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十日

廣島市教育委員會 副委員長 本田亮作

十 児童及び生徒の管理に關すること
同條中「施設課管理係」を削る。
同條中「施設課施設係」の事務分掌中「教育」を「學校」に改め、第一號中「設置」の下に「管理」を加え、第二號中「建設計畫」を「營繕保全の計畫及び實施」に改め、第四號の次に次の二號を加える。
五 學校施設の賃借に關すること
六 課内庶務に關すること
同條中「社會教育課成人教育係」の事務分掌の第六號を次のように改める。
六 社會教育施設の建設並びに設置及び管理に關すること
同條中「社會教育課文化係」の事務分掌の第七號を第八號とし、第六號の次に次の一號を加える。
七 ニュースコ活動及び民間のニュースコ活動の助成に關すること
第四條第一項中「課長が」の下に「代理し、主管の課長にも事故があるときは、課の配列順位により他の課長がその事務を」を加え、同條第二項中「係長が」の下に「代理し、所管係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を」加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月二十日

廣島市教育委員會 副委員長 本田亮作

廣市教委規則第四號

廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務局事務分掌規則(昭和二十五年十二月十四日教育委員會規則第五號)の一部を次のように改正す

本規則中「代決」を「専決」に改める。
第一條の各號を次のように改める。
一 學校その他の教育機關の設置及び廢止に關すること

二 教科内容及びその取扱の一般方針に關すること
三 教科用圖書の採擇に關すること
四 教育委員會事務局（以下「事務局」という。）職員中、課長、指導主事及び社會教育主事並びに學校その他の教育機關の長の任免その他の人事に關すること
五 事務局及び學校その他の教育機關の職員組織する職員団体及び労働組合に關すること
六 學校その他の教育機關の敷地の設定及び變更並びに校舍その他の建物の新築、移築、再築、變更等の計畫に關すること
七 條例をもつて定める事項に關すること
八 委員會規則の制定又は改廢に關すること
九 委員會の所掌に係る才入、才出豫算に關すること
十 教育の目的のための基本財産及び積立金の管理に關すること
十一 一件三十万円以上の工事以外の事業の施行に關すること
十二 一件百五十万円以上の物品の購入及び修繕に關すること
十三 一件貸借料年額又は總額百萬元以上の財産の貸與又は借受に關すること
十四 委員會所管に係る見積價格百萬元以上の財産の處分に關すること
十五 請願、訴訟及び異議申立に關すること
十六 通學區域の設定及び變更に關すること
十七 他の教育委員會との協議會に關すること
十八 その他特に重要と認められる事項
第二條第六號中「及びその貸施」を削り、第六號の次に次の一號を加え、第七號を第八號とし、以下順次繰下げ、

第十一號中「委員會において議決した」を削る。
七 學校その他の教育機關の營繕の實施に關すること
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市立學校授業料減免規則をここに公布する。

廣島市教育委員會
副委員長 本田 亮 作

二 保護者の家庭收支調査
三 資産及び納税についての市町村長の証明書
2 學校長は、前項による願出を受理したときは、資産及び家計の状況を調査した上、詳細な意見書及び本人の成績証明書、出席状況調査書を附して進達しなければならない。
3 休學中の者が授業料の免除を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、當該學校長の証明書を添えて、願出するものとする。
（減免の停止又は變更）
第五條 授業料の減免を受けている者が事情の變更によりその必要が消滅したとき、又はその變更を必要とするときは、學校長を経てすみやかに教育委員會に届出なければならない。
2 學校長は、前項による届出を受理したときは、事情を調査し、意見書を附して進達しなければならない。
（結果の通知）
第六條 教育委員會は、第四條又は前條の書類を受理したときは、これを審査し、その結果を當該學校長を経て本人に通知する。
（減免等の効果）
第七條 授業料の減免又は減免の停止若しくは變更は、願出を受理した月から實施する。
2 授業料減免の有効期間は、當該年度内とする。
（授業料の追徴）
第八條 不當に授業料の減免を受けた者に對しては、これを取消し、減免した授業料を追徴することができる。
（雜 則）
第九條 この規則の實施に關し必要な事項は、教育長が定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

◎公平委員會告示

廣島市公平委員會告示第二號

請求者 森 澤 敏 次
處分者 廣島市選舉管理委員會
右當事者間の昭和二十七年廣島公平第一號強制による依願退職處分に對する審査請求事件について次のように公開口頭審理を行う。
昭和二十七年十月十日
廣島市公平委員會委員長 田 坂 戒 三
審理期日 昭和二十七年十一月四日午前十時
審理場所 廣島市公平委員會室

◎辭 令

廣島市技術吏員に任命する
河野 義 夫
技術に補する
十二級三號給を給する
社會保險廣島市民病院内科部長を命ずる
昭和二十七年八月十一日
事務吏員 井 上 良 治
願により本職を免ずる
昭和二十七年九月十五日

廣島市固定資産評價審査委員會委員に選任する
中村 藤太郎
事務吏員 中 村 正 忠
秘書課兼務を命ずる
昭和二十七年九月十九日（各通）
事務吏員 青 笹 武 男
願により本職を免ずる
昭和二十七年九月三十日

◎公平委員會告示

廣島市水道事業管理者を命ずる
昭和二十七年十月一日
川 本 剛

廣島市事務吏員に任命する
主事に補する
九級六號給を給する
社會保險廣島市民病院會計課經理係長を命ずる
昭和二十七年十月九日
事務吏員 今 橋 重 雄
廣島市環境衛生監視員を命ずる
昭和二十七年十月十日（各通）
事務吏員 原 田 種 吉

助 役	高 山 一 三
川 本	剛
吉 川	清
吉 光	義
坂 本	敏
坂 本	清
木 村	恒
清 水	義
油 川	海
砂 田	徹
渡 部	雄
渡 部	三
國 近	洋
井 手	元
青 木	四
青 木	淺
松 本	忠
松 本	人
大 島	高
大 島	亨
中 島	正
中 島	三
山 根	喜
八 島	秋
八 島	次
檜 山	甫
石 原	卓
石 原	三
河 合	護
河 合	郎

◎雜 報

技術吏員 岡 崎 行 雄
友 則 正 之
後 藤 文 彦
西 川 弘
定 光 尚
長 谷 川 三 郎
向 井 秀 夫
初 谷 清 一 郎
廣島市中小企業融資委員會を委嘱する
根本 清 介
廣島市中小企業融資委員會を解く
技術吏員 岡 崎 行 雄
向 井 秀 夫
衛生管理者に選任する
昭和二十七年十月十一日（各通）

出張所別	人 口	同上前月	世 帯	同上前月
牛 田	九、五三三	△	二、E01	△
尾 長	一四、五九六	△	三、四九九	△
青 崎	九、八〇八	△	二、五八八	△
段 原	三、四八八	△	五、七二二	△
比 治	一七、五五三	△	四、三三七	△
仁 保	五、八〇九	△	一、五〇九	△
大 河	二、七三三	△	二、九〇六	△
皆 賀	一七、三三三	△	四、三三三	△
宇 品	三、三三三	△	六、五〇四	△
似 島	二、一七三	△	五、〇〇三	△

種別	件数	戸籍上の市勢について (二七、九月)		前年同差	増減
		最大	最少		
結婚	(一七五)	(一六)	(一)	(一七)	九〇
離婚	(九四)	(三)	(一)	(九)	一
出生計	(一〇一)	(一〇)	(一)	(一〇)	二〇
死亡計	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一
抄本請求	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一
印鑑届	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一
印鑑照査	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一
身分証明	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一
戸籍開覽	(一〇)	(一)	(一)	(一)	一

市内の出生と増減数
 死亡から見た増減数
 男一四九人 計三〇〇人 一日平均一〇人
 女一五一人
 一、前年同 上
 男一三七人 計二三九人 一日平均 八人
 女一〇二人
 一、謄抄本作製数 九、九八九枚
 従事者延三一人 一人平均 三一・九人
 一、失期件数 三四件

備考 一、()は、本市以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十五日で計算したもの

◎正 誤

廣島市報第七十七號の告示の部 固定資産台帳の縦覧について(廣島市告示第九十四號)中七頁中段十一行「記」の前に「昭和二十七年九月二十日廣島市長濱井信三」が入るはずの、同市報の辭令の部 十三頁上段六行及び中段一行「柴田重暉」とあるのは、「柴田重暉」のいずれも誤植